

令和 5 年度経済産業省・環境省委託事業

**令和 5 年度
国内における温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度
の実施委託費（J-クレジット制度運営等業務）
報告書**

令和 6 年 3 月 29 日

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

1. 事業目的	1
2. Jークレジット制度における委員会の支援.....	2
2.1 運営委員会の開催.....	2
2.1.1 運営委員会の開催概要	2
2.1.2 制度文書・方法論改定の概要	11
2.2 認証委員会の開催概要	32
2.2.1 認証委員会の開催概要	32
2.2.2 プロジェクト登録等の状況	55
3. クレジット創出のためのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援59	
3.1 支援方法・支援実績	59
3.1.1 プロジェクト計画書作成支援	59
3.1.2 モニタリング報告書作成支援	61
3.1.3 支援実績	62
3.1.4 課題と対応策.....	63
3.2 作成支援ツール類を用いた支援の検討	64
4. プロジェクト実施円滑化のための審査費用支援	68
4.1 支援方法・支援実績	68
4.2 課題と対応策	75
5. 方法論策定支援	76
5.1 窓口の設営	76
5.2 新規方法論策定支援	77
5.3 既存方法論の改定支援	77
6. Jークレジット登録簿システムの運用・管理支援.....	78
6.1 窓口の設置	78
7. Jークレジット制度ウェブサイトの管理・運営	81
7.1 ウェブサイトの運用	81
7.2 認証委員会・運営委員会の開催に関する制度ホームページの運用	81
8. クレジット売買支援	83
8.1 マッチング促進	83
8.2 政府保有クレジット等の販売	83
8.3 Jークレジット・プロバイダー等の紹介	84
9. 地域版クレジット制度支援	90

10. Jークレジット制度に関する窓口の設営	91
10.1 問い合わせ・申請窓口	91
10.2 申請受付実績	92
10.3 二重登録・認証の防止措置	93
10.4 森林管理プロジェクトにおける永続性担保の確認	95
10.5 打合せの開催	97
11. 関係者との連絡体制の構築と情報共有の実施	98
12. Jークレジット制度の普及促進	99
12.1 Jークレジット制度の説明会	99
12.2 パンフレットの作成とホームページへの掲載	101
13. Jークレジット制度の活性化及び運営効率化に資する調査研究	104
13.1 制度簡素化に関する調査	104
13.1.1 ポジティブリストに関する調査	104
13.1.2 登録簿システムの電子化に関する調査	125
13.1.3 パワーコンディショナーの校正に関する調査	125
13.1.4 CORSIA への申請・登録に関する調査	125

1. 事業目的

J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO2 の排出削減量や、適切な森林管理による CO2 の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度である。本業務は、平成 25 年度より開始した J-クレジット制度の運営を行うとともに、J-クレジット制度の普及促進を行うものである。

2. Jークレジット制度における委員会の支援

2.1 運営委員会の開催

2.1.1 運営委員会の開催概要

(1) 運営委員会の概要及び委員構成

Jークレジット制度運営委員会は、本制度の制度管理者により設置され、以下の役割を担っている。また、運営委員会の委員は、表 2-1 に示す 11 名で構成した。

- | |
|----------------------------|
| ① 基本文書の決定及び改廃に関する審議 |
| ② 小委員会の設置 |
| ③ 制度管理者への制度変更に関する意見の提出 |
| ④ 認証委員会からの意見への対応案の審議 |
| ⑤ 地域版 Jークレジット制度の承認に関する審議 |
| ⑥ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議 |

出所) Jークレジット制度実施要綱

制度事務局は、以下の有識者に対し委員の委嘱手続きを行い、委員として運営委員会に出席いただいた。

表 2-1 運営委員会委員

	氏名	所属
委員長	山地 憲治	公益財団法人地球環境産業技術研究機構 理事長・研究所長
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 研究主幹
委員	伊東 新之助	一般社団法人日本経済団体連合会 環境エネルギー本部 主幹
	大塚 直	早稲田大学法学学術院 教授
	須藤 重人	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門気候変動緩和策研究領域 緩和技術体系化グループ長
	高橋 真史	日本商工会議所 産業政策第二部 主任調査役
	西尾 チヅル	筑波大学人文社会ビジネス科学学術院長・教授
	橋本 征二	立命館大学理工学部 教授
	細田 和男	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 森林管理研究領域長
	前田 憲生	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科 教授

(2) 委員会の結果

運営委員会は今年度 4 回開催した。新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、オンライン開催を併用する形態とした。また、第 30 回、第 31 回運営委員会は書面での開催とした。各回の開催概要を以下に示す。なお、書面開催を除く 2 回の委員会ではいずれも、森林クレジットを用いたカーボン・オフセットを実施した。

① 第 30 回運営委員会

表 2-2 第 30 回運営委員会の議事概要

日時	2023 年 4 月 28 日（金）
場所	書面開催
出席者	【委員】 山地委員長、二宮副委員長、伊東委員、大塚委員、須藤委員、高橋委員、西尾委員、橋本委員、細田委員、前田委員、松橋委員
議題	【審議事項】 (1) CORSIA 再申請に対応する制度文書および方法論の改定
配付資料	【資料 1】 第 30 回 J-クレジット制度運営委員会資料
議事概要	【審議事項】 <u>1. CORSIA 再申請に対応する制度文書および方法論の改定</u> CORSIA 再申請に対応する「制度ガバナンス」「セーフガードの仕組み」「持続可能な開発に係る基準」「正味での無害性」に関連する規程を強化・改善することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書および方法論の改定を承認した。

② 第 31 回運営委員会

表 2-3 第 31 回運営委員会の議事概要

日時	2023 年 6 月 30 日（金）
場所	書面開催
出席者	【委員】 山地委員長、二宮副委員長、伊東委員、大塚委員、須藤委員、高橋委員、西尾委員、橋本委員、細田委員、前田委員、松橋委員
議題	【審議事項】 (1) CORSIA 再申請に対応する制度文書の改定①：相当調整関係 (2) CORSIA 再申請に対応する制度文書の改定②：その他方法論の改定
配付資料	【資料 1】 第 31 回 J-クレジット制度運営委員会資料
議事概要	【審議事項】 <u>1. CORSIA 再申請に対応する制度文書および方法論の改定</u> CORSIA 再申請に対応する「相当調整関係」に関連する規程の整備及び、「妥当性確認／検証報告書の公開」に関する制度文書への文言の追加について、事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

③ 第 32 回運営委員会

表 2-4 第 32 回運営委員会の議事概要

日時	2023 年 10 月 20 日（金）10:00-12:00
場所	経済産業省 別館 2 階 240 会議室（オンライン開催併用）
出席者	【委員】 山地委員長、二宮副委員長、伊東委員、大塚委員、須藤委員、高橋委員、西尾委員、橋本委員、細田委員、前田委員 【事務局】 経済産業省：荻野室長、遠藤係長 環境省：山本室長、三原調査員 農林水産省：宮田課長補佐、大津山係長 林野庁：増山管理官、近藤推進官 みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）：荻田上席主任コンサルタント 桂主任コンサルタント
議題	【審議事項】 1. 制度文書の改定 ・ J ークレジット活用先における GX リーグの追加（実施要綱） ・ クレジット補填に関する規定の明確化（実施要綱、実施規程） ・ CORSIA におけるオフセットに係る特別手続きの改定（実施要綱） ・ 審査契約主体の明確化（実施規程） ・ LPG の換算方法の明記等（モニタリング・算定規程） ・ 森林関連の改定（実施要綱、実施規程、モニタリング・算定規程） 2. 新規方法論の策定 ・ 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 3. 方法論の改定 ・ 電気自動車方法論（EN-S-012）の改定 ・ カーナビ方法論（EN-S-034）の改定 ・ 廃棄物・バイオマス系方法論（EN-R-007 等）の改定 ・ アミノ酸バランス飼料方法論（AG-001）の改定 ・ 森林経営活動方法論（FO-001）の改定 ・ 再造林方法論（FO-003）の改定 【検討事項】 ・ 燃料アンモニア案件の評価に関する検討 【報告事項】 ・ CORSIA への申請について ・ カーボン・クレジット市場の動向について ・ J ークレジット×デジタル事業の実証について ・ J ークレジット制度の最近の動向
配付資料	【資料 1】第 32 回 J ークレジット制度運営委員会資料 【資料 2】新規方法論 AG-006「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」

議事概要	【審議事項】 <u>1. 制度文書の改定</u> <u>1ー1. Jークレジット活用先における GX リーグの追加（実施要綱）</u> - Jークレジットの用途に GX リーグを追加する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー2. クレジット補填に関する規定の明確化（実施要綱、実施規程）</u> - クレジット補填に関する規定の適正化・明確化をする改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー3. CORSIA におけるオフセットに係る特別手続きの改定（実施要綱）</u> 「CORSIA におけるオフセットに係る特別手続き」に係る規定を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー4. 審査契約主体の明確化（実施規程）</u> - プロジェクト実施者が複数存在する場合の審査契約主体を明確化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー5. LPG の換算方法の明記等（モニタリング・算定規程）</u> - LPG の換算方法の記載箇所を明確化し、全電源排出係数の出典を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー6. 森林関連の改定（実施要綱、実施規程、モニタリング・算定規程等）</u> ✓ 主伐後に再造林した林分における補填の取り扱い - 主伐後に再造林した林分における補填の規定を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 ✓ プロジェクト実施者の義務に係る規定の改善 - プロジェクト実施者の義務の履行主体を明確化し、プロジェクト実施地の各種権利保有者所有者の義務に係る規定を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 ✓ 伐採木材のモニタリングにおける原料用材の出荷量 - 伐採木材の内、原料用材のモニタリング方法を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 ✓ 伐採木材のモニタリングに用いる統計値の取扱い - 伐採木材のモニタリングで適用する統計値の年度の指定に関する規定を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定に
------	--

	ついて承認した。 ✓ 伐採木材のモニタリングに関する表現の適正化 ・ 伐採木材の内、合板の統計値の引用方法の表現を適正化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 ✓ 伐採木材のうち永続的な炭素固定に係る吸収量の算定に使用する木材の密度 ・ 伐採木材の算定で樹種が不明な場合の規定を追加する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>2. 新規方法論の策定</u> <u>2ー1. 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌</u> ・ 肉用牛にバイパスアミノ酸を給餌し生産性を向上させることによる、温室効果ガスの排出削減を評価する方法論を策定することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の新規策定を承認した。委員会後にパブリックコメントを実施し、結果を踏まえ修正が必要な場合、修正内容の承認を委員長に一任することについても承認した。 <u>3. 方法論の改定</u> <u>3ー1. E-S-012：電気自動車方法論の改定</u> ・ E-S-012 電気自動車方法論において、電力使用量を走行距離とエネルギー消費効率から求める算定方法を明記する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定を承認した。 <u>3ー2. EN-S-034：カーナビ方法論の改定</u> ・ EN-S-034 カーナビ方法論において、排出削減量の補正方法と統計処理手法を見直す改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定を承認した。 <u>3ー3. バイオマス系方法論の改定</u> ・ バイオマス系の方法論において、プロジェクト実施前後での燃料輸送に係る排出削減を考慮するため、ベースラインの付随的排出量の項目に輸送工程を追加する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定を承認した。委員会後にパブリックコメントを実施し、結果を踏まえ修正が必要な場合、修正内容の承認を委員長に一任することについても承認した。 <u>3ー4. AG-001：アミノ酸バランス飼料方法論の改定</u> ・ AG-001：アミノ酸バランス飼料方法論において、インベントリの考えと整合させ、家畜排せつ物の間接 N₂O も算定対象とする改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定を承認した。委員会後にパブリックコメントを実施し、結果を踏まえ修正が必要な場合、修正内容の承認を委員長に一任することについても承認した。
--	---

	<u>3-5. FO-001：森林経営活動方法論の改定</u> - FO-001：森林経営活動方法論において、次の3点の改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定を承認した。 - プロジェクト実施者の代表者となれる者を、森林の所有者又は管理者と限定。 - 主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を当該プロジェクトの吸収量として認証申請する場合の面積について、測定値に0.9を乗じる。 - 伐採木材の吸収量に算定できるのは、プロジェクト計画の登録を行った森林から伐採出荷される木材（用材）であることを明記。 <u>3-6. FO-003：再造林方法論の改定</u> - FO-003：再造林方法論において、プロジェクト実施者になれる者の制限を適格化する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定を承認した。 【検討事項】 <u>4. 燃料アンモニア案件の評価に関する検討</u> - 海外から輸入したアンモニアを利用した場合の考え方（海外で実施されるCCSの取扱い、ロケーション・スワップ取引）の方針や課題について、事務局より説明し、委員から意見をいただいた。 【報告事項】 <u>5. CORSIA への申請について</u> - CORSIA への申請状況について、事務局より報告した。 <u>6. カーボン・クレジット市場の動向について</u> - カーボン・クレジット市場の動向について、事務局より報告した。 <u>7. J-クレジット×デジタル事業の実証について</u> - J-クレジット×デジタル事業の実証状況について、事務局より報告した。 <u>8. J-クレジット制度の最近の動向</u> - J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より報告した。
--	--

④ 第33回運営委員会

表 2-5 第33回運営委員会の議事概要

日時	2023年12月19日（火）10:00-12:00
場所	経済産業省 別館2階 240会議室（オンライン開催併用）
出席者	【委員】 山地委員長、二宮副委員長、伊東委員、須藤委員、高橋委員、西尾委員、橋本委員、

	細田委員、前田委員、松橋委員 【事務局】 経済産業省：永井室長補佐、遠藤係長 環境省：山本室長、三原調査員 農林水産省：宮田課長補佐、但田係長 林野庁：増山管理官、飯田課長補佐 みずほリサーチ&テクノロジーズ（株）：荻田上席主任コンサルタント 桂主任コンサルタント
議題	【審議事項】 1. 制度文書の改定 ・ 登録済みプロジェクトが準拠する制度文書のバージョン（実施規程） ・ 移行限界電源の起点（モニタリング・算定規程） ・ 森林面積の測量方法及び精度基準（モニタリング・算定規程） ・ モニタリングプロットの形状（モニタリング・算定規程） ・ 樹高測定に使用できる機器（モニタリング・算定規程） 2. 方法論の改定 ・ 低炭素コンクリート方法論（EN-S-040）の改定 ・ 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入方法論（EN-S-041）の改定 ・ 水素・アンモニア方法論（EN-S-043）の改定 ・ 廃棄物由来バイオマス方法論（EN-R-005）の改定 ・ 再造林方法論（FO-003）の改定 【検討事項】 ・ J-クレジット制度の対象拡大 【報告事項】 ・ CORSIA への申請結果について ・ カーボン・クレジット市場の動向について ・ J-クレジット制度の最近の動向
配付資料	【資料1】第33回J-クレジット制度運営委員会資料
議事概要	【審議事項】 1. 制度文書等の改定 1-1. 登録済みプロジェクトが準拠する制度文書のバージョン（実施規程（プロジェクト実施者向け）及び同（審査機関向け）） ・ 登録済みプロジェクトが準拠する制度文書のバージョンに関する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 1-2. 移行限界電源の起点（モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）） ・ 移行限界電源の起点の改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 1-3. 森林面積の測量方法及び精度基準（モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用））

	・ 森林面積の測量方法及び精度基準に関する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー4. モニタリングプロットの形状（モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用））</u> ・ モニタリングプロットの形状に関する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>1ー5. 樹高測定に使用できる機器（モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用））</u> ・ 樹高測定に使用できる機器に関する改定について、事務局より説明した。審議の結果、提案された改定について承認した。 <u>2. 方法論の改定</u> <u>2ー1. 低炭素コンクリート方法論（EN-S-040）</u> ・ EN-S-040 において、認証対象期間の適用を除外することについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定について承認した。 <u>2ー2. 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入方法論（EN-S-041）</u> ・ EN-S-041 において、回収主体と施用主体が異なる場合の評価について、事務局より説明した。審議の結果、一部記述内容を再検討することを条件とし、提案された改定の方針について承認した。 <u>2ー3. 水素・アンモニア方法論（EN-S-043）</u> ・ EN-S-043 において、ロケーション・スワップ取引を介した調達における排出量計算の考え方について、事務局より説明した。審議の結果、一部記述内容を再検討することを条件とし、提案された改定の方針について承認した。 <u>2ー4. 廃棄物由来バイオマス方法論（EN-R-005）</u> ・ EN-R-005 において、セメント焼成原料や高炉で用いる還元剤を対象となることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定について承認した。 <u>2ー5. 再造林方法論（FO-003）</u> ・ FO-003 において、認証対象期間を最大 16 年生の年度までを対象とすることについて、事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定について承認した。
--	---

	【検討事項】 <u>3. J-クレジット制度の対象拡大</u> - J-クレジット制度の対象拡大に関する方針や課題について、事務局より説明し、委員から意見をいただいた。今後、さらに検討を進めることを確認した。 【報告事項】 <u>4. CORSIA への申請結果について</u> - CORSIA への申請結果について、事務局より報告した。 <u>5. カーボン・クレジット市場の動向について</u> - カーボン・クレジット市場の動向について、事務局より報告した。 <u>6. J-クレジット制度の最近の動向</u> - J-クレジット制度の最近の動向について、事務局より報告した。
--	--

2.1.2 制度文書・方法論改定の概要

(1) 実施要綱

① CORSIA 再申請に係る改定

J-クレジット制度は、2022 年に CORSIA（国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム）適格プログラムとしての認定を申請したが「再申請を要す」（Invited to re-apply）と判定され、2023 年 3 月に再申請を行った。CORSIA の概要、それに参画することのメリットは、以下の通り。

- ICAO（国際民間航空機関）は 2020 年以降に温室効果ガスの総排出量を増加させない目標を採択しており、そのための市場メカニズムとして、2016 年に CORSIA を採択。
- CORSIA の下、国際線を運行する航空会社に対し、算出されたオフセット義務量（下表）について、航空以外の事業から CO2 クレジットを購入すること等を義務づけ。購入に使用できるクレジットを「CORSIA 適格排出ユニット」として規定。

	2023年申請	2022年申請	第2フェーズ		
	パイロットフェーズ 2021～2023年	第1フェーズ 2024～2026年	2027～2029年	2030～2032年	2033～2035年
参加対象国	ICAO加盟国は自発的に参加		免除対象国等を除き、全てのICAO加盟国に参加を義務付け		
オフセット義務量	セクター全体で増加した排出量について、 各航空会社の排出量に応じて按分して負担 (※成長率の高い途上国への配慮)				セクター全体で増加した排出量について、 各航空会社の削減努力を段階的に反映して負担 (※排出量の多い航空会社への負担がより増える仕組み)

- 取引規模が大きい（日本の削減義務分は 2024 年において年間数百万トンとの試算）ため、需要の拡大を通じた J-クレジット市場の活性化に繋がる。
- CORSIA で J-クレジットがオフセットされると国内排出量が増加（オンセット義務が発生）することとなるが、我が国の経済活動に伴う排出を、国内の削減分でオフセットすることは、J-クレジットの制度概念とも符号するため、日本の発着便に係る排出に対するオフセットへの活用を前提として、CORSIA 事務局へ申請。

最初の申請に対し CORSIA 技術助言機関（Technical Advisory Body: TAB）から「改善が必要」とされた分野（下表右列）のうち、①緑色マーカーの 5 分野は再申請書で説明をブラッシュアップすることで対応し、②黄色マーカーの 4 分野は第 30 回運営委員会（2023 年 4 月）で、橙マーカーの 2 分野は第 31 回運営委員会（2023 年 6 月）で、実施要綱を改定することで対応した。

<CORSIAの基準内容と整合している分野>	<CORSIAの基準内容と部分的にしか整合していない分野>
J-Credit demonstrated technical consistency with the contents of...	J-Credit demonstrated technical consistency with some, but not all , contents of...
排出削減・吸収単位の法的性質と移転 Legal nature and transfer of units	制度のガバナンス Program governance
透明性と市民参加に係る規定 Transparency and public participation provisions	セーフガードの仕組み Safeguards system
妥当性確認と検証の手続き Validation and verification procedures	持続可能な開発に係る基準 Sustainable development criteria
明確で透明性のある証拠保全 Clear and transparent chain of custody	正味での無害性 Do no net harm
明確な方法論と規定およびそれらの策定過程 Clear methodologies and protocols, and their development process	クレジットの識別と追跡 Identification and tracking
クレジットの発行と無効化の手続き Offset credit issuance and retirement procedures	クレジットは定量化・記録・報告・検証されなければならないこと Carbon offset credits must be quantified, monitored, reported, and verified
永続性 Permanence	追加性 Additionality
	現実的で信頼性のあるベースライン Realistic and credible baselines
	リーケージ Leakage
	二重認証・発行・主張の回避 Avoidance of double counting, issuance and claiming
	緩和義務に対し 1 回のみ計数されること Are only counted once towards a mitigation obligation

「改善が必要」とされた分野における具体的な要改善内容と対応内容は、下表の通りである。

CORSIA基準と整合不十分な分野	対応が必要な内容（TABや専門家の指摘に拠る）	対応内容
制度のガバナンス	・ 国家公務員倫理法の対象外となる委員に係る利益相反規制を強化すべき。 ・ 制度が、過去少なくとも2年間、および今後数十年にわたり管理・運用されることを示すべき。	第30回運営委で制度文書を改定（委員に対する利益相反規制を強化） 再申請書で、2050年カーボンニュートラル目標を見据えた地球温暖化対策計画においても必要な制度とされていることを説明
セーフガードの仕組み	・ 環境リスクおよび社会リスクに対してセーフガードを設けるべき。	第30回運営委で制度文書を改定（環境社会配慮をプロジェクト要件化）
持続可能な開発に係る基準	・ 国の持続可能性課題の達成に貢献するための持続可能性基準を公開すべき。	
正味での無害性	・ いかにして環境・社会セーフガードに従い環境・社会リスクを特定・評価・管理するのかを公開すべき。	
クレジットの識別と追跡	・ 1単位のクレジット毎に創出地、創出分野、創出年、創出源プロジェクト登録日を特定できるようにすべき。	登録簿システム利用規程を英訳済み
クレジットは定量化・記録・報告・検証されなければならないこと	・ 活動を再登録する際にはベースラインの再評価を求める手続きを定めるべき。	再申請書で、従前の説明をブラッシュアップして再提示
追加性	・ ポジティブリストについて、追加性を自動認定する明確な根拠、公開されている保守的な基準が在るべき。	ポジティブリストおよびそれを定める方法論策定規程の英訳版を公開済み
現実的で信頼性のあるベースライン	・ 排出削減・吸収量を過大評価しないようなベースライン設定方法が確立されているべき。	再申請書で、従前の説明をブラッシュアップして再提示
リーケージ	・ リーケージ（付随的排出量）のモニタリングを要求し、またそれを支援する手続きを設けるべき。	再申請書で、従前の説明をブラッシュアップして再提示
二重認証・発行・主張の回避 緩和義務に対し1回のみ計数されること	・ クレジットがCORSIAで使われた場合に二重主張を排除するための手続きを整備すべき。	第31回運営委で制度文書を改定（相当調整に係る規定を整備）

<制度のガバナンスについて>

「制度のガバナンス」に関して CORSIA 基準は、制度運営関係者（programme staff, board members, and management）の利益相反を防ぐ政策と確固たる手続きが在ることを求めている。

Jークレジットの制度運営関係者のうち、制度管理者（担当省庁）の国家公務員については、国家公務員倫理法による規制があるが、他方、運営・認証委員については、実施要綱の「2.4 委員会の運営」に「議事内容について特別の利害関係を有する委員は・・・議決に加わることができない」との規定があるが、それを担保する具体的な手続きまで盛り込むべく、下記の通り加筆（太字下線部）を行った。下記の③とは「委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」という規定、⑥とは「委員会の審議については記録を行い、審議の概要を公開する」という規定である。

議事内容について特別の利害関係を有する委員は、③の議決に加わることができないこととし、**各委員会の冒頭に委員長から各委員に対し、議事内容についての特別の利害関係の有無を確認**する。なお、当該**確認の結果は⑥の記録に含める**。

<セーフガードの仕組みについて>

「セーフガードの仕組み」に関して CORSIA 基準は、環境リスクおよび社会リスクに対してセーフガードが在ることを求めている。

Jークレジット制度では、制度利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）の第3条（制度利用に当たっての合意事項）が、「プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること」を定めている。約款（プロジェクト実施者向け）は、実施要綱において「プロジェクト実施者が遵守すべき文書」の一つとされ、約款の遵守は、実施要綱と実施規程（プロジェクト実施者向け）が「プロジェクトが満たすべき要件」の一つとして「その他制度の定める事項に合致していること」を挙げていることにより担保されている形である。

一般的な法令遵守にとどまらず環境リスクと社会リスクへの配慮を特出しして言及し、それを（「その他事項」ではなく）独立した「プロジェクトが満たすべき要件」とするべく、「環境社会

配慮を行い持続可能性を確保すること」を実施要綱、実施規程（プロジェクト実施者向け）および各方法論（適用条件）に追加した。

<持続可能な開発に係る基準について>

「持続可能な開発に係る基準」に関して CORSIA 基準は、持続可能な開発に係る基準(sustainable development criteria) を制度が設けていることを求めている。

従前の J-クレジット制度は、制度利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）の第 3 条（制度利用に当たっての合意事項）「プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること」を超える基準は特に設けていなかった。環境社会配慮を行い、環境リスクや社会リスクを回避・最小化することによって、持続可能性が確保されるという考え方から、前述の通り実施要綱等に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」というプロジェクト要件を加えることで、持続可能な開発に係る基準も設けたことになったとした。

<正味での無害性について>

「正味での無害性」に関して CORSIA 基準は、いかにして環境・社会セーフガードに従い環境・社会リスクを特定・評価・管理するのかを示すことを求めている。

上述の通り、従前の J-クレジット制度では、制度利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）の第 3 条（制度利用に当たっての合意事項）が、「プロジェクトの実施に関連する各種法令等を遵守すること」を定めている。前述の通り実施要綱等に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」というプロジェクト要件を加えることで、正味での無害性の確保についても規定したことになったとした。

<相当調整について>

「二重認証・発行・主張の回避」「緩和義務に対し 1 回のみ計数されること」は、すなわち CORSIA で使われたクレジットが由来した排出削減・吸収が二重主張されないことを求めるものである。

CORSIA すなわち国際航空の場合（＝日本国外）で、日本国内の排出削減・吸収活動に由来する J-クレジットがオフセットに使われると、その環境価値が国外へ持ち出されて無効化されたことになるので、そのクレジット分の排出削減・吸収を日本は主張できなくなり、その分だけ日本の排出量を上乘せ（吸収量を引き下げ）する「相当調整」が必要となる。

相当調整そのものを行うのは「国が決定する貢献」(NDC)を所管する日本政府であるので、J-クレジット制度としては、実施要綱において、先ず「J-クレジットの用途」として「国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム (CORSIA) におけるオフセット (CORSIA 適格と認められた J-クレジットに限られる)」を追加し、その上で「CORSIA におけるオフセットに係る特別手続き」として下記の規定を新設した。

- 制度管理者は、CORSIA におけるオフセットのための使用に係る適格性を日本国政府が予備的に承認した (CORSIA 適格と認められる) J-クレジットを指定し、その情報を公開する。
- CORSIA におけるオフセットのために J-クレジットを無効化する者は、当該クレジットが CORSIA 適格と認められていることを公開情報に基づき確認の上、その数量、属性、無効化用途及びオフセット対象期間に係る情報を添えて、制度管理者に対し無効化を申請する。

- 制度管理者は、上記申請のあった J ークレジットが CORSIA 適格と認められること等を確認の上、無効化を承認する。申請の内容に不備があった場合は、申請を差し戻す。
- 制度管理者は、日本政府に対し、承認した無効化の数量を報告し、当該 J ークレジットが CORSIA におけるオフセットのために使用されることを最終的に承認する文書の発出を求める。
- 制度管理者は、上記文書を確認の上、申請のあった J ークレジットの無効化が実施され、CORSIA におけるオフセットのための使用が承認され有効となったことを、無効化の申請者に対し通知する。

上記「CORSIA におけるオフセットに係る特別手続き」は、第 31 回運営委員会（2023 年 6 月）で新設された後、第 32 回運営委員会（2023 年 10 月）にて下記の考察に基づき改定されたものである。

1. CORSIA におけるオフセットに係る日本政府からの承認は、(A)特定の J ークレジットがオフセットに使用できることについての「予備的な承認」と、(B)それらの J ークレジットがオフセットに使用されることについての「最終的な承認」（＝その使用に対して相当調整を行うという約束）、という 2 段階で得る形にすべき。
2. CORSIA におけるオフセットに使用できる J ークレジットを予め指定する段階でも、日本政府からの承認（CORSIA が求める ”attestation from the host country”＝上記(A)の「予備承認」）が必要。
3. 日本政府による相当調整は、一定期間内の ITMOs（国際的に移転される緩和成果）について纏めて後日に行われると想定されるので、CORSIA におけるオフセットのための個々の無効化に対しては、その度に相当調整を求めるのではなく、代わりに上記(B)の「最終承認」を求めることが適当。
4. CORSIA 無効化の承認・実施（CORSIA 無効化は制度管理者の承認が必要）と、それに対する日本政府の「最終承認」について、無効化申請者（航空会社）に通知することも規定すべき。

<その他>

2023 年 3 月に提出した再申請書について CORSIA 技術助言機関（TAB）より、「実際には行われている妥当性確認／検証報告書の公開の公式ルール化」の見通しに係る質問があった。J ークレジット制度ウェブサイトでは妥当性確認報告書および検証報告書も公開されているが、これらを公開すべしとする規定は存在しなかったため、プロジェクト計画書、モニタリング報告書と共に公開することを、該当箇所において定めた。

② J ークレジット活用先における GX リーグの追加

2023 年度より、GX リーグ※の第 1 フェーズが開始し、参画企業が自主目標の達成に使用することが可能なカーボンクレジットについて、まずは J ークレジット及び J CMクレジットが適格とされた。これを受け、J ークレジット制度の制度文書でも、J ークレジットが GX リーグにおける目標達成に使用可能であることを明記した。

（※）GX リーグは、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革を牽引していく企業群が、日本政府・大学等の教育機関・金融機関等で GX に向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行うことを目的としている。参画企業は、2030 年度・2025 年度の排出削減目標、第 1 フェーズ（2023 年度～2025 年度）の排出削減

減目標の総計を、国内直接排出・国内間接排出それぞれ設定。フェーズ終了後、実排出量（＝国内直接排出量）が、自主目標排出量を超過した場合、自主目標排出量と実排出量の差分につき超過削減枠等（超過削減枠及び適格カーボン・クレジット）の調達をすると、自主目標を達成したことになる。

③ クレジット補填に関する規定の明確化

プロジェクト実施者が基本文書に違反した場合（例えば環境社会配慮・持続可能性に係る措置の不履行や法令違反、申請内容における過誤の事後的な判明等）、従前の規定では直ちにプロジェクト登録を抹消することとなっており、まずは正措置の提案を求め、相応量のクレジットを補填させるという規定がなかった。実際、森林経営活動プロジェクトにおいて、誤ってプロジェクト実施地とされた林分で吸収量が認証・発行された事例があったが、この場合、誤って認証された分のクレジットを補填すればプロジェクト登録は維持してよいと考えられるところ、従前の規定ではそれができなかった。

また、認証の対象となった排出削減・吸収量が他の類似制度において二重に認証されていた場合、および森林管理プロジェクトにおいて吸収効果を消失させる行為等が行われた場合において、プロジェクト実施者が他者から調達して補填に充てるクレジットの種類に係る定めがない、または曖昧であった。補填クレジットの種類について、二重認証の場合は規定なし、吸収効果消失の場合は「制度管理者が指定する」とだけ規定されていた。補填の原因となる違反のあったプロジェクトで認証されたクレジットと、補填されるクレジットとの間で、市場価値に大きな差があると、違反・補填をしてもプロジェクト実施者に利益が生じてしまう可能性があった。

そこで、基本文書に違反した場合、①是正措置に関する説明・証拠の要求、②是正措置に関する説明・証拠が提出されなかった場合はプロジェクト登録抹消とクレジット補填要求、③提出された場合はプロジェクト登録を維持した上で是正内容に応じた量のクレジット補填要求、となるよう規定を改定した。また、補填に充てるクレジットは、補填の原因となる違反（申請内容の誤認の事後的な判明を含む）のあったプロジェクトと同じ分野の方法論に基づくプロジェクトにおいて認証されたJ-クレジットとするという原則を規定した。その際、方法論の分野区分において、EN-SとEN-Rのサブ分野は（クレジットの市場価値に差があるので）別とし、創出量が少ない分野のクレジットが調達困難な場合も考えられるので、最終的には「制度管理者が指定する」形とした。

実施要綱の改定部分（太字下線部）は以下の通り。

4.2 基本文書からの逸脱行為を行った場合の措置

＜全てのプロジェクト実施者＞

- ・制度管理者は、プロジェクト実施者が基本文書に違反したと認められる場合は、プロジェクト実施者に対し、当該違反内容を是正する措置に関する説明及び必要な証拠等を提出することを求め、求められてから 40 営業日以内にその提出がなかった場合は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を抹消するとともに、当該プロジェクト実施者が発行を受けたJ-クレジットの全部又は一部と同量のJ-クレジットの補填を求めることができる。
- ・当該プロジェクト実施者が、是正措置に関する説明及び必要な証拠等を提出し、制度管理者が当該是正措置の内容を妥当と判断した場合、制度管理者は、当該プロジェクト実施者によるプロジェクトの登録を維持し、当該是正措置の内容に対応した量のJ-クレジットの補填を求めることができる。（後略）
- ・制度管理者は、認証の対象となった排出削減・吸収量が、他の類似制度又は本制度において

・本項に定めるJ-クレジットの補填の方法は以下のとおり。

②①による取消し量では、補填に必要なＪークレジット量が不足する場合、当該プロジェクト実施者は、当該不足分に相当する量の、当該違反のあったプロジェクトと原則として同じ分野（省エネルギー等、再生可能エネルギー、工業プロセス、農業、廃棄物、森林の６区分）の方法論に基づくプロジェクトにおいて認証された、制度管理者が指定するＪークレジットを調達し、これを制度管理者に対して無償で譲渡するか、又は、制度管理者が指定する方法で取り消さなければならない。

森林経営活動プロジェクトにおいて、主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を当該プロジェクトの吸収量として認証申請し、当該申請に基づきクレジットが発行された場合であって、再造林モニタリング期間（当該林分の林齢が標準伐期齢等に到達するまでの期間）中に土地転用及び主伐等の吸収効果を消失させる行為等を行った場合、クレジットを補填しなければならない。また、再造林モニタリング期間中に、収用などの避けがたい理由による土地転用や自然攪乱等が発生した場合は、バッファ管理口座から無効化口座への移転の処理が行われることとなっている。

そこで、補填又は無効化の対象は、当該林分で発行されたクレジットと同量のクレジットとするよう規定を改定した。実施要綱においては、従前「当該林分において発行していた」Ｊ－クレジットに該当する炭素吸収量と当該林分に残存する立木の炭素蓄積量の差分にあたるクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する」であったところを、「当該林分において発行していた量と同量のクレジットをバッファー管理口座から無効化口座に移転する」に改定した（太字下線部が改定部分）。

上述の通り、CORSIA 適格なプログラムには、環境リスクおよび社会リスクに対してセーフガードが在ること、持続可能な開発に係る基準（sustainable development criteria）を制度が設けていること、環境・社会リスクを特定・評価・管理して「正味での無害性」を担保することを求めていること、

り、これに対して J-クレジット制度は「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」をプロジェクト要件として追加した。

実施規程（プロジェクト実施者向け）においても、「プロジェクトが満たすべき要件」として「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」を追加し、その説明として下記の通り記述した。

プロジェクト実施者は、プロジェクト実施による人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保しなければならない。そのため、各種の関連する法令等を遵守し、また合理的な範囲内でできるだけ幅広く利害関係者と協議を実施しなければならない。

この記述は、国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）の下記文言を参考にしたものである。

- 「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することをいう。
- ……プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。
- ……環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く…ステークホルダーとの協議を…行う…。

加えて実施規程では、法令遵守を誓約する文書をプロジェクト計画書に添付、利害関係者との協議を実施したことをプロジェクト計画書に記載することも定めた。

② クレジット補填に関する規定の明確化

上述の通り、従前の規定では、認証の対象となった排出削減・吸収量が他の類似制度において二重に認証されていた場合、および森林管理プロジェクトにおいて吸収効果を消失させる行為等が行われた場合において、プロジェクト実施者が他者から調達して補填に充てるクレジットの種類に係る定めがない、または曖昧であった。

実施規程（プロジェクト実施者向け）においては、第 8 章「森林管理プロジェクトに係る特別措置」の「補填の方法」に係る規定で、補填に充てるクレジットは「原則として森林分野の方法論に基づくプロジェクトにおいて認証された」ものとすることを定めた。

③ 登録済みプロジェクトが準拠する制度文書のバージョン

実施規程（プロジェクト実施者向け）には「プロジェクトが基づく方法論は、妥当性確認申請時において最新のバージョンのものとする」という規定があったが、実施要綱 4.3 が定める「経過措置」に拠り、有効な基本文書（制度文書・方法論）が 2 バージョン存在する期間があり得るので、「最新」（の制度文書・方法論）という表記は適切でなかった。実施要綱 4.3 は、「基本文書の改定を行う場合について、改定前の基本文書の有効期限は…当該改定が、改定前の基本文書の規定を適用しているプロジェクト実施者に影響を及ぼす場合は、当該改定日から 6 ヶ月後の日までとする」とするものである。

そこで、上記の実施規程（プロジェクト実施者向け）の規定を、「プロジェクトが基づく方法論は、妥当性確認申請時において適用可能なバージョンのものとする」に改めた（太字下線部が改定箇所）。

④ 主伐後に再造林した林分における補填の取り扱い

上述の通り、森林経営活動プロジェクトにおいて、主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を当該プロジェクトの吸収量として認証申請し、当該申請に基づきクレジットが発行された場合であって、再造林モニタリング期間（当該林分の林齢が標準伐期齢等に到達するまでの期間）中に土地転用及び主伐等の吸収効果を消失させる行為等を行った場合、クレジットを補填しなければならない。また、再造林モニタリング期間中に、収用などの避けがたい理由による土地転用や自然攪乱等が発生した場合は、バッファ管理口座から無効化口座への移転の処理が行われることとなっている。

これらの補填又は無効化の対象を、当該林分で発行されたクレジットと同量のクレジットとするよう規定を改定するにあたり、実施規程（プロジェクト実施者向け）においては、従前「プロジェクト実施者は、当該行為が行われた林分において発行されたJ-クレジットに該当する炭素吸収量と当該林分に残存する立木の炭素蓄積量の差分にあたるクレジットを、…補填しなければならない」であったところを、「プロジェクト実施者は、当該行為が行われた林分において発行された量と同量のクレジットを、…補填しなければならない」に改定した（太字下線部が改定部分）。

また、「収用などの避けがたい土地転用及び自然攪乱等への対処」に関して、従前「再造林モニタリング期間に収用などの避けがたい理由により土地転用が行われた場合又は自然攪乱等に起因して森林被害が発生し、継続的な森林の育成又は前生樹と同じ樹種による森林の再生が図られなくなった場合（ただし、野生鳥獣の食害により植栽木の樹高が胸高に達する前に成林が見込めなくなった場合は、これに該当しない。）、プロジェクト実施者は、当該林分において発行されたJ-クレジットに該当する炭素吸収量と当該林分に残存する立木の炭素蓄積量の差分にあたるクレジット量を根拠となる資料を付して制度管理者に報告する」であったところ、「…プロジェクト実施者は、当該林分において発行されたクレジット量を根拠となる資料を付して制度管理者に報告する」に改定した（太字下線部が改定部分）。

⑤ 森林管理プロジェクト実施者の義務に係る規定の改善（その1）

森林管理プロジェクトの実施者の義務のうち、(a)プロジェクト登録申請時における各種権利保有者との説明・合意（実施規程 8.1.1）、(b)プロジェクト登録後における持続性確認期間中の森林経営計画等の毎年の提出（同 8.1.2①）および(c)認証対象期間終了後の累計吸収量の報告（同 8.1.2③）は、プロジェクト実施者が複数存在する場合、対象森林への長期的関与が見込まれるプロジェクト実施者を履行主体とすることが望ましい。

そこで、上記(a)(b)(c)の義務履行主体はプロジェクト実施者の代表者とすることを定めた。森林経営活動において、森林を自ら所有又は管理する者以外にもプロジェクト実施者が存在する場合は、当該所有者又は管理者を代表者としなければならないことを、森林経営活動方法論（FO-001）において別途定めた。

⑥ 森林管理プロジェクト実施者の義務に係る規定の改善（その2）

森林管理プロジェクトのプロジェクト実施者ではないプロジェクト実施地所有者（プロジェクト実施者が森林管理者である場合が想定される）が第三者に実施地を譲渡した場合に、「約款（プロジェクト実施者向け）を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させる」定めはある一方、そもそもこのような地位・義務を譲渡人（プロジェクト実施者ではないプロジェクト実施地所有者）が負っていることは明記されていない。

そこで、プロジェクト実施地の各種権利保有者が、プロジェクト実施者と同様に、「約款（プロ

プロジェクト実施者向け)を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務」を負うことを明記した。具体的には、従前「…森林による吸収量の永続性が担保されるよう、各種権利(土地所有権、入会権等)保有者に対し、十分な説明を行うとともに、各種権利保有者との間で、8.1.2 の②のプロジェクト実施者の義務と同様の義務を負うことについて合意した旨が明示された文書…」となっていたところを、「…各種権利保有者との間で、約款(プロジェクト実施者向け)を遵守する契約主体としてのプロジェクト実施者の地位及びこれに係る義務と同様の地位及び義務、並びに 8.1.2 の②のプロジェクト実施者の義務と同様の義務を負うことについて合意した旨が明示された文書…」と改定した(太字下線部が改定部分)。

⑦ 審査契約主体の明確化

審査契約について、実施規程ではプロジェクト実施者が締結することが定められているが、プロジェクト実施者が複数存在する場合について、審査契約主体は限定されていない。

適正な審査の実施の観点から、プロジェクト実施者が複数存在する場合は、代表者が審査契約についても締結することが望ましいと考えられる。そのため、「プロジェクト実施者が複数存在する場合は、代表者を選定し、当該代表者が審査契約を締結しなければならない」と改定し、妥当性確認および検証共に、審査契約主体が明確になるように限定を設けた。

(3) 実施規程(審査機関向け)

① 登録済みプロジェクトが準拠する制度文書のバージョン

実施規程(審査機関向け)には「検証においては、プロジェクトが登録された時点以降に制度文書の改定がなされた場合であっても、登録された時点における最新の制度文書類に基づいて検証を行うことができる」という規定があった。しかし登録されるプロジェクトは、登録(認証委員会の審議を踏まえた制度管理者による登録承認)の時点ではなく、それより前の妥当性確認を申請した時点の制度文書・方法論に基づいて審査・登録されるので、上記規定を「検証においては、プロジェクトの妥当性確認が申請された時点以降に制度文書の改定がなされた場合であっても、登録された時点で適用された制度文書類に基づいて…」と改定した(太字下線部が改定部分)。

(4) モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)

① 各種係数の更新

モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)の別表において、燃料の単位発熱量(2021年度値を追加)、燃料の排出係数(2021年度値を追加)、および系統電力の排出係数(限界電源係数の2021年度値および全電源係数の2022年度値を追加)の改定を行った。

② 移行限界電源の起点

電気事業者から供給された電力の排出係数としてデフォルト値を適用する際、プロジェクト実施者は全電源方式と移行限界電源方式からいずれかを選択することができる。移行限界電源方式を採用する場合、起点～1年後までは限界電源排出係数を、1～2.5年後までは限界電源排出係数及び全電源排出係数の平均値を、2.5年後以降については全電源平均排出係数を採用する。この起点について、過去の議論を参照すると、理論的には「新規の系統電力変化導入時」が起点となる。一方で、プロジェクト登録の手続きに相応の時間を要することに鑑み、旧制度及びJ-クレジット

ト制度において、それぞれ以下のような運用がなされている。

- ✓ 旧制度：認証対象期間の開始時点を設定稼働日まで遡って設定。
- ✓ J-クレジット制度：（遡りが認められなくなったことを踏まえ）移行限界電源方式を適用する起点を認証対象期間の開始時点に設定。

移行限界電源の起点について、制度文書上の記載が「設備の導入等」と曖昧な書き振りになっていたことを踏まえ、認証対象期間の開始が起点になることを明示した。

③ LPGの換算方法の明記

LPGは一般的に体積でモニタリングされるのに対し、モニタリング・算定規程の単位発熱量は重量当たりで定められており、体積から重量への換算方法がどこに書かれているのか分からない、という指摘があった。その換算方法はモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用別冊）に記載されているので、その旨を同規程本体の単位発熱量表に注記した。

④ 全電源排出係数の出典に係る記述の修正

全電源排出係数の現在（2016年度以降）の出典である温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の電気事業者別排出係数に係る記述が正確でなかったため、全電源排出係数の出典に係る記述から「調整後排出係数」の語を外し、単に「全国平均係数」とした。

(5) モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）

① 伐採木材のモニタリングにおける原料用材の出荷量

伐採木材のうち建築用製材及び非建築用製材として永続的とみなされる期間にわたり利用されるものの炭素固定に係る吸収量の算定において、原料用材の出荷量は、木質ボード利用（建築用、非建築用）に係るプロジェクト実施後吸収量の算定に使用するパラメーターであり、算定の基本的考え方は下記の通りである。

$\frac{\text{【原料生産量（m}^3\text{）（①原料用材、②工場残材、③解体材）】} \times \text{【チップ化率】} \times \text{【木質ボード化率】} \times \text{【建築用／非建築用比率】} \times \text{【加工歩留まり（0.9）】} \times \text{【永続性残存率】} \times \text{【炭素含有率（tC/m}^3\text{）】} \times 44/12}{}$

製材の場合は吸収量の算定において樹種別に異なる木材密度を使用するため、製材用材の出荷量を樹種別に把握する必要がある。一方、木質ボードの吸収量の算定に使用する各係数については、樹種にかかわらず一律適用することとされていることから、原料用材については樹種別の出荷量の把握は不要である。そこで、モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の該当箇所から「樹種別の」を削除した。

② 伐採木材のモニタリングに用いる統計値の取扱い

伐採木材の出荷量等のモニタリングにあたっては、認証申請を行う年度の前年度に公表された統計値を使用して算定を行うものと従前は規定されており、この規定に基づけば、複数年分をまとめて認証申請を行う場合、申請する全ての年度について、同一の統計値を用いることとなっていた。

一方で、排出削減プロジェクト用のモニタリング・算定規程においては、統計値に年度変化が

あるものについては、「値が毎年度変化するデフォルト値については、排出削減が生じた期間に対応する年度の値を用いなければならない。ただし、対応する年度の値が制度文書において明らかにされていない期間については、当該期間の直近年度の値を用いることができる」と規定されており、年度ごとに統計値を適用し、算定することとされている。

このように森林管理プロジェクトと排出削減プロジェクトで取扱いが異なっており、整合を図ることが必要であることから、森林管理プロジェクトにおいても、年度変化がある統計値については、年度ごとに当該年度（に対応する暦年）の統計値を用いて算定するよう改定した。木材統計は暦年（1～12月）で集計されている一方、森林管理プロジェクトの吸収量は年度（4～3月）で算定するため、「X年度」の算定には「X年」の統計値を用いるよう、別途明記した。

③ 伐採木材のうち永続的な炭素固定に係る吸収量の算定に使用する木材の密度

伐採木材に係る吸収量の算定にあたって、樹種別の木材の密度（気乾状態の材積に対する全幹状態の質量の比）については、原則としてモニタリング・算定規程の別表3に示された数値を用いることができるとされている。しかし、複数の樹種の原木を一括で出荷する等の場合であって、算定に必要な樹種の情報が不明であったときの取扱いについて規定がない。

そこで、樹種の情報が不明であった場合は、別表3に示された密度のうち最小であるキリの密度（0.26）を適用することができるとした。

④ 森林面積の測量方法及び精度基準

森林管理プロジェクトにおける施業面積のモニタリングでは、間伐等の補助金の申請において都道府県等の地方公共団体の造林補助事業竣工検査内規（以下「補助事業検査内規」という。）で認められている面積の測定方法に倣って、「オルソ画像による把握等」も認められているが、モニタリング精度に係る「閉合差「5/100」又は座標値3m以下」という基準は、画像によるモニタリングに適用できない。

他方、参照している補助事業検査内規においては、面積の確認について、コンパス等による測量の場合は「閉合差 5/100」、GNSS 等による測量の場合は「座標値 3m 以下」、オルソ画像等による場合は「オルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する」こととされている。

そこで、測量方法及び精度基準に係る規定について、上記の補助事業検査内規における面積の測量方法及び精度基準と整合を図るよう、下記の通り改定した（太字下線部が改定部分）。

モニタリングは、コンパス、GNSS 等による測量を行った場合は、閉合差「5/100」又は座標値 3m 以下の精度を満たさなければならない。オルソ画像による把握を行った場合は、オルソ画像と施業又は保護の実施地の範囲を示すシェープファイルを GIS 等で重ね合わせ、施業地の位置等に差異がないことを目視で確認した上で、重ね合わせた画像を提出する。

⑤ 森林地位特定に係るモニタリングプロットの形状

森林地位を特定するために樹高等を測定する調査区域「モニタリングプロット」は、一辺の長さ又は直径が最大樹高以上の方角又は円形とすることとされているが、対象とする小班の形状によって、規定の形状のプロットを設置できない場合がある。

そこで、最大樹高を直径とする円形以上の面積を確保できれば、任意の形状のプロットの設定を可とする改定を行った。具体的には下記の一文を該当箇所に追加した。

対象とする小班の形状により、一辺の長さ又は直径について水平距離で最大樹高以上が確保できない場合は、任意の形状のプロットの設定を可とするが、プロットの面積が最大樹高を直径とする円形の面積以上となるようにすること。

⑥ 森林の樹高測定に使用できる機器

森林の樹高測定において、地上レーザスキャナが使用できることを明確化してほしいとの要望があったことを踏まえ、樹高測定に使用できる機器として、「地上レーザスキャナ」を明記する改定を行った。

(6) 新規方法論の策定

本年度は1件の新規方法論を策定した。各方法論の内容や論点の詳細は以下の通り。

① AG-006 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌

肉用牛に、慣用飼料に加えてアミノ酸を給餌することで、生産性が向上し（具体的には飼育期間の短縮又は増体）枝肉重量当たりの温室効果ガスを削減するプロジェクトの相談を受け、新規方法論を策定した。

適用条件としては、以下の6点を設定した。

1. プロジェクト実施前には慣用飼料もしくは AG-001 で規定されているアミノ酸バランス改善飼料を給餌していること。
2. プロジェクト実施後には慣用飼料もしくは AG-001 で規定されているアミノ酸バランス改善飼料にバイパス加工を施したリジン、ないしはメチオニンのバイパスアミノ酸を1日1頭あたり 22g 以上加えた飼料を肉用牛に給餌していること。
3. プロジェクト実施前と比較してプロジェクト実施後には、肥育日数が短縮するもしくは枝肉重量が増加する、またはその双方であること。
4. プロジェクト実施前後の排せつ物処理方法は温室効果ガスインベントリ報告書で記された「貯留、天日乾燥、火力乾燥、炭化処理、強制発酵、堆積発酵、焼却、浄化、メタン発酵、産業廃棄物処理、放牧又はその他」のいずれかであること。
5. バイパスアミノ酸を給餌する家畜は、肉用牛であること。
6. プロジェクト実施にあたり、環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること。

ベースライン排出量は、プロジェクト実施後の肉用牛を、慣用飼料もしくはアミノ酸バランス改善飼料にバイパスアミノ酸を加えた飼料ではなく、ベースラインの慣用飼料もしくはアミノ酸バランス改善飼料で飼養し、同量の枝肉を得る場合に想定される GHG 排出量とする。主なモニタリング項目は次の通り。

- ・ プロジェクト実施後にバイパスアミノ酸を給餌した肉用牛の飼養日数、飼養頭数、一日当たりの飼料の平均重量、枝肉重量
- ・ プロジェクト実施前の肉用牛の飼養日数、飼養頭数、一日当たりの飼料の平均重量、枝肉重量
- ・ 肉用牛の排せつ物の管理区分

また、本方法論においては、バイパスアミノ酸の添加により、慣行飼料に比べて、追加コスト

が発生するものの、増体による収量増のメリットと、肥育日数の短縮の効果を加味すると、必ずしも経済障壁を有しているとは言えない状況であった。しかしながら、さらに以下の点を考慮し、方法論として一般慣行障壁を有していると整理した。

- ・ 肥育期間の短縮は、肉用牛の市場評価に影響があると考えられている。また、肥育期間の短縮や増体効果により、BMS ナンバー（牛脂肪交雑基準。霜降りの度合いのことで、これにより肉の等級が決定される。）への影響も指摘されている。
- ・ 乳用牛や豚等の家畜に比べて肥育に要する期間が長く、飼料変更による育成への影響の結果確認までに時間を要することも、取り組みを躊躇する要因となっている。
- ・ バイパスリジン製剤の出荷状況等を参照すると、肉用牛が占める割合が低く、取り組みが進んでいない状況といえる。

なお、方法論新規策定時には方法論 AG-001（牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌）との併用について、削減効果が重複する可能性があるため不可とされるが、その後の委員会にて、「N2O の排出量（日・頭当たり）について、計算に当たり AG-001 のプロジェクト実施後の実績値または AG-006 で求められるデフォルト値のうち保守的な値を採用する」という条件のもと、併用が認められることとなった。

（7）方法論の改定

① EN-S、EN-R、FO 方法論全般（CORSIA 再申請に係る改定）

上述の通り、CORSIA 適格なプログラムには、環境リスクおよび社会リスクに対してセーフガードが在ること、持続可能な開発に係る基準（sustainable development criteria）を制度が設けていること、環境・社会リスクを特定・評価・管理して「正味での無害性」を担保することを求めていること、これに対して J-クレジット制度は「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」をプロジェクト要件として追加した。

CORSIA 再申請の対象とした EN-S、EN-R、FO 分野の各方法論（使用実績がなくメンテナンスを停止している方法論を除く）においても、方法論適用条件に「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」を追加し、＜適用条件の説明＞では遵守する各種関連法令等を個別具体的に例示した。方法論 EN-S-001 の＜適用条件の説明＞における該当部分は以下の通り。

環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため遵守しなければならない法令としては、下記等が想定される。他にも環境影響評価法をはじめ関連する法令等があるかを確認し、それらを遵守し、必要な評価又は許認可取得等を行うこと。

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 環境基本法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 景観法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律

② EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入

方法論 EN-S-012 に基づくプロジェクトにおいて、プロジェクト実施後排出量を、直接モニタリングした「電力使用量」から算定する方法だけでなく、「走行距離」と「エネルギー消費効率（電

費)」から「電力使用量」を求めて算定する方法も認められるのか、方法論に明記がなく分かりにくいという指摘があった。

モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）は、活動量（例：電力使用量）を他の指標から概算等で求めることも可としており（モニタリング分類 C）、特に「排出活動の規模を表す指標」（走行距離）を「適切な慣行により校正された機器」（車検を受けている車載走行距離計）で把握し、「排出活動の強度を表す指標」（電費）を「第三者からの提供値を利用する方法」（メーカーカタログ）で把握した場合、それらに拠り求めた活動量（電力使用量）はそのまま排出量削減量の算定に使用できるとしており（2.1.3（1））、そのような具体例として正に下記の式を示している。また、この方法論で登録済みのプロジェクトも全て、走行距離と電費から電力使用量を求める方法を採用している。

$$\text{燃料使用量 (kl)} = \text{輸送距離 (km)} \div \text{燃費 (km/kl)}$$

以上を踏まえ、電気自動車のプロジェクト実施後排出量の算定において、「電力使用量」を「走行距離」と「電費」から「電力使用量」を求めることも可（条件を満たせば補正なしにそのまま算定に使用可）であることを、方法論に明記した。具体的には、該当箇所に次の注記を追加した。

電気自動車を導入する場合は、プロジェクト実施後の走行距離をエネルギー消費効率で除して電力使用量を求めてもよい。条件を満たせば、求めた電力使用量はそのまま排出量の算定に使用することができる。モニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）2.1.3 を参照のこと。

なお、プラグインハイブリッド自動車（PHV）については、走行モードや燃費／電費値が複数存在し、エネルギー消費効率が一義的に定まらないため、「電力使用量と燃料使用量の両方をモニタリングすること」を引き続き求めることとした。

③ EN-S-034 エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用

方法論 EN-S-034 では、車両の運転手にエコドライブ（渋滞回避、最適ルート及び効率等運転）を働きかける機能を有する、カーナビゲーションシステムを導入することによる排出削減を評価する。ただ、排出削減量を評価するために、エコドライブ支援システムの利用者と非利用者から得たデータを元に、導入前・後の平均値を求めて燃費改善率を統計的に算出することが求められる等、案件創出のハードルが高く、これまでクレジット創出の事例がなかった。なお、排出削減量の考え方と具体的に求められる処理の内容は次の通りである。

（排出削減量の考え方）

- ・ 本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクトの対象となる車両で、プロジェクト実施後と同じ走行距離を、エコドライブ支援システムを活用することなく運転する場合に想定される排出量。
- ・ 燃費改善率を α とすると、計算としては“プロジェクト実施後排出量 $\times \alpha$ ” が排出削減量となる（データ集計のためにサーバー等を追加で導入する場合は、その分を付随的排出量として考慮する）。

（統計処理の内容）

- ・ カーナビゲーションシステム利用者、非利用者のデータセットを作成。

- ・ データセットを燃費差が生じると想定される要因（車種、排気量、燃料タイプ、走行エリア、年式又はシステム利用頻度等）で分類
- ・ 統計処理により燃費差の有意性を検定し、分類ごとの燃費改善率 α を算出

今年度実案件の提案があり方法論の内容を見直した結果、以下の点について改定を行った。

- ・ 現行方法論では、カタログ燃費を用いて計算する場合、プロジェクト実施後排出量の算定においてのみ、保守的な方向に 20%の補正を求めている。この補正は、燃費改善へのカーナビの影響を明確に切り出すのが難しい点に鑑みて課されている点を踏まえ、プロジェクト実施後排出量だけを補正するのではなく、最終的に計算された排出削減量に対して 20%の補正を求めるよう改定した。
- ・ ベースライン排出量の算定において、プロジェクト実施後排出量をカタログ燃費で算定した場合に対応する計算式が明示されていなかったため、式を追加した。

また、統計処理の手法の具体例に関して、燃費差の有意性の検定において、データの正規性を確認した後、F 検定→t 検定を行う方法が例示されていたが、複数の検定を行う統計処理を実施する際に各検定の有意水準を 10%にすると、処理全体における有意水準は 10%にならないという問題を踏まえ、次の 2 通りの手法を例として示してはどうか。

- ・ F 検定を経ずに welch の t 検定（等分散性を仮定しない平均値の差の検定）を実施する。
- ・ 2 つの検定の水準を 5%（10%の半分）にする。

④ EN-S-040 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用

本方法論は“コンクリートの使用（打設）”という 1 回毎に完結する活動を単位に排出削減量を評価するものであり、低排出な設備・活動の継続的使用・実施を前提とした排出削減量の評価期間である「認証対象期間」の概念はうまく適合しない。特にプログラム型プロジェクトにおいて「認証対象期間」の概念を適用すると、施工時期は重なるがプロジェクトへの追加（所謂“入会”）時期はズレた別々の削減活動（コンクリートの使用）の間で、一方が先に認証を受けてしまうと他方が認証を受けられない（プログラム型プロジェクト全体で認証申請期間の重複が認められないため）という不具合が生じ得る。

このため、方法論付記に「本方法論に基づくプロジェクトには、J-クレジット制度実施要綱における認証対象期間は適用されない」という規定を追加した。この文言は、方法論 AG-004（バイオ炭の農地施用）に既存するものと同じである。

⑤ EN-S-041 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入

園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入方法論では、CO₂ 回収主体と施用主体が同一の場合を想定し、方法論が策定されている。工場等から CO₂ を回収し園芸用施設に供給し利用する取組について、方法論適用の要望を受け、そのようなケースについても対象とできるように、方法論を改定した。具体的な改定内容は、以下の通り。

1. 従来から有効利用されていた CO₂ については、園芸用施設で利用しても追加的な削減とはならない。そのため、従来大気放出されていた CO₂ を回収する場合のみを対象とする条件を設置。なお、工場等の新設時から CO₂ 回収システムを導入する場合は、対象外として整理。
2. CO₂ 回収と施用主体が異なる場合、共同プロジェクトとして、両主体がプロジェクト参

加することを求める条件を設置。追加性評価についても、一体で評価を行う。また、主体が異なる場合には、環境価値のダブルカウントの懸念が生じるため、CO₂ の品質や環境価値の帰属について、両方で合意が取られていることを確認するための、条件についても設置した。

3. CO₂ 回収と施用主体が異なる場合、CO₂ 輸送やボンベ充填などの追加的な排出が起きると考えられる。プロジェクト実施後の算定項目に、当該活動による排出量算定の項目を追加。また、回収量からのモニタリングに加え、施用量からのモニタリングについても明記。漏洩による影響を排除するために、回収した CO₂ をボンベ等に貯蔵する場合には、施用量からのモニタリングを条件とした。
4. O₂ 回収と施用主体が異なる場合、回収と施用時点のずれが生じるため、認証対象期間および 2 年前ルール of 起点について、整理が必要と考えられる。認証対象期間については、園芸用施設で CO₂ 施用の代替を行った時点と整理。2 年前ルール of 起点については、保守的に CO₂ 回収と施用時点のうち、より早期な時点で判断を行うこととした。

⑥ EN-S-043 非再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替

水素・アンモニア方法論を用いた案件（輸入アンモニアの発電利用）の相談を受け、同案件を本制度として評価するために必要な点について、規程の整備を検討した。以下の 2 点が主要な論点となった。

1. ロケーション・スワップ取引を介した燃料等の調達における、排出量計算の考え方について。
2. 海外で実施される、CCS の取り扱いについて。

1 点目については本年度制度文書改定を行ったが（本項で説明）、2 点目については、次年度以降の継続検討事項とされた（（8）方法論改定の検討の項で説明）。

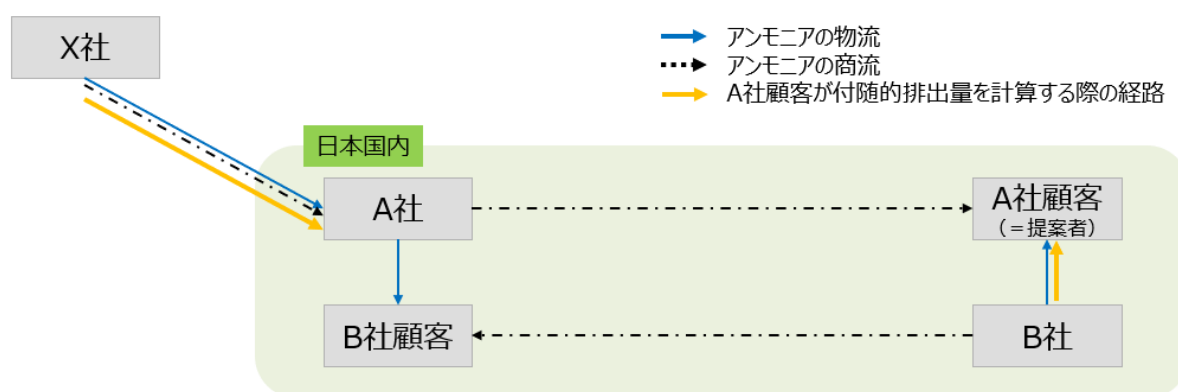
スワップ取引（下図参照）に基づく算定を認めるのに必要な論点は以下の 3 点。

1. 日本のインベントリに悪影響を与えないことについて説明できること（今回の事例で言うと、海外から輸入する CCS 付きアンモニアと国内の化石燃料由来アンモニアのスワップ取引が増えることで、国内の化石燃料使用量が増えることがないと説明できること）。
2. スワップ取引の契約（又はその他第三者が確認可能な証拠）の中で、スワップ取引の相手方が環境価値を主張していないことについて確認できること。
3. 付随的排出量の計算について、適切に輸送経路が特定できている、又は保守的な算定になっていること。

1. について、スワップが生じる要因の一つとして、日本において現時点で稼働しているアンモニア受入拠点は 3 か所しかなく、輸送を含めた効率的な供給を考慮した際には、現物の取引よりもスワップが適しているケースがあることが挙げられる。また、水素基本戦略に掲げられている「2030 年最大 300 万トン/年、2050 年に 2,000 万トン/年程度」の水素・アンモニア導入目標の達成に向け、国内外のサプライチェーン整備に向けた各種施策も検討されていることから、長期的にも我が国における受入能力は拡充していくと考えられる。なお、提案内容等に鑑み、現時点では国内-国内のスワップのみを認めることとされた。2. については、「スワップ取引の書類、出荷情報、環境価値に関する第三者認証の情報、スワップ取引の相手方が燃料の環境価値についてどのように処理したか分かる情報等」があれば、商流に基づく環境価値の主張を認めることとさ

れた。3. について、スワップを介した輸送を行う際に考慮する輸送経路については以下の通り設定することとされた。

- ・ 付随的排出量を考慮する経路の内、商流（契約に基づく所有権・金銭・情報の流れ）に基づく輸送と物流（物（今回の場合アンモニア）の流れ）が同一の経路と異なる経路（＝スワップを介した輸送が起きている経路）を峻別。同一の経路については当該経路を輸送経路として設定。
- ・ 異なる経路においては、物流の経路を輸送経路として設定することができるが以下の点に留意する。
 - スワップ取引全体として輸送が最適化されていることを確認すること。具体的には、自ら及びスワップを行った相手方の双方で、商流に基づく仮想的な経路と物流経路を合計し、物流経路の方が短距離になっていることを確認すること（確認できなかった場合は両経路の内、保守的な経路を考慮すること）。



⑦ EN-R-005 バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替等

バイオマス固形燃料をセメント焼成原料や高炉で用いる還元剤として利用する案件の申請を受け、当該取組が方法論の対象になることを明示的に記載する改定を行った。改定に当たっては、既に明示されている廃棄物由来燃料方法論（EN-S-019）における次の記載を参照した。

- ・ 高炉で用いる還元剤、コークス炉で用いる原料炭の代替物、セメント焼成原料として古紙廃プラ固形燃料の廃棄物由来燃料を利用することは、原料としての再商品化（ケミカルリサイクル）であるともいえるが、原燃料（原料であり、燃料であること）としての利用とも考えられるため、これらは本方法論の対象とする。

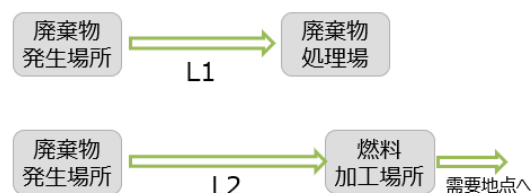
なお、木質バイオマスにおいても、同様の用途での利用があり得るので、方法論 EN-R-001 にも同様の改定を行った。

⑧ EN-R-007 バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替等

バイオマス系方法論において、プロジェクト実施前に処理場で処理していたバイオマス原料（廃棄物等）を発生場所で燃料化することで、輸送に係る排出も削減する取り組みの相談を受け、ベースラインの付随的排出量の項目に輸送工程を追加し、適切に算定できる場合に限り計上を認める改定を行った。また、エネルギーの地産地消を促す観点からも、本提案を評価することは望ましいとされた。なお、再エネ方法論由来のクレジットから非再エネ由来の排出削減量をクレジット

トとして認証すべきでない点に鑑み、輸送に係る排出削減を評価できる上限は、プロジェクト実施後の付随的排出量を相殺できる数量とされた。原料運搬に係る付随的排出量の考え方は以下の通り。

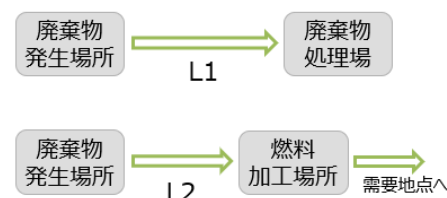
OPJ実施前後で輸送経路が**長くなる**場合



付随的排出量の算定において考慮する排出：

- ・ “L2-L1”分の輸送に係る排出を排出削減量から減算。
- ・ L1が特定できない場合や林地残材を使っている場合等、実態としてはL2分の輸送に係る排出を全量計上しているケースが多い。

OPJ実施前後で輸送経路が**短縮される**場合



付随的排出量の算定において考慮する排出：

- ・ 今回の改定で追加を検討。
- ・ “L1-L2”分の輸送に係る排出を排出削減量から加算。
- ・ クレジット量が増加する方向の算定であるため、L1の特定には産業廃棄物管理票等の証憑を用いて、過大評価を防止することが必要。
- ・ L1を適切に特定できない場合にはL2分の輸送に係る排出の全量を排出削減量から減算することになる。

⑨ AG-001 牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌

方法論 AG-001 において、家畜排せつ物の間接 N2O の算定式を追加する提案を受け、温室効果ガスインベントリ報告書の算定式に沿った形で項目を追加する改定を行った。間接 N2O のカテゴリの説明及び算定式は以下の通り。

(カテゴリの説明)

- ・ 本カテゴリでは、家畜排せつ物処理過程で NH₃ や NO_x として揮発した窒素化合物の大気沈降に伴い発生した N2O の排出量の算定、報告を行う。(日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年、5.3.4. 間接 N2O 排出量 (3.B.5.) -5.3.4.1. 大気沈降 (3.B.5.-) より)

(算定式)

$$EM_{N2O,i,n} = EF_{N2O,i,n} \times MA_{PJ,dairy} \times N_{PJ,n,dairy} \times D_{PJ,n,dairy} \times \frac{44}{28} \times GWP_{N2O}$$

$$EF_{N2O,i,n} = (Frac_{Gasm1,n} + Frac_{Gasm2,n} - Frac_{Gasm1,n} \times Frac_{Gasm2,n}) \times EF$$

$Frac_{Gasm1,n}$: 畜舎からの揮散割合

$Frac_{Gasm2,n}$: 処理時の揮散割合

EF : 排出係数 (kg-N2O-N/kg (NH₃-N+NO_x-N))

⑩ FO-001 森林経営活動

<プロジェクト実施者の定義>

方法論 FO-001 は、プロジェクト実施者は森林の所有者または管理者（を少なくとも含まなければならない）として実運用されてきているが、それを明確に定めている文言はなかった。適用条件 1 の但書部分にある、「プロジェクト実施者自らが所有又は管理する森林」について「プロジェクト計画の登録を行うことができる」という文言が一つの論拠とされ、また、適用条件 5 が、持続性を担保するために森林経営計画を継続して作成する意思があることを要件としていることから、実態上、それを誓約し得るプロジェクト実施者は、森林の所有者、または森林施業に関する受委託契約等に基づく管理者でなければならない、と考えられていた。

こうした状況の下、森林の所有者・管理者以外の者（プロジェクト形成を支援する第三者など）がプロジェクト実施者の一員となり、登録申請を行うことも可能とされていた。支援者等がプロジェクト実施者の一員となることは、現場の様々なニーズを踏まえれば認められて良いが、下記等の理由から、プロジェクト実施者の代表者は森林の所有者または管理者である必要があると考えられた。

- 適用条件 1 で森林経営計画に沿って森林施業が実施されることを要件と定めていることに鑑みれば、もとよりプロジェクト実施者は森林経営計画の実行について責任を有している必要がある。
- プロジェクト実施者の代表者が審査契約を締結しなければならないとする実施規程の規定の趣旨を踏まえると、プロジェクト実施者が長期にわたる永続性を担保し得るかを審査機関が適切に審査するため、プロジェクト実施者の代表者（受審主体）は森林の所有者または管理者である必要がある。

以上を踏まえ、プロジェクト実施者の代表者となることができるのは、当該森林を自らが所有又は管理する者である旨を、方法論の適用条件に明記した。具体的には下記の文言を条件 1 およびその説明に加えた。

（条件 1） ※太字下線部が加筆部分 プロジェクト計画が、市町村長等の認定を受けている森林経営計画の区域全体で、<u>当該森林を自らが所有又は管理する者により</u>登録され、かつ、当該森林経営計画に沿って森林施業が実施されること。
（条件 1 の説明） ※この一文を追加 森林を自らが所有又は管理する者の他にもプロジェクト実施者が存在する場合は、森林を自らが所有又は管理する者を代表者としなければならない。

<主伐後再造林の面積>

モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）は、吸収量算定において用いる「面積の測定結果は、人為的なミスによる不確かさが含まれるため、造林、保育、間伐並びに森林病虫害の駆除及び予防を実施した面積については、測定した面積に 0.9 を乗じた値をモニタリング結果として採用しなければならない」としている。

他方、方法論 FO-001 は、「主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を当該プロジェクトの吸収量として認証申請する場合の面積」について、0.9 を乗じる旨を明記していなかった。

そこで、主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を当該プロジェクトの吸収量として認証申請する場合の面積についても、0.9 を乗じる旨を明記した。

<伐採木材の出荷地>

伐採木材の吸収量を算定できるのはどの範囲の森林から出荷された木材についてなのかが、方法論 FO-001 に明記されておらず分かりにくい、という指摘があった。

そこで、伐採木材の吸収量を算定できるのは、プロジェクト計画の登録を行った森林から伐採・出荷される木材（用材）についてである旨の注記を加えた。

⑪ FO-003 再造林活動

＜プロジェクト実施者の適格性＞

方法論 FO-003 でプロジェクト実施者としての資格を有するのは、森林の土地の所有者以外の者又は再造林を目的として無立木地の土地を新たに取得した者に限定されている（適用条件1）。これは、主伐の意思決定に関与した者は、当該主伐による排出を自らの活動バウンダリー内で計上すべきであり、当該主伐による排出を他者の活動バウンダリー内と見做す（従って自らは排出量を計上しない）再造林活動の実施主体としての適格性を有しないという考え方に拠る。このため、適用条件1を満たす場合でも、「主伐時から5年前までの間に当該主伐の対象となる立木を使用又は収益していた者等（森林所有者、森林経営の受託者、立木の譲渡を受けた者、森林の土地の所有者）」は、プロジェクト実施者になれないこととしている。

こうした規定に対し、「立木を使用又は収益していた者等」と資本関係にある会社がプロジェクト申請を行ってもよいかという問い合わせが複数件寄せられた。従前では、「立木を使用収益した者」と別の法人格であればプロジェクト実施者となることは可能と見做せるが、方法論の趣旨を踏まえて対象として差し支えないか、以下のように整理して改定を行った。

【事業者 A・B が親会社・子会社（又はその逆）の関係にある場合】

親会社と子会社は、財務や経営の意思決定について直接関与し得る関係であるため、どちらかが「主伐の対象となる立木を使用又は収益していた者」に該当する場合、もう片方が使用・収益に関与していないという説明をすることが困難と考えられる。

また、方法論 FO-003 においては「主伐の意思決定に関与した者は、FO-001（森林経営活動）を選択し、主伐による排出の計上と主伐後の再造林による吸収量を計上すべき」という考え方を示している。例えば親会社が主伐を行った場合、その後の再造林を関連子会社が行うとなると、本来は親会社が計上すべき主伐について、再造林を支配力の及ぶ子会社に肩代わりさせることにより、主伐の排出逃れを行っていると思なされかねず、前述の考え方に照らしても適切ではない。

このため、主伐の対象となる立木を使用又は収益していた者と再造林を行う者について、親会社・子会社（又はその逆）の関係にある場合のように、片方が他方に対し財務支配力又は経営支配力を有する場合については、プロジェクト実施者の資格を有さないものとし、適用条件1の説明に下記の通り加筆（太字下線部）して明記した。

ただし、上記の条件を満たす場合であっても、主伐時から5年前までの間に当該主伐の対象となる立木を使用又は収益していた者等（森林所有者、森林経営の受託者、立木の譲渡を受けた者、森林の土地の所有者）**及びこれらの者との間に財務的又は経営的な支配又は被支配の関係を有する者は**、プロジェクト実施者となることはできない。

【事業者 A・B が子会社同士の関係にある場合】

子会社同士の場合、財務や経営の意思決定について相互に支配力を有しているものではなく、造林を行う側の子会社は伐採による利益を享受しているものでもない。

所有者から立木の譲渡（販売）を受けて主伐（素材生産・販売）を専門に行う会社と、再造林を専門に行う会社がそれぞれ財務や経営の支配力を有していない別法人であるにもかかわらず、同じグループ内に属することをもって FO-003 の実施主体としての適格性を認めないこととした場合、主伐・再造林の促進を過度に制限してしまう可能性がある。

このため、子会社同士の関係にある場合については、プロジェクト実施者の資格を有するものとした。

<認証対象期間>

方法論 FO-003 に基づくプロジェクトの認証対象期間の終了日については、方法論付記において「吸収量の算定対象となる林分の林齢が 16 年生に達する日までとする」とされているが、林齢は植栽年度を第 1 年として、年度ごとに 1 増えていくことから、「林齢が 16 年生に達する日」は 16 年生に達する年度の 4 月 1 日となり、実質的に吸収量を算定できるのは 15 年生の年度までとなる。しかし、同方法論の新設時の議論において、認証対象期間は、方法論 FO-001 に基づくプロジェクトと同じく最大 16 年生の年度までを対象とすることとされていた。

これを踏まえ、認証対象期間に係る規定の「林齢が 16 年生に達する日まで」は、「林齢が 16 年生に達する年度の終了日まで」に改めた。

2.2 認証委員会の開催概要

2.2.1 認証委員会の開催概要

(1) 認証委員会の概要及び委員構成

Jークレジット制度認証委員会は、制度管理者によって設置され、また、認証委員会の委員は、表 2-6 に示す 9 名で構成。以下の業務を担当する。

- | |
|---|
| ① プロジェクト登録に関する審議
② 認証に関する審議
③ 小委員会の設置
④ ①、②に関する制度変更についての意見の運営委員会への提出
⑤ その他制度管理者が必要と判断した内容に関する審議 |
|---|

出所) Jークレジット制度実施要綱

制度事務局は、以下の有識者に対し委員の委嘱手続きを行い、委員として認証委員会に出席いただいた。なお、委員長・副委員長は平成 25 年度の第 1 回認証委員会において委員の互選により決まった。

表 2-6 認証委員会委員

	氏 名	所 属
委 員 長	松橋 隆治	東京大学大学院工学系研究科教授
副委員長	二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 新エネルギー・国際協力支援ユニット新エネルギーグループ研究主幹
委 員	大國 浩太郎	一般財団法人省エネルギーセンター調査部長
	龍原 哲	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
	鶴崎 敬大	株式会社住環境計画研究所研究所長
	野津 喬	早稲田大学理工学術院 准教授
	深津 功二	TMI 総合法律事務所弁護士
	藤野 純一	公益財団法人地球環境戦略研究機関 サステイナビリティ統合センター プログラムディレクター
	柚山 義人	一般社団法人日本有機資源協会専務理事

制度事務局は、令和 5 年度に施された第 55 回～第 59 回の J-クレジット制度認証委員会の開催に係る委員等の出席者の日程調整・受付、会議資料の準備、議事の作成、委員謝金の支払い等の事務を実施した。

(2) 委員会の結果

認証委員会は 2023 年度において 5 回開催した。各回の開催概要を以下に示す。

① 第 55 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2023 年 6 月 28 日（水）13:00－15:00
開催場所	WEB 会議にて開催
出席者	【委員】 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委員 【事務局】 経済産業省：永井室長補佐、遠藤係長、高畠係員 環境省：山本室長、若狹主査、三原環境専門調査員 農林水産省：鈴木課長補佐、奥村係長、大津山係長、但田係長、野村係員 林野庁：近藤施業集約化推進官、安田係長
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議
議事概要	1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> - 今回の認証委員会において登録申請を受けた 28 件（計 5,413,738t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクト登録要件に適合していることを確認した。 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> - 今回の認証委員会において認証申請を受けた 12 件（計 63,411t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクトが認証要件に適合することを確認した。 3. <u>再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議</u> 2023 年 5 月 31 日までに届出を受けたプロジェクト計画変更のうち再妥当性確認が必要な 4 件について、届出内容の概要を事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクト計画変更を認証した。

ii) 登録・認証一覧

第55回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
320	2023/3/15	東広島市	市有林における 森林経営活動	広島県 東広島市	FO-001 ver. 3.2	森林経営活動	2,603t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
326	2023/3/15	一般社団法人 大和森林管理協会	私有林における 森林経営活動	奈良県 川上村、野添川村、東吉野村	FO-001 ver. 3.0	森林経営活動	19,279t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
327	2023/3/14	岐阜県	県有林、分収造林事業地における 森林経営活動	岐阜県 高山市久々野町	FO-001 ver. 3.2	森林経営活動	9,112t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
329	2023/3/14	鳥取県	県有林における 森林経営活動	鳥取県 日野郡日野町	FO-001 ver. 3.2	森林経営活動	4,463t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
331	2023/3/15	三井物産フォレスト 株式会社	私有林における 森林経営活動	北海道 勇払郡厚真町、勇払郡むかわ町、 沙流郡平取町	FO-001 ver. 3.1	森林経営活動	358,342t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
334	2023/3/15	株式会社 たなべたたらの里	社有林における 森林経営活動	島根県 雲南市旧吉田村、雲南市掛合町、 出雲市佐田町、仁多郡奥出雲町	FO-001 ver. 3.2	森林経営活動	49,226t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
351	2023/3/28	株式会社 山田林業	私有林における 森林経営活動	兵庫県 神河町、朝来市	FO-001 ver. 3.3	森林経営活動	13,780t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
352	2023/3/31	熊本県 人吉市	市有林における 森林経営活動	熊本県 人吉市	FO-001 ver. 3.2	森林経営活動	14,339t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
355	2023/3/31	公益社団法人 長崎県林業公社	公社林における 森林経営活動	長崎県 平戸市、松浦市、佐々町、佐世保 市、波佐見町、川相町、東彼杵 町、西海市、時津町、長与町、長 崎市、新上五島町、五島市、対馬 市	FO-001 ver. 3.1	森林経営活動	586,779t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
358	2023/3/29	村上市	分収造林、市有林、私有林における 森林経営活動	新潟県 村上市	FO-001 ver. 3.3	森林経営活動	10,761t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
371	2023/5/24	株式会社 江間忠ホールディングス	社有林における 森林経営活動	静岡県 浜松市	FO-001 ver. 3.3	森林経営活動	4,115t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
372	2023/5/30	エア・ウォーター・エコロカ 株式会社 SMFLみらいパートナーズ 株式会社	再生木材工場における 太陽光発電設備の導入	長野県 長野市	EN-R-002 ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	2,128t-CO2	ペリージョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・メカニズム 株式会社
373	2023/5/24	一関市	市有林における 森林経営活動	岩手県 一関市	FO-001 ver. 3.1	森林経営活動	27,788t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社

第 55 回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プログラム型 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P138	2023/3/15	グリッドシェアジャパン 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.3	太陽光発電設備の導入	2,056,225t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P145	2023/3/14	スリーベネフィッツ 株式会社	事業者における 照明設備の導入	全国	EN-S-006 Ver. 3.1	照明設備の導入	699t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P174	2023/3/28	サーラエナジー 株式会社	家庭における コージェネレーションの導入	全国	EN-S-007 Ver. 2.2	コージェネレーションの導入	19,236t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P175	2023/3/29	株式会社 TOWING	農地または採草放牧地における バイオ炭の農地施用	全国	AG-004 Ver. 1.5	バイオ炭の農地施用	465,507t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P176	2023/5/31	株式会社 リミックスポイント	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.3	太陽光発電設備の導入	3,068t-CO2	ペリージョンソレストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P181	2023/5/31	株式会社 アブラックス	事業所における バイオ潤滑油の使用	全国	WA-003 Ver. 1.0	バイオ潤滑油の使用	29,972t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P186	2023/5/31	岩谷産業 株式会社	事業所における 生産設備（工業炉又は乾燥設備）の更新	全国	EN-S-022 Ver. 2.1	生産設備（工作機械、プレス機械、 射出成型機、ダイカストマシン、工業炉 又は乾燥設備）の更新	7,472t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P187	2023/5/17	岩谷産業 株式会社	事業所における 空調設備の導入	全国	EN-S-004 Ver. 2.1	空調設備の導入	4,497t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P188	2023/5/19	クボタ 大地のいぶき	農家における 水稲栽培における中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	73,628t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P190	2023/5/26	Green Carbon 株式会社	水田所有者における 水稲栽培における中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	194,876t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P191	2023/5/29	中央電力 株式会社	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	237,603t-CO2	ペリージョンソレストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P195	2023/5/31	株式会社 クスのアオキホールディングス	店舗における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	654,453t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P196	2023/5/30	三菱商事 株式会社	農業者における 水稲栽培における中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	477,208t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P197	2023/5/30	株式会社 シェアリングエネルギー	家庭・事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.3	太陽光発電設備の導入	61,622t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P199	2023/5/30	エヌ・ティ・ティ ・コミュニケーションズ 株式会社	家庭・事業所における 電気自動車の導入	全国	EN-S-012 Ver. 3.2	電気自動車又はプラグインハイブリッド 自動車の導入	24,957t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社

第55回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証 クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
25	2023/2/27	環境建設 株式会社	株式会社 PTカーボン	公共施設における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替	福島県 南相馬市	EN-9-001 ver.1.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2014/4/1 ～ 2022/2/28	2018/8/1 ～ 2022/2/28 (43.0ヶ月) 【第3回目の認証】	136t-CO2	バージョンノンリジストラークリーン ディベロップメントがニズム 株式会社
40	2023/5/26	大洋紙業 株式会社	静岡ガス 株式会社	製紙工場における ボイラーの新設	静岡県 富士宮市	EN-5-001 ver.1.0	ボイラーの導入	2014/9/17 ～ 2022/9/16	2014/9/17 ～ 2022/9/16 (86.0ヶ月) 【第1回目の認証】	5,517t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
103	2023/3/15	長野県	長野県	県有林における 森林経営活動	長野県 東久野郡小海町、 諏訪郡下諏訪町、 佐久市、下伊那郡御村町	FO-001 ver.3.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2023/3/31	2016/4/1 ～ 2022/3/31 (86.0ヶ月) 【第2回目の認証】	5,172t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
147	2023/2/24	道山木材 株式会社	道山木材 株式会社	社有林における 森林経営活動	鳥取県 出雲市	FO-001 ver.2.1	森林経営活動	2016/4/1 ～ 2024/3/31	2017/4/1 ～ 2022/3/31 (86.0ヶ月) 【第2回目の認証】	6,052t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
148	2023/4/17	JAGフォレスト 株式会社	JAGフォレスト 株式会社	社有林における 森林経営活動	徳島県 三好市、 高知県 高岡町	FO-001 ver.2.1	森林経営活動	2016/4/1 ～ 2024/3/31	2021/4/1 ～ 2022/3/31 (12.0ヶ月) 【第5回目の認証】	1,434t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
186	2023/2/14	株式会社 井上工務店	株式会社 井上工務店	温泉施設における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替	岐阜県 高山市	EN-9-001 ver.1.4	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2018/3/1 ～ 2026/2/28	2018/3/1 ～ 2022/3/31 (84.0ヶ月) 【第2回目の認証】	637t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
202	2023/3/16	中興エーティビティ 株式会社	三井物産 株式会社	コビナートにおける バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替	兵庫県神戸市	EN-9-001 ver.1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2018/1/1 ～ 2026/12/31	2021/10/1 ～ 2022/9/30 (12.0ヶ月) 【第4回目の認証】	21,482t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
244	2023/5/24	飯南町	飯南町	町有林における 森林経営活動	鳥取県 飯石郡飯南町	FO-001 ver.3.1	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2028/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24.0ヶ月) 【第2回目の認証】	1,153t-CO2	ソコテック・サティファイケーションジャパン 株式会社

第55回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P71	2023/5/31	特定非営利活動法人 CoCoLo	特定非営利活動法人 CoCoLo	事業所における 照明設備の更新(LED化)	全国	EN-S-006 Ver.2.0	照明設備の導入	2019/2/20 ～ 2030/3/31	2020/3/1 ～ 2023/2/28 (36.0ヶ月) 【第2回目の認証】	15,859t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P67	2023/5/31	三井工業 株式会社	三井物産 株式会社	事業所における ボイラーの更新および新設 (A量 全一都府方)	全国	EN-S-001 Ver.2.0	ボイラーの導入	2020/3/16 ～ 2051/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.0ヶ月) 【第2回目の認証】	5,598t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P94	2023/3/10	堺市	堺市	家庭における 太陽光発電設備の導入	近畿	EN-R-002 Ver.2.1	太陽光発電設備の導 入	2020/10/23 ～ 2031/3/31	2020/10/23 ～ 2021/12/31 (14.3ヶ月) 【第1回目の認証】	206t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P126	2023/5/31	株式会社 新出光	株式会社 新出光	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導 入	2022/5/27 ～ 2031/3/31	2022/5/27 ～ 2023/3/31 (10.2ヶ月) 【第1回目の認証】	164t-CO2	バージョンノンリジストラークリーン ディベロップメントがニズム 株式会社

② 第 56 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2023 年 9 月 5 日（火）13:00－15:00
開催場所	WEB 会議にて開催
出席者	【委員】 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員（※）、鶴崎委員、 野津委員（※）、深津委員、藤野委員（※）、柚山委員 ※議決権の行使を委員長に一任（当日は欠席） 【事務局】 経済産業省：荻野室長、永井室長補佐、遠藤係長 環境省：山本室長、宮原補佐、若狹主査、三原環境専門調査員 農林水産省：宮田課長補佐、奥村係長、大津山係長、但田係長、高津係員 林野庁：安田係長
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. 再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議
議事概要	<u>1. プロジェクトの登録に関する審議</u> - 今回の認証委員会において登録申請を受けた 12 件（計 5,803,318t-CO2）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクト登録要件に適合していることを確認した。 <u>2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> - 今回の認証委員会において認証申請を受けた 24 件（計 100,815 t-CO2）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクトが認証要件に適合することを確認した。 <u>3. 再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議</u> 2023 年 8 月 1 日までに届出を受けたプロジェクト計画変更のうち再妥当性確認が必要な 2 件について、届出内容の概要を事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクト計画変更を認証した。

ii) 登録・認証一覧

第 56 回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
377	2023/7/27	株式会社 丸新岩寺	温泉施設における ボイラーの導入	北海道 札幌市	EN-S-001 ver. 3.0	ボイラーの導入	2,359t-CO2	ベリジョン/ノンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
400	2023/7/18	北薩森林組合	市有林、私有林における 森林経営活動	鹿児島県 阿久根市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	34,651t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
401	2023/7/24	佐川林業 株式会社	社有林における 森林経営活動	高知県 香美市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	6,564t-CO2	一般社団法人 日本能率協会

第 56 回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プログラム型 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P178	2023/7/31	一般社団法人 高純度バイオディーゼル燃料事業 者連合会	事業所における バイオ液体燃料(BDF)による化石燃料の 代替	全国	EN-R-004 Ver. 1.9	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・ バイオオイル)による化石燃料又は系統 電力の代替	61,148t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P179	2023/8/1	TRENDE 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	58,571t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P185	2023/7/28	名古屋市	家庭における 省エネルギー住宅の新築	愛知県	EN-S-039 Ver. 4.0	省エネルギー住宅の新築又は省エネ ルギー住宅への改修	34,899t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P204	2023/7/31	株式会社 バイウィル	家庭・事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	10,720t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P213	2023/7/28	コスモ石油 マーケティング 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	2,204t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P214	2023/7/26	株式会社 フェイガー	農家・農業法人における 水稲栽培における中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における中干し期間の延長	2,795,950t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P216	2023/7/31	東邦ガス 株式会社	家庭における コージェネレーションの導入	愛知県 岐阜県 三重県	EN-S-007 Ver. 3.0	コージェネレーションの導入	270,433t-CO2	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社
P218	2023/7/31	マルヤス工業 株式会社	家庭・事業所における 再生可能エネルギー熱を利用する熱源 設備の導入	全国	EN-R-003 Ver. 2.0	再生可能エネルギー熱を利用する熱源 設備の導入	32,431t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P219	2023/7/31	パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 電材&ぐらしエネルギー事業部 エネルギー・IoTソリューションセン ター	家庭における 省エネルギー住宅の新築又は省エネ ルギー住宅への改修	全国	EN-S-039 Ver. 5.0	省エネルギー住宅の新築又は省エネ ルギー住宅への改修	2,493,388t-CO2	一般財団法人 日本海事協会

第56回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット 申請日	プロジェクト 実施者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証J-クレジット 量(t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
139	2023/7/31	有明会社 川井森業	EDカーボナリティ 合同会社	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	岩手県 岩手郡寿石町	EN-R-001 ver.1.2	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ～ 2024/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	2,598t-co2	一般財団法人 日本海事協会
177	2023/7/27	二宮木材 株式会社	株式会社 FTカーボン	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	栃木県 那須塩原市	EN-R-001 ver.1.3	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2017/1/10 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	2,162t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
178	2023/7/27	天草地域森林組合	合同会社 FTカーボン・マネジメント	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	熊本県 天草市	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2017/2/28 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	927t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
180	2023/7/27	太子食品工業 株式会社	合同会社 FTカーボン・マネジメント	食品工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	青森県 十和田市	EN-R-001 ver.1.4	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2017/6/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	5,304t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
195	2023/7/28	岩手トラックターミナル 株式会社	岩手トラックターミナル 株式会社	物流会社における 照明設備の導入、更新	岩手県 紫波郡久手町	EN-S-008 ver.2.0	照明設備の導入	2016/4/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	364t-co2	一般財団法人 日本海事協会
205	2023/7/27	大林産業 株式会社	株式会社 FTカーボン	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	山口県 山口市	EN-R-001 ver.1.8	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2016/5/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	2,812t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
206	2023/7/27	エンジニアウッド宮崎 株式会社	合同会社 FTカーボン・マネジメント	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	宮崎県 都城市	EN-R-001 ver.1.3	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2016/6/25 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	5,454t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
209	2023/7/27	加美町	株式会社 FTカーボン	温泉施設における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	宮崎県 加美郡加美町	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2016/4/9 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	2,775t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
221	2023/7/27	協同組合 兵庫木材センター	合同会社 FTカーボン・マネジメント	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	兵庫県 夙務市	EN-R-001 ver.1.8	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2016/12/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	5,943t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
232	2023/7/27	郡城地区フレット事業 協同組合	合同会社 FTカーボン・マネジメント	製材所における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	宮崎県 都城市	EN-R-001 ver.1.8	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2019/10/28 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	8,719t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
233	2023/7/27	外山木材 株式会社	合同会社 FTカーボン・マネジメント	製材所における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	宮崎県 都城市	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2019/9/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第2回目の認証】	4,785t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
255	2023/7/27	二宮木材 株式会社	株式会社 FTカーボン	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	栃木県 那須塩原市	EN-R-001 ver.1.8	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2020/10/15 ～ 2026/3/31	2021/11/1 ～ 2023/3/31 (17ヶ月) 【第2回目の認証】	4,658t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
257	2023/7/28	新栄合板工業 株式会社	ブルードットグリーン 株式会社	製材所における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	大分県 玖珠郡玖珠町	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2021/4/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (22ヶ月) 【第1回目の認証】	16,422t-co2	一般財団法人 日本海事協会
258	2023/7/19	青森ブライウッド 株式会社	ブルードットグリーン 株式会社	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	青森県 上北郡六戸町	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2021/6/1 ～ 2026/3/31	2021/6/1 ～ 2022/12/31 (18ヶ月) 【第1回目の認証】	30,484t-co2	一般財団法人 日本海事協会
261	2023/7/31	昭和化学工業 株式会社	ブルードットグリーン 株式会社	化学工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	岡山県 美郷町	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2021/6/19 ～ 2026/3/18	2021/6/1 ～ 2022/12/31 (18ヶ月) 【第1回目の認証】	950t-co2	一般財団法人 日本海事協会
267	2023/7/25	北海道ガス 株式会社	北海道瓦斯 株式会社	社有林における 森林経営活動	北海道 空知郡南富良野町	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2021/7/30 ～ 2026/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヶ月) 【第2回目の認証】	593t-co2	ソコテック・サティフィケーション・ジャパン 株式会社
269	2023/7/27	株式会社 高橋木材	合同会社 FTカーボン・マネジメント	製材工場における バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	宮崎県 西諸県郡高橋町	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2021/12/1 ～ 2026/11/30	2021/12/1 ～ 2023/3/31 (16ヶ月) 【第1回目の認証】	2,881t-co2	ペリジョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・カンパニー 株式会社
313	2023/7/25	山国川流域森林組合	山国川流域森林組合	社有林における 森林経営活動	大分県 中津市山国町	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2021/4/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヶ月) 【第1回目の認証】	115t-co2	ソコテック・サティフィケーション・ジャパン 株式会社
315	2023/7/21	株式会社 栃木木材工業	株式会社 栃木木材工業	社有林における 森林計画活動	群馬県 桐生市、みどり市 安城郡 大平町、日立市	FO-001 ver.3.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2026/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	357t-co2	ソコテック・サティフィケーション・ジャパン 株式会社
346	2023/7/20	東武鉄道 株式会社	東武鉄道 株式会社	社有林における 森林経営活動	栃木県 宇都宮市	FO-001 ver.3.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2026/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヶ月) 【第1回目の認証】	280t-co2	一般財団法人 日本品質保証機構

第 56 回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	ノークレジット 保有者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P69	2023/7/27	株式会社 松村組	環境経済 株式会社	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.1.1	太陽光発電設備の導 入	2017/12/15 ～ 2030/3/31	2019/1/25 ～ 2022/12/26 (47ヵ月) 【第2回目の認証】	627t-CO2	バージョンノンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P81	2023/7/31	伸栄工業 株式会社	伸栄工業 株式会社	家庭および事業所における 大気バイオマス利用設備の導 入	関東	EN-R-001 Ver.1.6	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)に よる化石燃料又は系 統電力の代替	2020/3/19 ～ 2031/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24ヵ月) 【第2回目の認証】	423t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P93	2023/7/31	株式会社 エナリス	株式会社 エナリス・パワー・マーケティング	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2	太陽光発電設備の導 入	2020/9/1 ～ 2031/3/31	2022/1/22 ～ 2023/3/31 (14ヵ月) 【第1回目の認証】	281t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P135	2023/7/27	バイオマス蒸気ボイラー・ク レジットグループ (BSBJC)	合同会社 FTカーボンマネジメント	事業所における バイオマス固形燃料(木質バイオ マス)による化石燃料の代替	全国	EN-R-001 Ver.1.7	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)に よる化石燃料又は系 統電力の代替	2022/10/1 ～ 2031/3/31	2022/10/1 ～ 2023/3/31 (6ヵ月) 【第1回目の認証】	903t-CO2	バージョンノンレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

③ 第 57 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2023 年 11 月 16 日（木）10:00－12:00 ※委員長報告の実施日時
開催場所	（書面開催）
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、深津 委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. 再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議
議事概要	<u>1. プロジェクトの登録に関する審議</u> - 今回の認証委員会において登録申請を受けた 26 件（計 3,110,803t-CO2）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクト登録要件に適合していることを確認した。 <u>2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> - 今回の認証委員会において認証申請を受けた 25 件（計 231,567 t-CO2）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクトが認証要件に適合することを確認した。 <u>3. 再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議</u> 2023 年 10 月 19 日までに届出を受けたプロジェクト計画変更のうち再妥当性確認が必要な 5 件について、届出内容の概要を事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクト計画変更を認証した。

ii) 登録・認証一覧

第 57 回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
359	2023/9/29	清水産業 株式会社	社有林における 森林経営活動	熊本県 多良木町、水上村	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	16,933t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
360	2023/9/29	上伊那森林組合	私有林、組合所有林、社寺林における 森林経営活動	長野県 伊那市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	4,923t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
361	2023/10/12	山都町	町有林における 森林経営活動	熊本県 山都町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	4,756t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
363	2023/10/12	安野産業 株式会社	社有林における 森林経営活動	島根県 益田市向横田町、美都町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	32,335t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
365	2023/10/11	ベスト学院 株式会社	私有林における 森林経営活動	福島県 須賀川市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	644t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
367	2023/10/12	株式会社 森のわ	自治会所有林、私有林における 森林経営活動	兵庫県 丹波市山南町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	1,220t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
369	2023/10/12	陸前高田市	市有林における 森林経営活動	岩手県 陸前高田市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	37,784t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
380	2023/10/19	秋本食品 株式会社	食品製造・加工工場における 太陽光発電設備の導入	神奈川県 綾瀬市	EN-R-002 ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	2,022t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
387	2023/10/1	筑波ダイカスト工業 株式会社	金属加工工場における マグネシウム溶解鋳造用カバーガスの変更	宮城県 栗原市	IN-001 ver. 1.1	マグネシウム溶解鋳造用 カバーガスの変更	259,799t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
406	2023/10/12	北海道	道有林における 森林経営活動	北海道 音威子府村、興部町、士別市、 西興部村、中川町、美深町、 名寄市、雄武町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	786,457t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
409	2023/10/19	鹿児島プロフーズ 株式会社	動植物油脂製造業における バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス) による化石燃料又は系統電力の代替	鹿児島県 いちき串木野市	EN-R-005 ver. 3.1	バイオマス固形燃料 (廃棄物由来バイオマス) による化石燃料又は系統 電力の代替	45,543t-CO2	ベリージョン・ノンレジストラークリーン ディベロップメント・メカニズム 株式会社

第 57 回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プログラム型 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P180	2023/10/16	愛媛県	家庭における 太陽光発電設備の導入 家庭における コージェネレーションの導入	愛媛県	EN-R-002 Ver. 3.0 EN-S-007 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入 コージェネレーションの導入	80,367t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P182	2023/10/19	大分瓦斯 株式会社	家庭における コージェネレーションの導入	大分県	EN-S-007 Ver. 3.0	コージェネレーションの導入	1,603t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P183	2023/10/19	松江市	家庭における 太陽光発電設備の導入	島根県	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	8,317t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P184	2023/10/19	株式会社 エルライングループ	家庭における 太陽光発電設備の導入	関西 中部 四国 中国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	66,010t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P200	2023/9/30	株式会社 関西再資源ネットワーク	事業所における バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス) による化石燃料又は系統電力の代替	全国	EN-R-005 Ver. 2.8	バイオマス固形燃料 (廃棄物由来バイオマス)による化石燃 料又は系統電力の代替	50,134t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P203	2023/10/19	一般社団法人 Co	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	326,873t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P205	2023/10/18	沖縄ガス 株式会社	事業所における ボイラーの導入	沖縄県	EN-S-001 Ver. 2.1	ボイラーの導入	45,149t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P211	2023/10/17	パナソニック 株式会社 空調空調社 日本・広域事業担当 住宅システム機器事業部 日本事業ビジネスユニット	家庭における 空調設備の導入	全国	EN-S-004 Ver. 3.0	空調設備の導入	501,145t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P224	2023/10/13	株式会社 琉球銀行	家庭および事業所における 省エネルギー住宅の新築又は 省エネルギー住宅への改修	沖縄県	EN-S-039 Ver. 5.0	省エネルギー住宅の新築又は 省エネルギー住宅への改修	46,600t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P225	2023/10/12	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	326,400t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P227	2023/10/18	株式会社 中国銀行	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	23,948t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P228	2023/10/16	クレアトゥラ 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	303,796t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P229	2023/10/19	大多喜ガス 株式会社	事業所における ボイラーの導入	千葉県	EN-S-001 Ver. 3.0	ボイラーの導入	4,080t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P230	2023/10/19	九州電力 株式会社	事業所における 空調設備の導入	九州 (九州電力 の電気供給 地内)	EN-S-004 Ver. 3.0	空調設備の導入	122,939t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P231	2023/10/18	RE100電力 株式会社	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	11,026t-CO2	一般財団法人 日本海事協会

第57回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

R/L 番号	クレジット登録 申請日	プロジェクト 実施者	クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証 クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
54	2023/10/3	日進市	日進市	道路灯における 照明設備の更新	豊知農 日進市	EN-S-006 ver.1.1	照明設備の導入	2015/1/28 ～ 2023/1/27	2015/1/28 ～ 2023/1/27 【第9月分】 【第10月分の認証】	1,078t-CO2	一般社団法人 日本森研協会
61	2023/10/16	同心竣工 株式会社	西園ガス 株式会社	染色工場における ボイラーの更新	愛媛県 今治市	EN-S-001 ver.1.0	ボイラーの導入	2015/3/1 ～ 2023/2/28	2019/7/1 ～ 2023/2/28 (44.9ヶ月) 【第4項目の認証】	5,389t-CO2	一般社団法人 日本品質保証機構
77	2023/10/19	芦野市	公益財団法人 北海道環境財団	内務庁における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替	北海道 芦野市	EN-R-001 ver.2.0	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2015/3/24 ～ 2023/3/23	2021/12/1 ～ 2023/3/23 (15.7ヶ月) 【第4項目の認証】	853t-CO2	ペリジョン・インレジストラークリーン デベロップメント・カンパニー 株式会社
158	2023/10/19	株式会社 モリナクリーニング	合同会社 FTカーボナリマネジメント	クリーニング工場における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替	北海道 鬼鹿郡七飯町	EN-R-001 ver.2.1	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2016/12/8 ～ 2023/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24.9ヶ月) 【第3項目の認証】	3,730t-CO2	ペリジョン・インレジストラークリーン デベロップメント・カンパニー 株式会社
168	2023/10/19	オシキリ食品 株式会社	公益財団法人 北海道環境財団	食品工場における ボイラーの更新	北海道 江別市	EN-S-001 ver.1.1	ボイラーの導入	2017/10/1 ～ 2025/9/30	2020/10/1 ～ 2023/3/31 (30.9ヶ月) 【第3項目の認証】	694t-CO2	ペリジョン・インレジストラークリーン デベロップメント・カンパニー 株式会社
208	2023/10/12	一般社団法人 道東資源公社	一般社団法人 道東資源公社	分収造林事業地における 森林経営活動	道東市 美深市、中川市	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (24.9ヶ月) 【第3項目の認証】	727t-CO2	ソリテック・ササティ・フィクション・ジャパン 株式会社
217	2023/10/18	大分みそ 協業組合	丸紅エネルギー 株式会社	食品加工工場における ボイラーの更新 食品加工工場における コージェネレーションの導入	大分県 日田市	EN-S-001 ver.1.1 EN-S-007 ver.1.2	ボイラーの導入 コージェネレーションの導入	2019/8/1 ～ 2027/7/31	2019/8/1 ～ 2023/3/31 (48.9ヶ月) 【第1項目の認証】	3,294t-CO2	ペリジョン・インレジストラークリーン デベロップメント・カンパニー 株式会社
229	2023/10/1	筑波ダイカスト工業 株式会社	丸紅 株式会社	食薬加工工場における マグネシウム溶解線溶用カーガスの変更	宮城県 栗原市	IN-001 ver.1.0	マグネシウム溶解線溶用カーガスの変更	2020/2/6 ～ 2026/2/5	2022/6/1 ～ 2023/3/31 (12.9ヶ月) 【第3項目の認証】	53,212t-CO2	一般社団法人 日本海事協会
238	2023/10/18	南日本製薬協同 株式会社	丸紅エネルギー 株式会社	乳製品製造工場における ボイラーの更新および新設	宮城県 郡山市	EN-S-001 ver.1.1	ボイラーの導入	2020/11/1 ～ 2026/10/31	2020/11/1 ～ 2023/2/28 (27.9ヶ月) 【第1項目の認証】	6,257t-CO2	ペリジョン・インレジストラークリーン デベロップメント・カンパニー 株式会社
246	2023/10/19	伊達市	公益財団法人 北海道環境財団	公共施設における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料の代替	北海道 伊達市	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替	2020/4/1 ～ 2026/3/31	2020/4/1 ～ 2023/3/31 (38.9ヶ月) 【第1項目の認証】	735t-CO2	ペリジョン・インレジストラークリーン デベロップメント・カンパニー 株式会社
263	2023/9/29	株式会社 栃木木材工業	株式会社 栃木木材工業	住宅林における 森林経営活動	栃木県 大田原市、塩谷町、矢野町、 那須川町、日光市、鹿沼市、 足利市、栃木市、足利市	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2021/4/1 ～ 2037/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.9ヶ月) 【第3項目の認証】	2,375t-CO2	ソリテック・ササティ・フィクション・ジャパン 株式会社
287	2023/10/12	株式会社 小坂工務店	株式会社 小坂工務店	私有林における 森林経営活動	青森県 三戸郡五戸町	FO-001 ver.2.6	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2026/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.9ヶ月) 【第1項目の認証】	169t-CO2	ソリテック・ササティ・フィクション・ジャパン 株式会社
319	2023/10/11	公益財団法人 鹿児島県森林整備公社	公益財団法人 鹿児島県森林整備公社	分収造林事業地及び公社林における 森林経営活動	鹿児島県 鹿児島市、南九州市、 いちき串木野市、日置市、 薩摩川内市、さつま町、 鹿島村、湧水町、姶野市、 鹿児島市、南さつま市	FO-001 ver.3.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2026/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.9ヶ月) 【第1項目の認証】	17,811t-CO2	ソリテック・ササティ・フィクション・ジャパン 株式会社
321	2023/10/12	石川県	石川県庁	県有林における 森林経営活動	石川県 珠洲市、中能登町、加賀市	FO-001 ver.3.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2036/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.9ヶ月) 【第1項目の認証】	4,957t-CO2	ソリテック・ササティ・フィクション・ジャパン 株式会社
341	2023/10/12	公益財団法人 おかげの森整備公社	公益財団法人 おかげの森整備公社	分収造林事業地における 森林経営活動	岡山県 岡山県、津山市、井原市、 総社市、高梁市、新見市、 備前市、高松市、美作市、 備前市、総社市、久保町、 新見市、井原市、美作市、 倉敷市、笠岡市、 久保町、美保町、 吉備中央町	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2030/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.9ヶ月) 【第1項目の認証】	106,105t-CO2	ソリテック・ササティ・フィクション・ジャパン 株式会社

第 57 回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P29	2023/10/19	宇都宮市	宇都宮市	家庭における 太陽光発電設備の導入	関東	EN-R-002 Ver.2.3	太陽光発電設備の導入	2014/6/28 ～ 2031/3/31	2022/1/1 ～ 2022/12/31 (12ヵ月) 【第9回目の認証】	905t-CO2	一般財団法人 日本能率協会
P41	2023/10/16	山形県	山形県	家庭・事業所における 太陽光発電設備の導入	東北	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導入	2016/3/1 ～ 2031/3/31	2022/6/1 ～ 2023/5/31 (12ヵ月) 【第6回目の認証】	2,669t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P66	2023/10/19	特定非営利活動法人 CoCoLo	特定非営利活動法人 CoCoLo	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.1.1	太陽光発電設備の導入	2018/9/1 ～ 2030/3/31	2018/9/1 ～ 2023/2/28 (53ヵ月) 【第1回目の認証】	7,720t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P73	2023/10/19	株式会社 山研	株式会社 豊国エコソリューションズ	店舗における 照明設備の更新	関東	EN-S-006 Ver.2.0	照明設備の導入	2018/8/30 ～ 2031/3/31	2020/9/1 ～ 2022/8/31 (24ヵ月) 【第2回目の認証】	4,268t-CO2	ソコテック・サーディフィケーション・ジャパン 株式会社
P77	2023/10/18	宮城県	宮城県	家庭における 太陽光発電設備の導入	東北	EN-R-002 Ver.2.4	太陽光発電設備の導入	2019/6/1 ～ 2031/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヵ月) 【第4回目の認証】	5,401t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P78	2023/10/18	株式会社 長谷川電気工業所	株式会社 長谷川電気工業所	事業所における インバータ制御装置の導入	全国	EN-S-005 Ver.1.0	ポンプ・ファン類への 開閉運転制御、イン バータ制御又は台数 制御の導入	2019/8/1 ～ 2031/3/31	2019/8/1 ～ 2023/3/31 (44ヵ月) 【第1回目の認証】	891t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P109	2023/10/19	鹿島建設 株式会社	鹿島建設 株式会社	事業所における ポルトランドセメント配合量の 少ないコンクリートの使用	全国	EN-S-040 Ver.3.1	ポルトランドセメント配合 量の少ないコンクリート の打設	2022/1/1 ～ 2031/3/31	【第2回目の認証】	223t-CO2	ソコテック・サーディフィケーション・ジャパン 株式会社
P113	2023/10/19	岩谷産業 株式会社	岩谷産業 株式会社	事業所における ボイラーの更新および新設	全国	EN-S-001 Ver.2.1	ボイラーの導入	2021/11/25 ～ 2031/3/31	2022/7/1 ～ 2023/6/30 (12ヵ月) 【第2回目の認証】	1,993t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P154	2023/10/19	クボタ 大地のいぶき	株式会社 クボタ	園芸施設における 空調設備の導入	全国	EN-S-004 Ver.2.0	空調設備の導入	2022/10/1 ～ 2031/3/31	2022/10/1 ～ 2023/4/30 (7ヵ月) 【第1回目の認証】	10t-CO2	ソコテック・サーディフィケーション・ジャパン 株式会社
P171	2023/10/17	恵那市役所	恵那市	公共施設における 太陽光発電設備の導入	中部	EN-R-002 Ver.2.3	太陽光発電設備の導入	2023/2/2 ～ 2030/3/31	2023/2/2 ～ 2023/5/31 (3ヵ月) 【第1回目の認証】	105t-CO2	一般財団法人 日本海事協会

④ 第 58 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2024 年 1 月 26 日（金）10:00－12:00 ※委員長報告の実施日時
開催場所	（書面開催）
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. 再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議
議事概要	1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> - 今回の認証委員会において登録申請を受けた 32 件（計 1,244,722t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクト登録要件に適合していることを確認した。 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> - 今回の認証委員会において認証申請を受けた 23 件（計 75,255t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクトが認証要件に適合することを確認した。 3. <u>再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議</u> 2023 年 12 月 7 日までに届出を受けたプロジェクト計画変更のうち再妥当性確認が必要な 5 件について、届出内容の概要を事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクト計画変更を認証した。

ii) 登録・認証一覧

第 58 回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
366	2023/11/30	甲賀市	市有林における 森林経営活動	滋賀県 甲賀市信楽町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	1,693t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
368	2023/11/30	茂木町	町有林における 森林経営活動	栃木県 茂木町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	5,475t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
370	2023/11/30	岡崎市	市有林、私有林における 森林経営活動	愛知県 岡崎市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	3,024t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
375	2023/11/30	吉川林産興業 株式会社	社有林、私有林における 森林経営活動	山口県 緑町 島根県 吉賀町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	60,713t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
376	2023/11/30	合同会社 Wood one	社有林、市有林、私有林における 森林経営活動	熊本県 水俣市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	2,701t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
378	2023/11/30	五木村	村有林における 森林経営活動	熊本県 五木村	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	32,808t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
379	2023/11/30	三重県	分収造林事業地(県行造林地)における 森林経営活動	三重県 名張市	FO-001 ver. 4.1	森林経営活動	10,499t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
381	2023/11/30	株式会社 八芳園ホールディングス	社有林における 森林経営活動	鳥取県 鳥取市河原町、若杉町、 鳥取市佐治町、智頭町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	9,587t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
382	2023/11/30	岩手県	県有林における 森林経営活動	岩手県 盛岡市、雫石町、遠野市、 大船渡市、陸前高田市、 岩手町、二戸市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	13,610t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
383	2023/11/30	央栗市	市有林における 森林経営活動	兵庫県 央栗市千種町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	20,562t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
384	2023/11/30	御殿場財産区 御殿場市	財産区有林全体における 森林経営活動	静岡県 御殿場市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	951t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
386	2023/11/30	白川町森林組合	私有林における 森林経営活動	岐阜県 加茂郡白川町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	4,668t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
389	2023/11/30	尾道市	市有林における 森林経営活動	三重県 尾道市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	55,962t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
391	2023/11/30	相模原市鳥屋財産区	財産区有林における 森林経営活動	神奈川県 相模原市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	3,399t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
392	2023/11/30	能代市	市有林における 森林経営活動	秋田県 能代市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	14,444t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
397	2023/11/30	玉滝村	村有林における 森林経営活動	長野県 玉滝村	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	36,087t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
398	2023/11/30	むかわ町	町有林における 森林経営活動	北海道 むかわ町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	9,847t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
399	2023/11/30	八峰町	町有林における 森林経営活動	秋田県 八峰町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	34,565t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
414	2023/11/29	延岡市	市有林における 森林経営活動	宮城県 延岡市	FO-001 ver. 4.1	森林経営活動	12,081t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
415	2023/11/30	伊藤組山林管理育成 株式会社	社有林における 森林経営活動	北海道 中頓別町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	25,295t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社

第 58 回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プログラム型 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P192	2023/12/7	刈谷市	家庭における コージェネレーションの導入	愛知県	EN-S-007 Ver. 3.0	コージェネレーションの導入	1,878t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P202	2023/12/7	株式会社 バイウィル	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 1.0	水稲栽培における中干し期間の延長	5,482t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P206	2023/12/7	株式会社 未来創造部	事業所における バイオ炭の農地施用	全国	AG-004 Ver. 1.6	バイオ炭の農地施用	2,599t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P208	2023/12/7	岐阜県	家庭及び事業所における 太陽光発電設備の導入	岐阜県	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	1,837t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P221	2023/12/7	エコカーボン 株式会社	事業所における ポンプ・ファン類への間欠運転制御、イン バーター制御又は 台数制御の導入	全国	EN-S-005 Ver. 1.1	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、イン バーター制御又は台数制御の導入	219,264t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P222	2023/12/5	エコカーボン 株式会社	事務所等における 照明設備の導入	全国	EN-S-006 Ver. 3.1	照明設備の導入	21,641t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P232	2023/12/1	旭化成ホームズ 株式会社	事業所 (賃貸共同住宅)における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	47,995t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P233	2023/12/4	伊藤忠食糧 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 2.0	水稲栽培における中干し期間の延長	346,367t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P234	2023/12/6	大阪府	事業所及び家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 2.4	太陽光発電設備の導入	1,563t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P235	2023/12/6	大阪府	事業所における 照明設備の導入	全国	EN-S-006 Ver. 3.1	照明設備の導入	6,300t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P236	2023/12/7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	農地 または採草牧草地における バイオ炭の農地施用	全国	AG-004 Ver. 1.6	バイオ炭の農地施用	225,306t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P237	2023/12/7	日本海ガス 株式会社	家庭における コージェネレーションの導入	富山県 石川県	EN-S-007 Ver. 3.0	コージェネレーションの導入	6,523t-CO2	ベリージョン・ソノレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社

第 58 回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プロジェクト 実施者	クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証 クレジット量 (t-CO2e)	審査機関名
						番号	名称				
72	2023/12/7	ツバキボウ中治 株式会社	四国ガス 株式会社	繊維工場における ボイラーの更新	愛媛県 今治市	EN-S-001 ver.1.1	ボイラーの導入	2015/4/1 ～ 2023/3/31	2015/7/1 ～ 2023/3/31 (45ヶ月) 【第3回目の認証】	4,282t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
151	2023/12/7	長興紙 株式会社	Permanent Planet 株式会社	製紙工場における ボイラーの更新	愛媛県 四国中央市	EN-S-001 ver.1.1	ボイラーの導入	2017/3/1 ～ 2023/2/28	2015/4/1 ～ 2023/3/31 (48ヶ月) 【第3回目の認証】	3,880t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
202	2023/12/7	甲南ユーティリティ 株式会社	三井物産 株式会社	コンビナートにおける バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化 石燃料の代替	兵庫県 神戸市	EN-R-001 ver.1.7	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代替	2015/1/1 ～ 2026/12/31	2022/10/1 ～ 2023/9/30 (120ヶ月) 【第3回目の認証】	22,528t-CO2	ペリージョン・ソルジェス・ラー・グリーン ディベロップメント・カースム 株式会社
219	2023/11/30	美濃町	美濃町	町有林における 森林経営活動	北海道 中川郡美濃町	FO-001 ver.4.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2027/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (120ヶ月) 【第3回目の認証】	2,145t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
248	2023/11/30	真野フォレスト 株式会社	真野フォレスト 株式会社	社有林における 森林経営活動	長崎県 長崎市、西海市	FO-001 ver.2.4	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2026/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (240ヶ月) 【第2回目の認証】	1,098t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
266	2023/12/7	株式会社 ファームパートナーズ プラットフォーム	丸紅 株式会社	農地における 家畜排せつ物管理方法の 変更	北海道 樺津郡中樺津町	AG-002 ver.1.1	家畜排せつ物管理方法の変更	2022/5/1 ～ 2020/7/31	2022/5/1 ～ 2023/7/31 (120ヶ月) 【第1回目の認証】	148t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
298	2023/11/30	田島山業 株式会社	田島山業 株式会社	社有林 および私有林における 森林経営活動	大分県 日田市、日杵市	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2021/4/1 ～ 2027/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 (240ヶ月) 【第1回目の認証】	8,867t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
299	2023/11/30	公益社団法人 熊本県林業公社	公益社団法人 熊本県林業公社	分収造林事業地における 森林経営活動	熊本県 水俣市、芦北町、 八代市、藤井、 多良木町、湯前町、 水上村、相模村、 五木村、山田村、 藤原村、あま市、 上天草市、天草市、 阿蘇市	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2020/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (120ヶ月) 【第1回目の認証】	2,860t-CO2	ソコテック・サード・ファイナংশン・ジャパン 株式会社
348	2023/11/30	五川広域森林組合 薩摩村	薩摩村	私有林における 再造林活動	宮崎県 東臼杵郡薩摩村	FO-003 ver.2.1	再造林活動	2022/4/1 ～ 2026/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (120ヶ月) 【第1回目の認証】	2,209t-CO2	一般社団法人 日本林業協会

第 58 回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	J-クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P11	2023/12/7	大分県	大分県	家庭における 太陽光発電設備の導入	九州・沖縄	EN-R-002 Ver.1.0	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2020/10/1 ～ 2022/9/30 (24ヵ月) 【第6回目の認証】	2848t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P47	2023/12/5	株式会社 三幸	株式会社 三幸	店舗における 照明設備の更新	全国	EN-S-006 Ver.1.1	照明設備の導入	2017/4/1 ～ 2031/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヵ月) 【第6回目の認証】	1758t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
P58	2023/12/6	上野村	上野村	公共施設における バイオマス固形燃料（木質バイオ マス）による化石燃料の代替	関東	EN-R-001 Ver.1.4	バイオマス固形燃料（木 質バイオマス）による化 石燃料又は系統電力の 代替	2017/10/1 ～ 2031/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヵ月) 【第5回目の認証】	119t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P69	2023/11/2	札幌市	札幌市	家庭における コージェネレーションの導入	北海道	EN-S-007 Ver.3.0	コージェネレーションの 導入	2018/9/1 ～ 2031/3/31	2020/4/1 ～ 2022/8/31 (29ヵ月) 【第2回目の認証】	287t-CO2	一般財団法人 日本能率協会
P89	2023/12/7	香川県	香川県	家庭における 太陽光発電設備の導入	四国	EN-R-002 Ver.3.0	太陽光発電設備の導入	2020/4/1 ～ 2031/3/31	2022/5/1 ～ 2023/4/30 (12ヵ月) 【第3回目の認証】	1670t-CO2	ペリージョン・レンジストラークリー ン・ディベロップメント・メカニズム 株式会社
P114	2023/12/7	一般財団法人 日本クルベジ協会	一般財団法人 日本クルベジ協会	農業における バイオ炭の農地利用	全国	AG-004 Ver.1.2	バイオ炭の農地施用	—	【第2回目の認証】	737t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P116	2023/12/15	オムロン ソーシアルソリューションズ 株式会社・ NTTスマイルエナジー	オムロン ソーシアルソリューションズ 株式会社	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導入	2021/12/2 ～ 2031/3/31	2022/10/1 ～ 2023/5/31 (18ヵ月) 【第2回目の認証】	4828t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P122	2023/12/15	ハンファジャパン 株式会社	ハンファジャパン 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導入	2022/4/1 ～ 2031/3/31	2022/4/1 ～ 2023/7/31 (18ヵ月) 【第1回目の認証】	2548t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P131	2023/12/15	京都市	公益財団法人 京都市環境保全活動推進協 会	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導入	2022/4/1 ～ 2051/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヵ月) 【第1回目の認証】	103t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P137	2023/12/7	株式会社 ネクシイズグループ・ 株式会社 ネクシイズ・ゼロ	株式会社 ネクシイズ・ゼロ	事業所における 照明設備の更新	全国	EN-S-006 Ver.3.0	照明設備の導入	2022/4/1 ～ 2051/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12ヵ月) 【第1回目の認証】	154t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P181	2023/12/7	株式会社 アブラックス	株式会社 アブラックス	事業所における バイオ潤滑油の使用	全国	WA-003 Ver.1.0	バイオ潤滑油の使用	2023/6/1 ～ 2051/3/31	2023/6/1 ～ 2023/9/30 (4ヵ月) 【第1回目の認証】	4t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P190	2023/12/5	Green Carbon 株式会社	Green Carbon 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver.1.0	水稲栽培における中干 し期間の延長	2023/1/1 ～ 2051/3/31	2023/1/1 ～ 2023/10/10 (9ヵ月) 【第1回目の認証】	6220t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P214	2023/12/6	株式会社 フェイガー	株式会社 フェイガー	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver.1.0	水稲栽培における中干 し期間の延長	2023/1/1 ～ 2051/3/31	2023/1/1 ～ 2023/10/20 (9ヵ月) 【第1回目の認証】	5955t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P225	2023/12/5	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver.1.0	水稲栽培における中干 し期間の延長	2023/1/1 ～ 2051/3/31	2023/1/1 ～ 2023/10/17 (9ヵ月) 【第1回目の認証】	114t-CO2	一般財団法人 日本海事協会

⑤ 第 59 回認証委員会

i) 議事概要

開催日時	2024 年 3 月 12 日（火）10:00－12:00 ※委員長報告の実施日時
開催場所	（書面開催）
出席者	【委員】※書面開催のため、議決書面受領委員を記載 松橋委員長、二宮副委員長、大國委員、龍原委員、鶴崎委員、野津委員、深津委員、藤野委員、柚山委員
議事	1. プロジェクトの登録に関する審議 2. 排出削減・吸収量の認証に関する審議 3. 再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議
議事概要	1. <u>プロジェクトの登録に関する審議</u> - 今回の認証委員会において登録申請を受けた 32 件（計 1,686,269t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、登録要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクト登録要件に適合していることを確認した。 2. <u>排出削減・吸収量の認証に関する審議</u> - 今回の認証委員会において認証申請を受けた 37 件（計 996,726 t-CO₂）のプロジェクトについて、申請内容の概要や、認証要件に係る適合状況について事務局より説明した。審議の結果、プロジェクトが認証要件に適合することを確認した。 3. <u>再妥当性確認を伴うプロジェクト計画変更に関する審議</u> 2024 年 2 月 13 日までに届出を受けたプロジェクト計画変更のうち再妥当性確認が必要な 13 件について、届出内容の概要を事務局より説明した。審議の結果、すべてのプロジェクト計画変更を認証した。

ii) 登録・認証一覧

第 59 回認証委員会 プロジェクト（通常型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プロジェクト実施者	プロジェクト概要	実施 場所	適用方法論		排出削減・ 吸収量 (総量算込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
364	2024/2/6	ヤマサンツリーファーム	私有林における 森林経営活動	宮崎県 東臼杵郡美郷町	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	51,214t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
388	2024/2/6	株式会社 信田産業	私有林における 森林経営活動	岩手県 盛岡市・二戸市・八幡平市 岩手町・一戸町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	6,598t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
393	2024/2/6	静岡県	分収造林事業地(稲持県営林)における森 林経営活動	静岡県 下田市	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	4,764t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
394	2024/2/6	有限会社 天電フォレスト	私有林における 森林経営活動	静岡県 浜松市天竜区龍山町	FO-001 ver. 4.1	森林経営活動	3,268t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
395	2024/1/22	岐阜県	県営林における 森林経営活動	岐阜県 郡上市明宝町・下呂市金山町	FO-001 ver. 4.0	森林経営活動	10,028t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
408	2023/10/16	株式会社 日産バイオマス	ガス・電気・水道関連施設における バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による 化石燃料又は系統電力の代替(LPG→木 質チップ)	熊本県 八代市	EN-R-001 ver. 1.8	バイオマス固形燃料(木質 バイオマス)による化石燃 料又は系統電力の代替	4,968t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
416	2024/1/31	株式会社 平野興産	私有林における 森林経営活動	静岡県 浜松市天竜区 (旧天竜、旧佐久間、 旧龍山、旧豊野) 周智郡森町	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	16,699t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
419	2024/1/31	公益社団法人 とくしま森林バンク	バンク所有林・受託私有森林における 森林経営活動	徳島県 阿南市・那賀町・幸岐町 美波町・海陽町	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	27,026t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
420	2024/2/6	魚沼市	市有林、市行造林における 森林経営活動	新潟県 魚沼市	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	1,786t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
421	2024/2/6	丹波市	市有林、私有林における 森林経営活動	兵庫県 丹波市柏原町	FO-001 ver. 4.1	森林経営活動	3,193t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
422	2024/2/6	渡辺林業 株式会社	私有林における 森林経営活動	静岡県 藤枝市	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	10,374t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
424	2024/2/6	十山 株式会社	社有林における 森林経営活動	静岡県 静岡市葵区	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	24,619t-CO2	一般財団法人 日本品質保証機構
425	2024/2/6	愛知県	県営林における 森林経営活動	愛知県 豊田市	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	24,992t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
426	2024/2/6	養父市	市有林、分収林における 森林経営活動	兵庫県 養父市	FO-001 ver. 4.1	森林経営活動	8,223t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
427	2024/2/6	大田市 森林組合	私有林における 森林経営活動	島根県 大田市	FO-001 ver. 4.1	森林経営活動	125,942t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
428	2024/2/5	森町 ENEOS株式会社	町有林における 森林経営活動	北海道 茅渚郡森町	FO-001 ver. 4.2	森林経営活動	53,463t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
429	2024/2/13	山藤三郎印刷 株式会社	印刷工場における 印刷機の導入	北海道 札幌市	EN-S-030 ver. 3.0	印刷機の導入	328t-CO2	ベリージョンソシエテ・ラーク・リール ディベロップメント・カニズム 株式会社
431	2024/2/12	太平洋セメント 株式会社	北字製品製造・加工工場における 未利用廃熱の発電利用	埼玉県 日南市	EN-S-010 ver. 2.0	未利用廃熱の発電利用	76,583t-CO2	一般社団法人 日本能率協会

第 59 回認証委員会 プロジェクト（プログラム型）登録一覧

PJ 番号	プロジェクト 登録申請日	プログラム型 運営・管理者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		排出削減 ・吸収量 (総量見込) (t-CO2)	審査機関名
					番号	名称		
P201	2024/2/13	株式会社 ジャパンガスエナジー	事業所における ボイラーの導入	全国	EN-S-001 Ver. 3.0	ボイラーの導入	17,116t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P223	2024/1/30	エコカーボン 株式会社	事業所における 空調設備の導入	全国	EN-S-004 Ver. 3.0	空調設備の導入	3,579t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P239	2023/12/27	太陽光発電・ウレジットグループ (SPJC)	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	294,743t-CO2	ペリージョンソノレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P240	2023/12/28	東京ガス 株式会社	事業所における 空調設備の導入 事業所における コージェネレーションの導入	全国	EN-S-004 Ver. 3.0 EN-S-007 Ver. 3.0	空調設備の導入 コージェネレーションの導入	115,436t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P241	2024/1/9	大阪府	事業所における 電気自動車又はプラグインハイブリッド自 動車の導入	全国	EN-S-012 Ver. 3.2	電気自動車又はプラグインハイブリッド 自動車の導入	1,953t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P242	2024/1/9	大阪府	事業所における ボイラーの導入	全国	EN-S-001 Ver. 2.1	ボイラーの導入	306,991t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P243	2024/1/9	大阪府	事業所における ポンプ・ファン類への間欠運転制御、イン バーター制御又は台数制御の導入	全国	EN-S-005 Ver. 1.1	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、イン バーター制御又は台数制御の導入	3,802t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P244	2024/2/2	阪和興業 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver. 2.0	水稲栽培における中干し期間の延長	8,856t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P246	2024/2/1	西部ガス 株式会社	家庭および事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	31,114t-CO2	ペリージョンソノレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P247	2024/2/2	日亜化学工業 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	徳島県 香川県	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	6,420t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P248	2024/2/9	アストムスエネルギー 株式会社	家庭および事業所における ボイラーの導入	全国	EN-S-001 Ver. 3.0	ボイラーの導入	16,870t-CO2	ペリージョンソノレジストラークリーン ディベロップメントメカニズム 株式会社
P249	2024/2/8	株式会社 イオン銀行	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	43,710t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社
P250	2024/2/8	株式会社 フェイガー	農地または採草放牧地における バイオ炭の農地施用	全国	AG-004 Ver. 2.0	バイオ炭の農地施用	329,539t-CO2	一般財団法人 日本海事協会
P252	2024/2/13	株式会社 長谷川電気工業所	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver. 3.0	太陽光発電設備の導入	52,080t-CO2	ソコテック・サートフィケーション・ジャパン 株式会社

第59回認証委員会 排出削減・吸収量（通常型プロジェクト）認証一覧

PV 番号	クレジット保証 申請日	プロジェクト 実施者	エネルギー 所有者	プロジェクト概要	実施場所	適用方法論		証書対象期間	証書申請期間	証書 マークシートの 枚数	事業運営名
						番号	名称				
93	2024/2/6	中江産業株式会社	中江産業株式会社	私鉄線における森林経営活動	高知県土佐郡土佐町、西海市阿村	FO-001 ver.8.2	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2021/3/31	2015/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	84,249-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
102	2024/2/6	川郷村	川郷村	村有林における森林経営活動	群馬県川郷町	FO-001 ver.2.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2023/3/31	2020/4/1 ～ 2023/3/31 【第4期目の証書】	279t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
103	2024/2/6	長野県	長野県	国有林における森林経営活動	長野県南信濃地域の森：諏訪郡下宮田町、飯山市、下伊那郡岡谷市	FO-001 ver.3.1	森林経営活動	2015/4/1 ～ 2023/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	959t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
134	2024/2/13	株式会社日本海米	株式会社日本海米	製塩工場におけるバイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料の代替	兵庫県赤松市	EN-RH-001 ver.1.1	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ～ 2022/3/31	2022/10/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	6,049t-CO2	一般社団法人日本品質保証機構
134	2024/2/13	株式会社日本海米	株式会社日本海米	製塩工場におけるバイオマス副産物(煮鹽物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	兵庫県赤松市	EN-RH-005 ver.2.1	バイオマス副産物(煮鹽物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/4/1 ～ 2022/3/31	2023/3/31 【第1期目の証書】	29t-CO2	一般社団法人日本品質保証機構
163	2024/2/9	社会福祉法人寿康会	株式会社F7カーボン	介護施設におけるバイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料の代替	青森県弘前市	EN-RH-001 ver.1.7	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2016/11/27 ～ 2023/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	527t-CO2	ベージン・ノンパレックス・ターリー・ディベロップメント・オーストラリア株式会社
199	2024/2/9	新東海製紙株式会社	新東海製紙株式会社	製紙工場におけるバイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料の代替	静岡県島田市	EN-RH-001 ver.1.4	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2018/4/1 ～ 2023/3/31	2023/1/1 ～ 2023/12/31 【第1期目の証書】	86,783t-CO2	一般社団法人日本品質保証機構
226	2024/2/2	南海電気鉄道株式会社	南海電気鉄道株式会社	社有林における森林経営活動	奈良県吉野郡十津川村	FO-001 ver.4.2	森林経営活動	2018/4/1 ～ 2023/3/31	2020/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	2,369t-CO2	一般社団法人日本電学協会
231	2024/2/9	愛媛製紙株式会社	愛媛製紙株式会社	製紙工場におけるバイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料の代替	愛媛県国府中市	EN-RH-001 ver.1.8	バイオマス副産物(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替	2021/2/1 ～ 2023/1/31	2022/9/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	34,325t-CO2	ベージン・ノンパレックス・ターリー・ディベロップメント・オーストラリア株式会社
245	2024/2/6	豊多万市	豊多万市	市有林における森林経営活動	福岡県豊多万市	FO-001 ver.4.4	森林経営活動	2020/4/1 ～ 2023/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	602t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
269	2023/11/30	長崎県	長崎県	国有林における森林経営活動	長崎県大村市、藤島町、平井町、西海市、東彼杵町、世宗町、雲仙市、南島原市	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2021/4/1 ～ 2023/3/31	2021/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	6,948t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
316	2024/2/6	松園市	松園市	市有林、私有林における森林経営活動	三重県松園市	FO-001 ver.4.2	森林経営活動	2022/6/7 ～ 2021/3/31	2022/6/7 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	1,581t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
317	2024/2/6	天川村	天川村	村有林における森林経営活動	奈良県吉野郡天川村	FO-001 ver.3.0	森林経営活動	2022/5/1 ～ 2018/4/30	2022/5/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	138t-CO2	一般社団法人日本電学協会
326	2024/2/6	一般社団法人大和森林管理協会	一般社団法人大和森林管理協会	私有林における森林経営活動	奈良県河上町、御所市阿村	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2018/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	1,587t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
327	2023/11/30	岐阜県	岐阜県	国有林、分収造林事業地における森林経営活動	岐阜県高山市久々町	FO-001 ver.4.0	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2020/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	1,505t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
349	2024/2/5	公益財団法人秋田森林業公社	公益財団法人秋田森林業公社	分収造林事業地における森林経営活動	秋田県にかほ市、岩手県明後町、横巻町、山形県小国町、小国町、之小町に付、福島県大崎市、大畑町、佐賀県嘉穂町、八幡市、高知市、北條市、由利本荘市	FO-001 ver.4.2	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2021/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	147,638t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
352	2024/2/6	人吉市	人吉市	市有林における森林経営活動	熊本県人吉市	FO-001 ver.3.2	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2018/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	405t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社
355	2024/2/6	公益財団法人長崎森林業公社	公益財団法人長崎森林業公社	分収造林における森林経営活動	長崎県対馬市、壱岐市、佐賀県唐津市、熊本市、長崎市、東海市、南五島市、五島市、対馬市	FO-001 ver.4.2	森林経営活動	2022/4/1 ～ 2018/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 【第1期目の証書】	35,221t-CO2	ソラテック・サードフィケーション・ジャパン株式会社

第 59 回認証委員会 排出削減・吸収量（プログラム型プロジェクト）認証一覧

PJ 番号	クレジット認証 申請日	プログラム型 運営・管理者	クレジット 保有者	プロジェクト概要	実施地域	適用方法論		認証対象期間	認証申請期間	認証クレジット量 (t-CO2)	審査機関名
						番号	名称				
P1	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.3	太陽光発電設備の導入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2022/9/1 ～ 2023/8/31 (12.0ヵ月) 【第10回目の認証】	71,760t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P2	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における コージェネレーションの新設	全国	EN-S-007 Ver.2.2	コージェネレーションの導 入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2022/9/1 ～ 2023/8/31 (12.0ヵ月) 【第11回目の認証】	82,877t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P3	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における 電気自動車の導入	全国	EN-S-012	電気自動車又はプラグライ ンハイブリッド自動車の導 入	2013/11/20 ～ 2031/3/31	2022/9/1 ～ 2023/8/31 (12.0ヵ月) 【第11回目の認証】	24,275t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P4	2024/2/13	名古屋市	名古屋市	家庭における 太陽光発電設備の導入	中部	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2022/4/1 ～ 2023/3/31 (12.0ヵ月) 【第10回目の認証】	6,048t-CO2	ソコテック・サードフィケーション・ジャパン 株式会社
P6	2024/2/13	出雲市	出雲市	家庭における 太陽光発電設備の導入	中国	EN-R-002 Ver.1.0	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2021/4/1 ～ 2022/12/31 (27.0ヵ月) 【第6回目の認証】	218t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P16	2024/2/13	長崎県	長崎県	家庭における 太陽光発電設備の導入	九州・沖縄	EN-R-002 Ver.1.0	太陽光発電設備の導入	2013/4/1 ～ 2031/3/31	2021/7/1 ～ 2023/6/30 (23.0ヵ月) 【第9回目の認証】	1,097t-CO2	ソコテック・サードフィケーション・ジャパン 株式会社
P42	2024/2/9	山形県	山形県	電産・事業所における バイオマス固形燃料(木質バイオ マス)による化石燃料の代替	東北	EN-R-001 Ver.1.5	バイオマス固形燃料 (木質バイオマス)による化 石燃料又は系統電力の代 替	2016/9/1 ～ 2031/3/31	2022/6/1 ～ 2023/5/31 (12.0ヵ月) 【第6回目の認証】	684t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P43	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.3	太陽光発電設備の導入	2014/4/1 ～ 2029/3/31	2022/9/1 ～ 2023/8/31 (12.0ヵ月) 【第8回目の認証】	380,611t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P44	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における 燃料電池設備の導入	全国	EN-S-007 Ver.2.0	コージェネレーションの導 入	2014/4/1 ～ 2029/3/31	2021/10/1 ～ 2023/8/31 (23.0ヵ月) 【第7回目の認証】	1,752t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P61	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における 電気自動車の導入	全国	EN-S-012 Ver.3.0	電気自動車又はプラグライ ンハイブリッド自動車の導 入	2014/4/1 ～ 2029/3/31	2021/10/1 ～ 2023/8/31 (23.0ヵ月) 【第6回目の認証】	966t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P67	2024/2/9	レネックス電力 合同会社	レネックス電力 合同会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.1	太陽光発電設備の導入	2021/2/10 ～ 2050/3/31	2023/1/1 ～ 2023/12/31 (12.0ヵ月) 【第3回目の認証】	4,057t-CO2	ベリージョン・レジストラー・クリーン ディベロップメント・メカニズム 株式会社
P119	2024/2/13	大東建託 株式会社	大東建託 株式会社	家庭における 省エネルギー住宅の新築	全国	EN-S-039 Ver.3.0	省エネルギー住宅の新築 又は省エネルギー住宅へ の改修	2021/12/1 ～ 2031/3/31	2022/7/1 ～ 2023/6/31 (9.0ヵ月) 【第2回目の認証】	498t-CO2	ソコテック・サードフィケーション・ジャパン 株式会社
P126	2024/2/9	株式会社 新出光	株式会社 新出光	電産・事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.2	太陽光発電設備の導入	2022/5/27 ～ 2031/3/31	2023/4/1 ～ 2023/12/31 (9.0ヵ月) 【第2回目の認証】	598t-CO2	ベリージョン・レジストラー・クリーン ディベロップメント・メカニズム 株式会社
P163	2024/2/8	パナソニック 株式会社 エレクトリック・ワークス社 電材&くらしエネルギー事業部 エネルギー・IoTソリューションセ ンター	パナソニック 株式会社	家庭における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.3.0	太陽光発電設備の導入	2022/11/25 ～ 2051/3/31	2022/11/25 ～ 2023/6/30 (7.2ヵ月) 【第1回目の認証】	1t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P173	2024/2/9	北電総合設計 株式会社	クレジット制度事務局 (経済産業省)	家庭における 省エネルギー住宅の新築又は省エ ネルギー住宅への改修	全国	EN-S-039 Ver.4.0	省エネルギー住宅の新築 又は省エネルギー住宅へ の改修	2023/2/7 ～ 2051/3/31	2023/2/7 ～ 2023/3/31 (1.7ヵ月) 【第1回目の認証】	524t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P175	2024/2/9	株式会社 TOWING	株式会社 TOWING	農地における バイオ炭の農地施用	全国	AG-004 Ver.1.5	バイオ炭の農地施用	2022/4/1 ～ 2032/3/31	【第1回目の認証】	22t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P188	2024/2/9	クボタ 大地のいぶき	株式会社 クボタ	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver.1.0	水稲栽培における 中干し期間の延長	2023/1/1 ～ 2051/3/31	2023/1/1 ～ 2023/12/15 (11.5ヵ月) 【第1回目の認証】	1,723t-CO2	一般社団法人 日本能率協会
P191	2024/2/13	レジル株式会社	中央電力 株式会社	事業所における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.4	太陽光発電設備の導入	2023/5/29 ～ 2051/3/31	2023/5/29 ～ 2023/11/30 (6.1ヵ月) 【第1回目の認証】	999t-CO2	ソコテック・サードフィケーション・ジャパン 株式会社
P195	2024/2/13	株式会社 クサリのアオキホールディングス	株式会社 クサリのアオキホールディングス	店舗における 太陽光発電設備の導入	全国	EN-R-002 Ver.2.4	太陽光発電設備の導入	2023/6/1 ～ 2051/3/31	2023/6/1 ～ 2023/12/31 (7.0ヵ月) 【第1回目の認証】	5,776t-CO2	ソコテック・サードフィケーション・ジャパン 株式会社
P196	2024/1/31	三菱商事 株式会社	三菱商事 株式会社	水稲栽培における 中干し期間の延長	全国	AG-005 Ver.1.0	水稲栽培における中干し 期間の延長	2023/1/1 ～ 2031/3/31	2023/1/1 ～ 2023/10/1 (9.0ヵ月) 【第1回目の認証】	984t-CO2	一般社団法人 日本能率協会

2.2.2 プロジェクト登録等の状況

(1) 2023 年度のプロジェクト登録実績

第 55 回から第 59 回までの認証委員会の審議を経て、130 件（通常型 65 件、プログラム型 65 件）のプロジェクトが J-クレジット制度に登録された。

これにより、制度開始以降に登録されたプロジェクトは 608 件（通常型 380 件、プログラム型 228 件）となった。

表 2-7 認証委員会ごとのプロジェクト登録件数

認証委員会	通常型 (件)	プログラム型 (件)	合計 (件)
第 55 回	13	15	28
第 56 回	3	9	12
第 57 回	11	15	26
第 58 回	20	12	32
第 59 回	18	14	32
合計	65	65	130

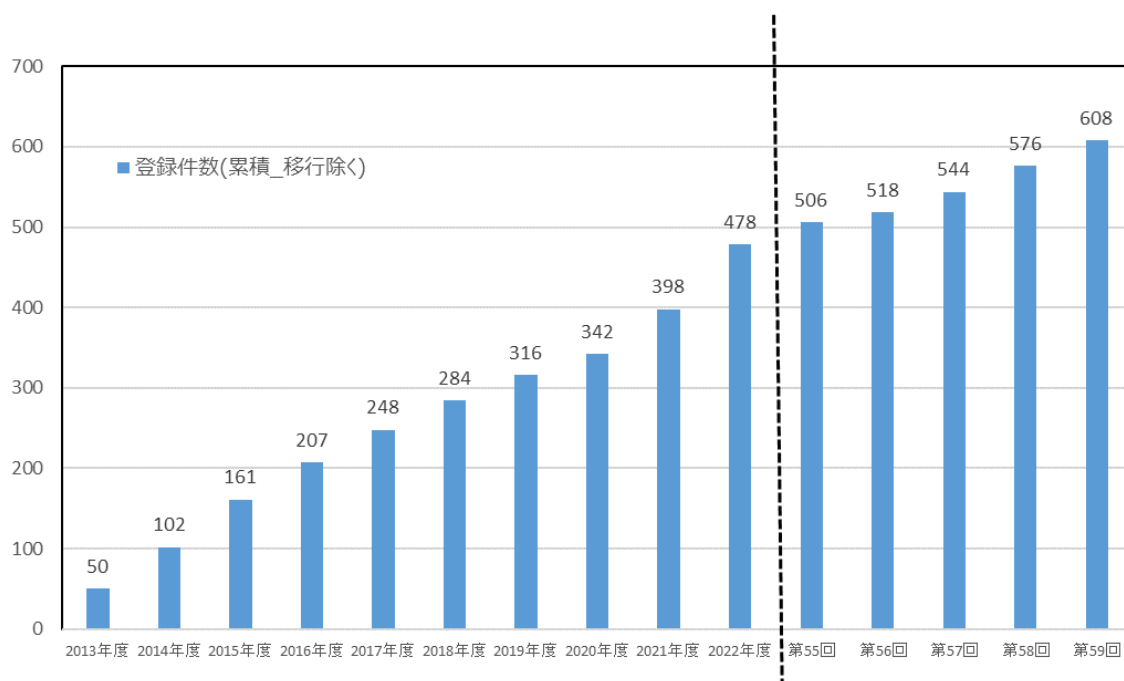


図 2-1 登録プロジェクトの件数（累積）の推移

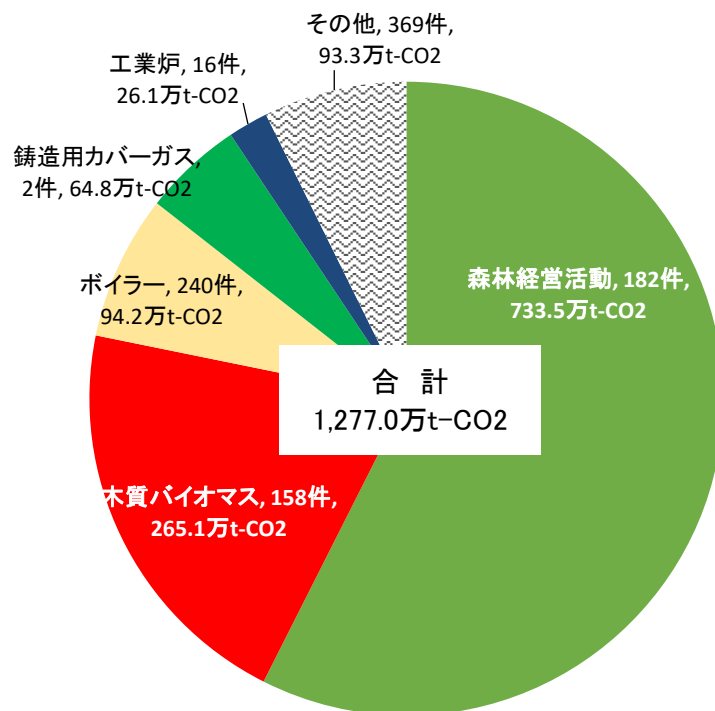


図 2-2 登録プロジェクト（通常型）の方法論別内訳（累積）

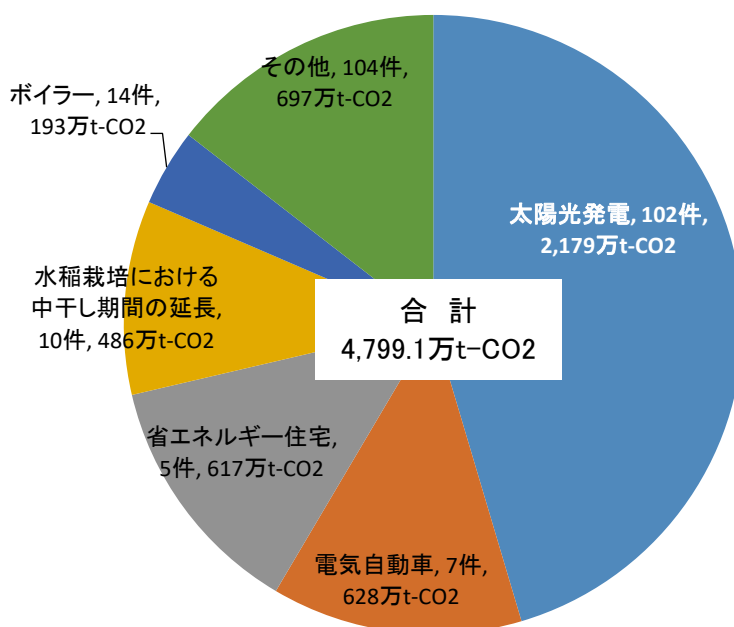


図 2-3 登録プロジェクト（プログラム型）の方法論別内訳（累積）

(2) 2023 年度のクレジット認証実績

第 55 回から第 59 回までの認証委員会の審議を経て、121 回・1,467,774 トン（通常型 69 回・806,721 トン、プログラム型 52 回・661,053 トン）のクレジットが認証された。

これにより、制度開始以降の認証の累計は 597 回・8,442,081 トン（通常型 343 回・2,035,345 トン、プログラム型 254 回・6,406,736 トン）となった。

表 2-8 認証委員会ごとのクレジット認証回数（上段）および認証量（下段）

認証委員会	通常型	プログラム型	合計
第 55 回	8 回 41,584 t-CO ₂	4 回 21,827 t-CO ₂	12 回 63,411 t-CO ₂
第 56 回	20 回 98,581 t-CO ₂	4 回 2,234 t-CO ₂	24 回 100,815 t-CO ₂
第 57 回	15 回 207,382 t-CO ₂	10 回 24,185 t-CO ₂	25 回 231,567 t-CO ₂
第 58 回	9 回 47,918 t-CO ₂	14 回 27,337 t-CO ₂	23 回 75,255 t-CO ₂
第 59 回	17 回 411,256 t-CO ₂	20 回 585,470 t-CO ₂	37 回 996,726 t-CO ₂
合計	69 回 806,721 t-CO ₂	52 回 661,053 t-CO ₂	121 回 1,467,774 t-CO ₂

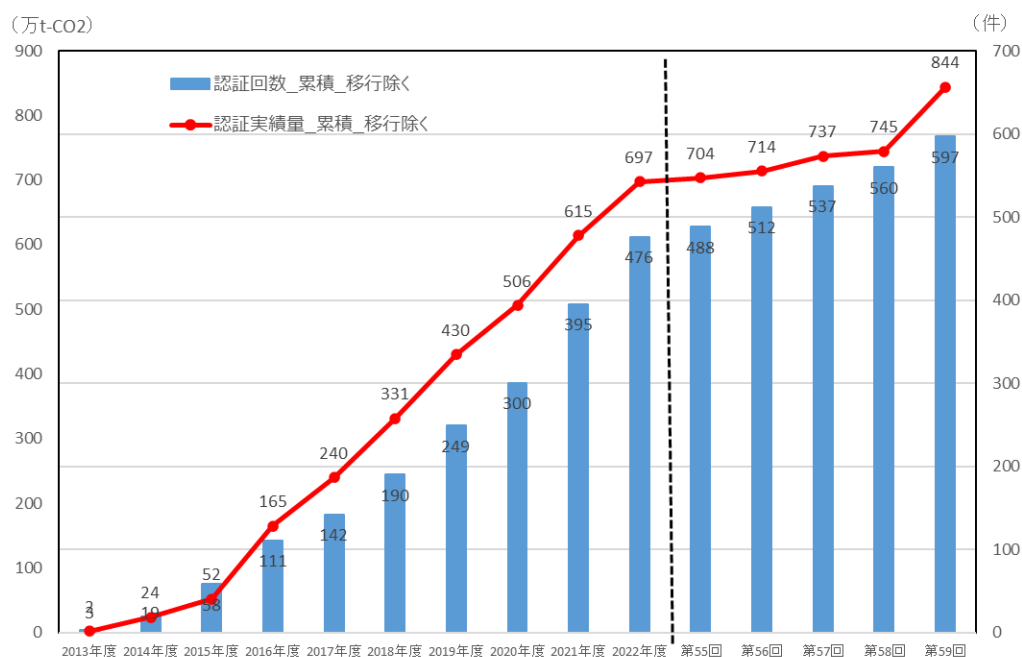


図 2-4 クレジット認証量および回数（ともに累積）の推移

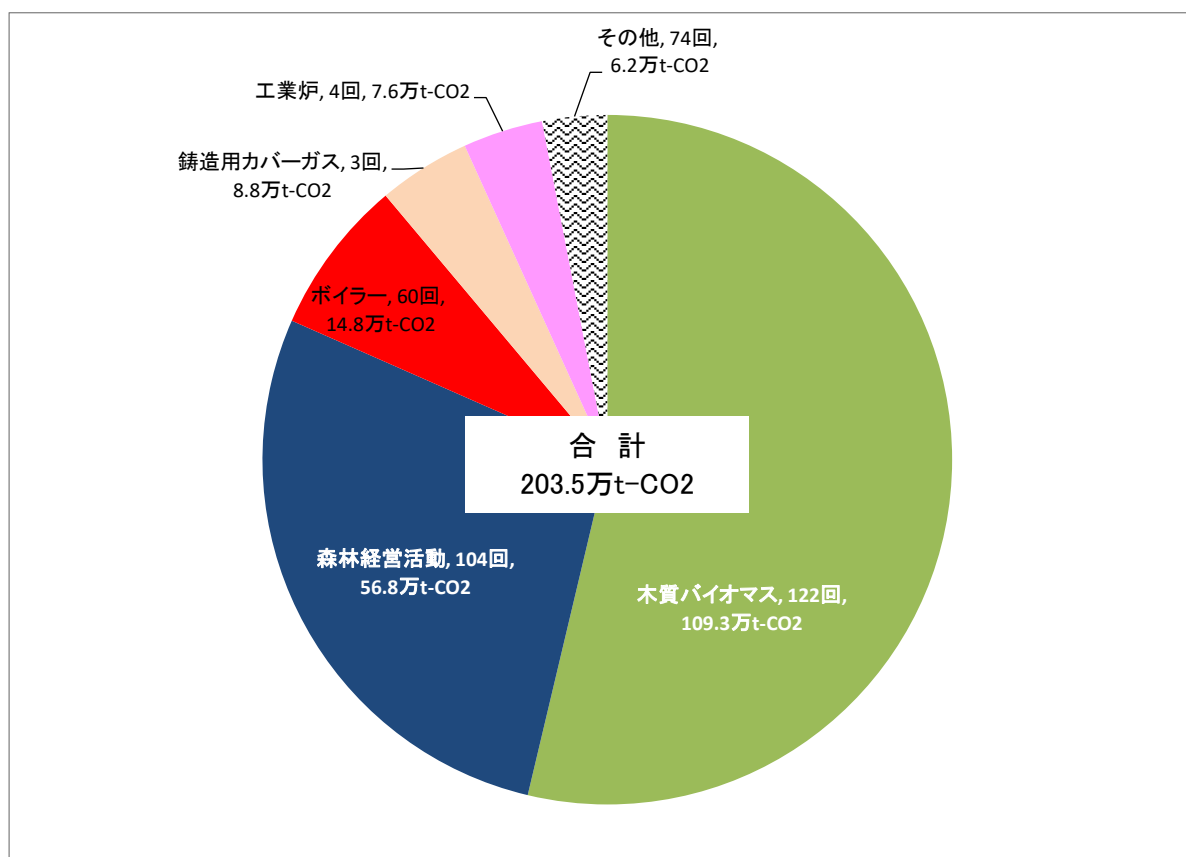


図 2-5 クレジット認証（通常型プロジェクト）の方法論別内訳（累積）

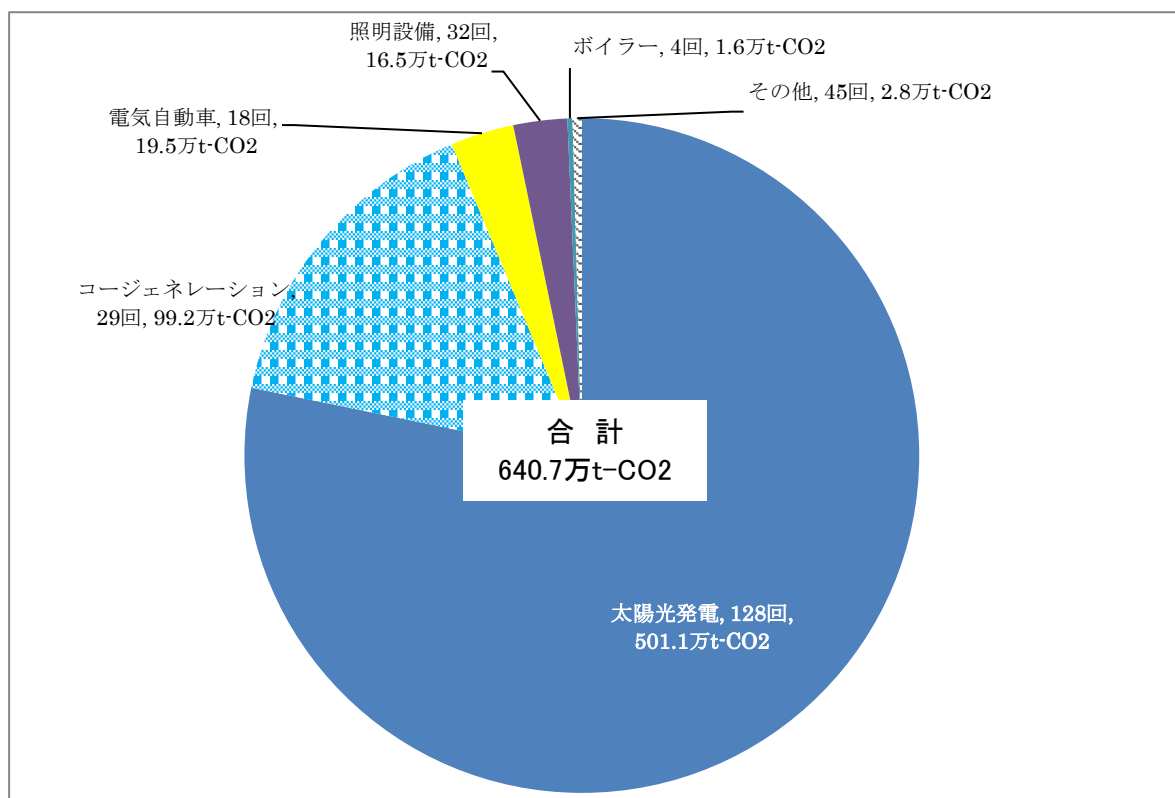


図 2-6 クレジット認証（プログラム型プロジェクト）の方法論別内訳（累積）

3. クレジット創出のためのプロジェクト計画書作成支援、モニタリング報告書作成支援

3.1 支援方法・支援実績

3.1.1 プロジェクト計画書作成支援

プロジェクト計画書作成支援（以下、PDD 作成支援）にあたり、事務局内では支援担当者とそれ以外の事務局担当者を区別し、支援案件に関する情報が支援担当者以外と共有されない体制を構築した。具体的には、PDD 作成支援専用のメールアドレスの設置、支援担当者によりのみアクセス権を付与した PDD 作成支援専用のフォルダの作成を行った。このため、支援を希望する事業者が直接事務局へ問い合わせをしてきた場合、PDD 作成支援は図 3-1 に示すフローで実施した。始めの支援条件の確認段階では事務局担当者全員が対応し、支援対象と判定されてからは支援担当者のみが事業者に対応することとした。

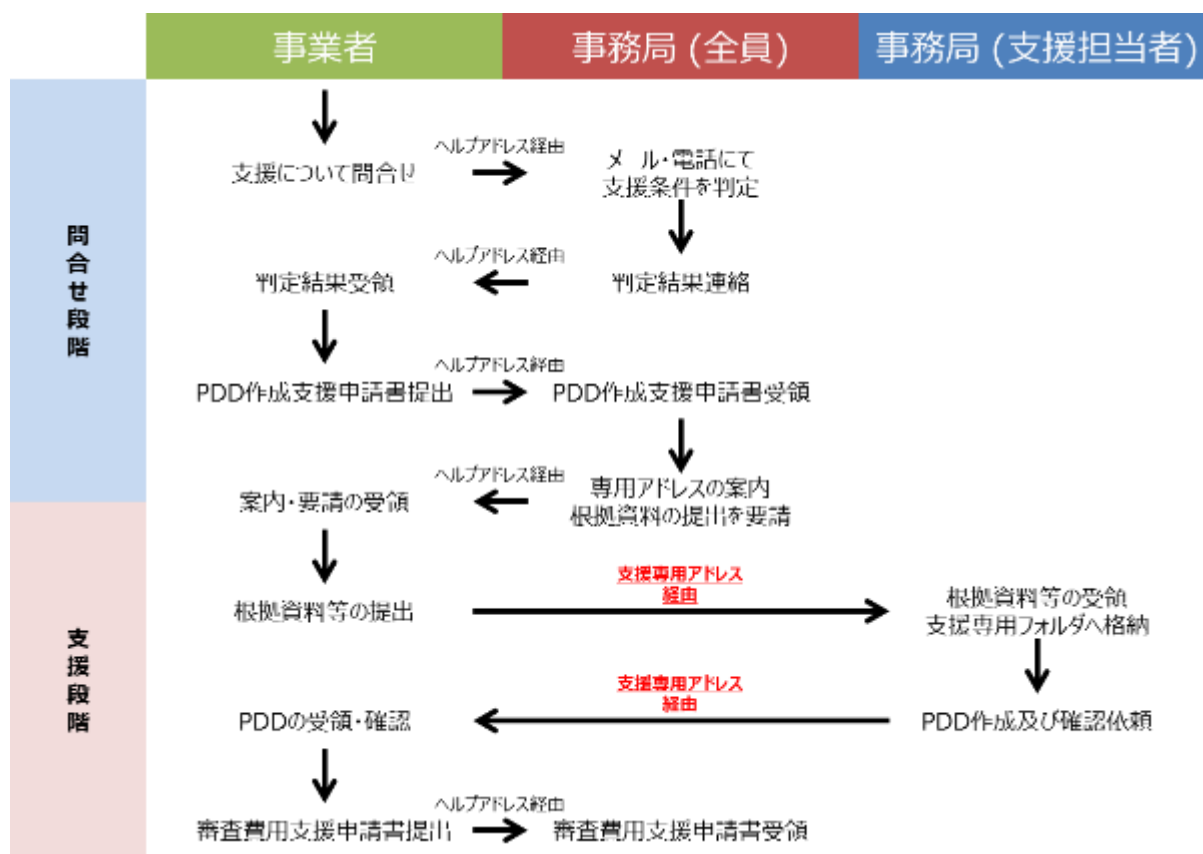


図 3-1 プロジェクト計画書作成支援フロー図

なお、プロジェクト計画書作成支援を実施する条件は下表の通り設けた（モニタリング報告書の作成支援条件〔特になし〕も併記している）。中小企業基本法が定める中小企業の定義に合致する企業を主に想定される対象としつつ、自治体、公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）も含め、すなわち“大企業以外”を広く対象とした。なお、プログラム型の場合は、全ての削減活動実施者が支援対象事業者該当するか否かで判断した。また、クレジット創出の費用対効果を高めるため、プロジェクトの規模についても下限を定め、年間の CO2 排出削減・吸収見込量が 100t-CO2 を超えることを条件とした。

表 3-1 プロジェクト計画書及びモニタリング報告書作成支援条件

	プロジェクト計画書	モニタリング報告書
対象事業者	・ 中小企業基本法が定める中小企業の定義に合致する企業 ・ 自治体 ・ 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） ※プログラム型の場合は、全ての削減活動実施者が上記に該当するか否かで判断し、運営・管理者の属性は問いません。	・ 制限なし
支援条件	・ 年間の CO2 排出削減・吸収見込量が 100t-CO2 を超えること ・ 1 事業者あたり 1 方法論につき 1 回限り ※方法論あたりの CO2 削減・吸収見込総量を認証対象期間（年単位）で除した値が、100t-CO2/年以上であること。	・ 条件なし

事業者に根拠資料等を準備して貰うにあたり、様々な案件に対応可能な、汎用チェックリストを方法論別に作成し、事業者へ送付した（図 3-2）。このチェックリストを作成・確認することで、事業者は収集・提出が必要な証跡を網羅的に把握することができる。提出されたチェックリストの内容に基づき、事務局の支援担当者は先ず事業者とオンライン面談を実施し、PDD 様式の画面を共有しながら、記入項目毎に作成すべき内容を教示した。その後は、事業者が PDD を作成する中で生じた疑問点や要確認点についての問い合わせに対応し、最終的に完成した PDD 案の全体を確認、修正や追記の必要があればそれを指示した。2023 年度から新たに始めたこのような支援方法を「コーチング」と称した（2022 年度までは「作成代行」であった）。ただし、後述するように森林経営活動以外の支援案件の殆どを占めるプログラム型プロジェクトの支援において、PDD と共に必要となる削減活動リストの作成については、より直接的な支援（共同作成）を行ったケースもあった。

いう要望も寄せられたが、全体確認を行うと結局はコーチングと同程度の手厚さとなってしまうため、原則として全体確認は行わないとした（同様に、PDD 作成支援＝コーチングを受けていないプロジェクト登録希望者が自ら作成したプロジェクト計画書の全体確認も行わなかった）。審査段階での修正・指摘事項へも事業者自身にて対応してもらった。

3.1.3 支援実績

2023 年度の PDD 作成支援は、2023 年 4 月下旬から 2024 年 1 月末まで申請を受け付け、この間に 77 件を受け付けた。

適用方法論別に見ると、J－クレジット制度創設（2013 年度）からの通算登録件数が 2022～23 年度だけで 2 倍以上に増えた森林経営活動プロジェクト（方法論 FO-001 適用）が、46 件と全体の 6 割を占め圧倒的に多かった。次いで、通算認証量が最大の太陽光発電プロジェクト（方法論 EN-R-002 適用）が 8 件、2022 年度末に制定された新しい方法論 AG-005 に基づく水稻栽培中干し延長プロジェクトが 6 件、同じく農業分野の比較的新しい方法論 AG-004（2020 年度制定）に基づくバイオ炭農地施用プロジェクトが 4 件と続き、農林分野案件の多さが際立った。2050 年までのカーボン・ニュートラル（温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡）達成に向け、排出を相殺する炭素吸収・固定に由来する J－クレジット——すなわち森林管理やバイオ炭農地施用のプロジェクトから創出されるクレジットへの注目が高まる中、こうしたプロジェクトの実施者（森林の所有者又は管理者、農業者）となるのは主に中小事業者であるので、PDD 作成支援はニーズにマッチし、プロジェクト登録の促進に貢献していると言える。

表 3-2 2023 年度に申請を受け付けた PDD 作成支援件数

	全体件数（通常型／プログラム型別）		
		通常型	プログラム型
全体件数（方法論別）	77	48	29
森林経営活動（FO-001）	46	46	（プログラム型不可）
太陽光発電（EN-R-002）	8	2	6
水稻栽培の中干し期間延長（AG-005）	6	0	6
バイオ炭の農地施用（AG-004）	4	0	4
ボイラーの導入（EN-S-001）	2	0	2
ヒートポンプの導入（EN-S-002）	2	0	2
空調設備の導入（EN-S-004）※	2	0	2
照明設備の導入（EN-S-006）※	2	0	2
コージェネレーションの導入（EN-S-007）	2	0	2
ポンプ・ファン類の間欠制御等（EN-S-005）	1	0	1
生産設備の更新（EN-S-022）	1	0	1
木質バイオマス固形燃料（EN-R-001）	1	0	1
バイオ液体燃料（EN-R-004）	1	0	1

※同一プロジェクトで EN-S-004 と同 006 を併用する案件が 1 つあるので、方法論別件数の合計は全体件数より 1 件多く 76 件となる。

通常型／プログラム型のプロジェクト種類別に見ると、77 件のうち 6 割超（48 件）が通常型で

あったが、これは専ら、方法論に拠り通常型しか認められていない森林経営活動プロジェクトが過半を占めているからであり、森林経営活動以外のプロジェクト 31 件のうち 29 件はプログラム型であった（2 件の通常型は太陽光発電プロジェクト）。プログラム型は、一定要件を満たす複数の削減・吸収活動をまとめて 1 つのプロジェクトとし、活動を随時追加していくことができるプロジェクト形態であり、活動毎に登録する通常型プロジェクト以上にクレジット創出を増大させることが期待され、その登録促進を意図したルール改定が近年行われてきたが、それが一定の効果を発揮していることが、PDD 作成支援実績からも窺われる。

今年度から PDD 作成支援の方法が「作成代行」から「コーチング」に替わり、支援当初に作成方法をオンライン会議等で教示した後の PDD 作成そのものは事業者自身が行う形となったため、作成がある程度進んだ後は事業者からの応答が来なくなってしまう、PDD 案を最終的にチェックし完成を確認することができないケースも散見された。支援件数の過半を占める森林経営活動では特に、制度事務局による支援と並行してコンサルタントによる支援を受けている事業者もあり、そのようなケースで連絡が途絶えることが多かった。

今年度に支援した 77 件のうち、妥当性確認が申請された（2024 年 3 月 12 日現在）ことで PDD 完成を確認できた案件は、32 件（42%）にとどまった。これは、もともと年度終盤に PDD を作成しており（支援申請が 1～2 月だった案件は 12 件）妥当性確認は来年度を予定していた案件に因る部分もあるが、それ以上に、後述する通り今年度は審査費用支援が予算払底により 7 月下旬に早くも終了してしまったため、妥当性確認を来年度へ先送りした案件が多かったことに因ると考えられる。

3.1.4 課題と対応策

昨年度、PDD 作成支援全般に関する課題として、次の 2 点が挙げられた。

- 事務局にて手厚い支援を受けられることの弊害として、事業者が PDD の内容やプロジェクトの実施方法等を理解しないまま妥当性確認・プロジェクト登録申請に至る事例が発生。審査の過程で審査機関へ負担が生じることとなった。
- 前項に関連して、審査時の審査機関からの指摘事項について、事務局に対応を一任するケースや審査機関から事務局に直接修正対応が依頼されるケースが見られた。

このような課題に対し、PDD 作成に主体的に取り組んでもらうことでプロジェクト実施者の PDD 内容やプロジェクト実施方法等への理解を深めるべく行ったのが、上述した「作成代行」から「コーチング」への PDD 作成支援方法の切り替えであった。支援の手厚さが減ることへの不安や不満の声が上がることも予想されたが、そのような声はほとんど聞かれず、オンライン会議による PDD 作成方法の教示から始まる「コーチング」式への移行は、比較的スムーズに行われた。

他方、これも上述の通り、事務局が代行作成した PDD 案をプロジェクト登録希望事業者へ“納品”するという過程がなくなったため、（審査費用支援の早期終了により妥当性確認を来年度へ先送りする案件が多かったことも相俟って）PDD 作成支援の完了が確認しにくくなったという問題も現れた。

プロジェクト登録希望事業者が、事務局の支援から徐々に離れて PDD を完成させていること自体は、「コーチング」に切り替えた趣旨に照らせば好ましい傾向と言える。ただ、支援“業務”としては、申請を受けて着手した支援案件が完了したかどうか不詳であることは宜しくないので、

来年度以降、例えば次のような手続きを設けることも考えられる。

- PDD が完成し支援は不要となった事業者は「支援完了届」を事務局へ提出する
- 連絡への応答が無くなって一定期間が経過した事業者には「支援終了通告」を事務局から行う

3.2 作成支援ツール類を用いた支援の検討

<森林管理プロジェクト>

PDD 作成支援案件の過半を占めた森林経営活動プロジェクトについては、昨年度に、①主伐後に再造林した林分については標準伐期齢までの未来の（概ね数十年間分の）吸収量が再造林時に認証される、②天然生林のうち制限林について吸収量が認証される、③出荷された伐採木材のうち永続的と見做される期間（具体的には 90 年間）に亘り廃棄されず利用される（残存する）分の炭素固定量が出荷時に認証される——といった大規模なルール拡張が行われたことを受け、複雑化した吸収量算定方法に対応するよう、以前からあったウェブサイト掲載資料「J-クレジット制度について～森林管理プロジェクトを中心に～」を大幅に更新したが、今年度も同資料の更新・改良を引き続き行い、PDD 作成に必要な理解の促進を図った。

同資料は、昨年度に新規策定された再造林活動方法論（FO-003）もカバーしているが、同様にプロジェクト登録申請書類（エクセル様式）についても、以前からある森林管理プロジェクト用の様式が再造林活動もカバーするよう、また森林管理プロジェクトでは再造林活動のみに認められているプログラム型プロジェクトにも対応するよう、改良した。

Ⅱ-2. 森林経営活動プロジェクトの対象となる森林等①

- 森林経営活動プロジェクト（方法論FO-001）の対象となる森林および伐採木材は下表の通り。

	森林経営活動方法論の対象となる森林	各々について行うこと
プロジェクト計画の登録を行う森林 (右記1～3の何れか)	1.森林経営計画の区域全体 2.森林経営計画の区域のうちプロジェクト実施者自らが所有または管理する区域の全体 3.森林経営計画の区域のうちプロジェクト実施者自らが所有または管理する区域の一部（但し次の要件①②の両方を満たす場合：①500ha以上②主伐箇所を意図的に除外するなど恣意的に抽出したものでない）	認証対象期間8～16年＋その後10年＝最大26年間に亘り、永続的な森林管理を担保すべく森林経営計画を維持し、計画書や伐採届・造林届等を毎年提出（永続性担保措置）
プロジェクト実施地 (プロジェクト計画の登録を行った森林から抽出)	・1990年度以降に造林、保育または間伐を実施した育成林※1（任意抽出可）	造林・保育・間伐面積に認証申請期間の林齢に対応する幹材積成長量等乗じ吸収量を算定
	・認証対象期間開始後に森林の保護※2を実施した天然生林（制限林のみ※3。任意抽出可）	主伐面積に主伐時林齢に対応する幹材積等乗じ排出量を算定
	・認証対象期間開始後に主伐を実施した育成林・天然生林（任意抽出不可＝必ずプロジェクト実施地とする）	再造林面積に標準伐期齢に対応する幹材積等乗じ吸収量を算定
伐採木材 (同森林から出荷)	・認証対象期間開始後に実施した主伐の跡地に再造林した育成林（任意抽出可） ・認証対象期間開始後に出荷した製材用材・合板用材・原料用材等（主伐材および間伐材を含む）	再造林面積に標準伐期齢に対応する幹材積等乗じ吸収量を算定 出荷量に加工歩留まりや永続性残存率を乗じて製品中に固定される吸収量を算定

※1 認証対象期間開始後にこれら施業を実施した林分以外、同開始後に、施業履歴に加えて森林の保護の実施も必要。

※2 森林病虫害の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認及び森林の巡視。

※3 保安林、保安施設地区、国立公園（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域に限る）、国定公園（国立公園に同じ）、自然環境保全地域特別地区及び特別母樹林に指定された森林。

12



図 3-3 資料「J-クレジット制度について～森林管理プロジェクトを中心に～」の抜粋①

II-3. 吸収量・排出量の算定対象

- ・ 認証対象期間開始前に造林、植栽、保育または間伐を実施した育成林は、加えて認証対象期間開始後に森林保護を実施した年度から吸収量算定可なので、早期の保護実施が望ましい。
- ・ 認証対象期間開始後に造林、植栽、保育または間伐を実施した育成林は、その年度から吸収量算定可であり、追加的な保護実施は不要。
- ・ 天然生林は、森林保護を実施した年度から吸収量算定可（認証対象期間開始前は無関係）。
- ・ 主伐排出量は、主伐林齢までの蓄積を主伐年度に一括算定するので、森林の年々の成長に基づき算定する吸収量に比べると面積あたり10倍以上大きく、吸収量を相殺してしまわないか注意が必要。
- ・ 主伐跡地に再造林した林分は、標準伐期齢（地域の標準的な主伐林齢）まで吸収量を再造林年度に一括算定することも可（前生樹の主伐排出量が上限）だが、数十年にわたり林況報告が必要。
- ・ 伐採木材に係る吸収量は、認証対象期間開始後で出荷のあった年度に算定。

＜認証対象期間が2023年度からの森林経営活動プロジェクトの例＞

※緑が吸収量、赤が排出量の算定対象 (年度)

		1990 ~ 2022	23	24	25	26	27	28	29	...
吸収量 算定対象	1990年度以降（認証対象期間開始前）に造林、保育または間伐を実施した育成林	間伐	保護				(年々の吸収量を算定)			
	1990年度以降（認証対象期間開始後）に造林、保育または間伐を実施した育成林	間伐			保護		(年々の吸収量を算定)			
	認証対象期間開始後に森林の保護を実施した天然生林	(施業履歴なし)				間伐	(年々の吸収量を算定)			
	認証対象期間開始後に森林の保護を実施した天然生林	保護			保護		(年々の吸収量を算定)			
排出量 算定対象	認証対象期間開始後に主伐を実施した育成林・天然生林	間伐		主伐	←主伐林齢までの蓄積を排出量として一括算定					
	育成林・天然生林	間伐	保護	主伐	←主伐林齢までの蓄積を排出量として一括算定					
吸収量 算定対象	認証対象期間開始後に実施した主伐の跡地に再造林した育成林	間伐		主伐	再造林	←標準伐期齢までの吸収量を一括算定				
	再造林した育成林	間伐		主伐	再造林	(年々の吸収量を算定)				
認証対象期間開始後に出荷した用材（木材製品に加工）		-		出荷		出荷				14

14

II-4. 森林の吸収量・排出量の算定方法①：全体観

- ・ 森林（伐採木材を除く）の地上部吸収量・排出量は、下表の○印のパラメーターをタテに乗じて算定。地下部の量は、地上部の量に地下部率（『モニタリング・算定規程』から引用）を乗じる。
- ・ 実質的にモニタリングが必要なのは施業面積と幹材積成長量／幹材積についてのみ。他はデフォルト値および定数で、プロジェクト計画書／モニタリング報告書の様式（エクセルファイル）に樹種・林齢を入力すれば自動表示される。
- ・ 幹材積成長量／幹材積は都道府県作成の「収穫予想表」等から林齢別デフォルト値を引用（またはデフォルト値から算定）するだけだが、育成林については「収穫予想表」が樹種×地位（林地のもつ生産力の良し悪しを数等級にランク分けした指数）別となっているので、地位の特定が必要。天然生林の収穫表等は一般に地位別とはなっていないので、地位特定は原則不要。

吸収・排出量算定対象→		育成林 (吸収)	天然生林 (吸収)	主伐林 (排出)	再造林 (吸収)	各パラメーターのモニタリング方法 森林地位の特定方法
↓ 吸収・排出量算定で使用するパラメーター	1990年度以降に実施した造林、保育又は間伐の面積	○				実測（施業補助金受給時の実測結果の流用可）
	認証対象期間開始後に実施した森林保護の面積		○			実測（病害虫駆除・予防以外の場合は森林簿から引用可）
	認証対象期間開始後に実施した主伐の面積			○		実測（施業補助金受給時の実測結果の流用可）
	認証対象期間開始後に実施した主伐の跡地での再造林の面積				○	実測（施業補助金受給時の実測結果の流用可）
幹材積 (成長量) (m ³ /ha)	認証申請期間の林齢に対応する幹材積成長量	○				収穫予想表（林分収穫表）から算定
	認証申請期間の林齢に対応する幹材積成長量(必要なら補正)		○			広葉樹林分収穫表、標準蓄積表等（森林簿）から算定
	主伐時の林齢に対応する幹材積			○		収穫予想表（林分収穫表）から引用
	再造林した樹種の標準伐期齢に対応する幹材積				○	収穫予想表（林分収穫表）から引用
幹材積(成長量)をバイオマス量に換算する係数（容積密度 t/m ³ ）		○	○	○	○	『モニタリング・算定規程』から引用
幹のバイオマス量に枝葉のバイオマス量を加算する係数（拡大係数）		○	○	○	○	
バイオマス量を炭素量に換算する係数（炭素含有率）		○	○	○	○	
炭素量をCO ₂ 量に換算する定数（CO ₂ /Cの分子量の比：44/12）		○	○	○	○	定数（方法論FO-001に記載）
幹材積(成長量)の算定・引用のために森林地位の特定は必要か		必要		必要		樹高を測定し林齢に照らして特定（地位指数曲線を使用）
			原則不要			例外的に必要な場合は森林簿を参照
					必要	主伐林と同樹種を再造林→主伐した林分の地位 主伐林と別樹種を再造林→隣接する同樹種林分の地位

15

図 3-4 資料「J ークレジット制度について～森林管理プロジェクトを中心に～」の抜粋②

Ⅱ-5. 伐採木材に係る吸収量の算定方法①：全体観

- プロジェクト計画の登録を行う森林から認証対象期間開始後に出荷する製材／合板／原料用材から作られる木材製品（木質ボードを含む）、ならびに当該製材／合板用材に由来する木材製品工場残材（加工時残材）および木造建築物解体材から作られる木質ボードの中で永続的に固定される吸収量は、下表のパラメーターをタテに乗じて算定。

用途→ 由来→ ↓算定に用いるパラメーター	製材		合板		木質ボード					
	製材用材		合板用材		原料用材		木材製品工場残材		木造建築物解体材	
	建築用	非建築用	建築用	非建築用	建築用	非建築用	建築用	非建築用	建築用	非建築用
用材出荷量（m ³ ） 工場残材量（m ³ ） 解体材材積（m ³ ）	製材用／合板用／原料用別にモニタリング（建築用／非建築用の内訳は不要）。用途別の内訳が分からない場合は、用途別都道府県産材出荷量の統計又は農林水産省『木材需給表』に拠り全体の出荷量を按分						製材／合板用材の出荷量と加工歩留まり（一次／最終）から算定※2		製材／合板用材の出荷量、加工歩留まり、建築用比率から算定※3	
用材からの加工歩留まり※1	農林水産省『木材需給表』の丸太換算率を使用					－				
木材チップ化率	－		－		1		0.501		0.898	
木質ボード化率	－		－		0.012		0.087		0.121	
建築用／非建築用比率※1	農林水産省『木材需給報告書』から算定				0.758	0.242	0.758	0.242	0.758	0.242
最終製品への加工歩留まり※1	0.9									
永続性残存率	0.167	0.170	0.167	0.084	0.167	0.084	0.167	0.084	0.736	0.417
木材の密度（t/m ³ ）	『モニタリング・算定規程』の樹種別デフォルト値を使用		0.542		－					
木材の炭素含有率	0.5		0.493		－					
炭素換算率（t-C/m ³ ）	－		－		0.252	0.205	0.252	0.205	0.252	0.205
炭素量をCO2量に換算する定数	44/12									

※1 自ら実測した値も使用可能。

※2 工場残材量＝製材・合板用材出荷量×（1－用材からの加工歩留まり）＋製材・合板用材出荷量×用材からの加工歩留まり×（1－最終製品への加工歩留まり）

※3 解体材材積＝製材・合板用材出荷量×用材からの加工歩留まり×建築用比率×最終製品への加工歩留まり×（1－永続性残存率）

＜※2、3における「製材・合板用材出荷量」と「用材からの加工歩留まり」に係る計算は製材用材、合板用材に分けて行う＞

『モニタリング・算定規程』35-37頁 23



図 3-5 資料「J ークレジット制度について～森林管理プロジェクトを中心に～」の抜粋③

＜プログラム型プロジェクト＞

森林経営活動に次いで PDD 作成支援の主対象となっているプログラム型プロジェクトについても、昨年度に「プログラム型プロジェクト運用手引き」（概要版、詳細版）を作成し、そもそもプログラム型プロジェクトとはという説明から始めて実際の書式を用いた記入方法まで解説した。同資料は今年度も引き続き活用し、かつ適宜内容を更新した。

プログラム型プロジェクト用の文書類として、PDD 作成支援を開始する前に事業者記入して貰うチェックリスト、PDD の作成例、PDD に添付する削減活動リストの作成を、今年度も引き続き行った。今年度に作成したものは下記等である。

- 冷凍・冷蔵設備導入プロジェクト（プログラム型）PDD 作成支援チェックリスト
- バイオ炭農地施用プロジェクト（プログラム型）PDD 作成例
- 水稻栽培中干し延長プロジェクト（プログラム型）PDD 作成支援チェックリスト
- 水稻栽培中干し延長プロジェクト（プログラム型）PDD 作成例
- 水稻栽培中干し延長プロジェクト削減活動リスト

J-クレジット制度（プログラム型）とは

- J-クレジット制度は、CO2削減活動をクレジット化し、売買することで収益を得ることができる仕組みです。
- プログラム型は、様々な企業の同じ削減活動をまとめてひとつのプロジェクトにすることで、事務手続きなどの手間を抑えながら、大きなクレジット収益を上げることができます。



モニタリング結果を削減活動リストにまとめる①

- 収集したモニタリング結果を削減活動リストに転記します。プロジェクト登録時に用意した様式を使用します。

削減活動リストの例（太陽光発電設備の導入プロジェクト用の様式の一部抜粋）

削減活動リスト(表紙) 削減活動リスト(表紙)は標準的なものです。必要に応じて編集を行ってください。 削減活動リスト(表紙)は標準的なものです。必要に応じて編集を行ってください。	削減活動リスト(表紙)は標準的なものです。必要に応じて編集を行ってください。 削減活動リスト(表紙)は標準的なものです。必要に応じて編集を行ってください。 削減活動リスト(表紙)は標準的なものです。必要に応じて編集を行ってください。
--	---

各会員の情報から、一年間の削減活動量＝クレジット量を算定します。

図 3-6 資料「プログラム型プロジェクト運用手引き」の抜粋

4. プロジェクト実施円滑化のための審査費用支援

4.1 支援方法・支援実績

Jークレジット制度への登録申請、認証申請案件のうち、一定要件を満たすプロジェクトに対しては、登録審査機関による妥当性確認・検証に要する審査費用について、プロジェクト実施者からの申請に基づき費用支援を行った。具体的な支援要件は表 4-1 審査費用支援条件表 4-1 に示す通りである。

また、審査機関の選定は、昨年度と同様、価格点、及び、審査実績を考慮した技術点による総合評価方式にて実施した。具体的には、申請内容を事務局にて確認し、条件の整った案件に関して各審査機関へ見積り提出を依頼した。見積書を提出した審査機関について、見積価格、及びこれまでの実績を一定式に基づき点数化し、各評価点の合計が最も高い点数を獲得した機関を当該案件の審査機関として選定した。

表 4-1 審査費用支援条件

	妥当性確認	検証
支援内容	妥当性確認に係る費用を70%支援	検証に係る費用を90%支援 ※検証時の計画変更に伴う再妥当性確認は支援対象となるが、検証を伴わない単独の再妥当性確認は支援対象外となる。
対象事業者	・中小企業基本法の対象事業者（みなし大企業であっても、法人単体で満たしていれば支援対象） ・自治体 ・公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） ・その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする） ※プログラム型の場合は、全ての削減活動実施者が上記に該当するか否かで判断し、運営・管理者の属性は問わない。	
支援回数 ※いずれも年度単位でカウント	・通常型：1事業者当たり同一年度内に2回まで ・プログラム型：1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで ※ただし、いずれの場合でも同じ方法論で同一年度内に2回受けることは不可 ※審査機関が選定された段階でカウントする（審査機関選定後、辞退しても支援回数としてカウントする）。	・通常型：1事業当たり2年度内に1回まで ・プログラム型：1事業当たり同一年度内に1回まで ※審査機関が選定された段階でカウントする（審査機関選定後、辞退しても支援回数としてカウントする）。
支援条件	CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上※のプロジェクトであること（複数の方法論を使用している場合は方法論ごとに計算して、それぞれが全て100t-CO2/年以上であること）。 CO2削減・吸収見込総量を認証対象期間（年単位）で除した値が、100t-CO2/年以上であること。	・認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。 ・プログラム型で審査費用支援を受ける場合、プロジェクト参加者と運営・管理者において事前に売却益の用途について合意していなければならない（用途の内容は問わない）。また、合意に用いた規約等については毎審査費用支援申請時に制度事務局まで提出しなければならない。
手続き	申請書類一式をJークレジット登録簿システムを利用して電子申請	申請書類一式をJークレジット登録簿システムを利用して電子申請

1-2. 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）

J-クレジット制度事務局にて審査（妥当性確認）に係る費用を70%支援いたします。なお、審査費用支援の内容は毎年度見直ししており、2024年度は1件当たりの審査費用支援の上限額を200万円（税抜）とするといった検討も行っていく予定です。また、以降も、1件当たりの審査費用支援の上限額の段階的な引き下げを実施する予定です。

※審査機関が選定された場合、登録簿システムからメールが配信されますので、その内容をご参照ください（事務局からの個別連絡はありません）。なお、審査機関から見送りも提出されず、審査機関が選定されない場合もございますので、予めご了承ください（選定されなかった場合は登録簿システムからの通知はありません。また、事務局からの個別連絡もありません）。

費用支援額	J-クレジット制度事務局にて審査（妥当性確認）に係る費用を70%支援いたします。 なお、審査費用支援のうち、J-クレジット制度事務局の支払い分は、審査完了後、J-クレジット制度事務局から審査機関に直接支払います。残りのプロジェクト実施者（プログラム型の場合は運営・管理者）の支払い分は、プロジェクト実施者から審査機関に直接お支払いいただきます。		
手続方法の概要	「①対象事業者」及び「②支援条件」をご確認いただき、「③必要書類」をご作成ください。 必要書類が作成できたら、「④申請期限」に間に合うように、「⑤提出方法」の要領でご提出ください。 審査費用支援の手続方法の詳細は、 審査費用支援の申請手順 をご確認ください。		
①対象事業者	- 中小企業基本法の対象事業者（みなし大企業であっても、法人単体で満たしていれば支援対象となります） - 自治体 - 公益法人（一般公益社団法人、一般公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） - その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする） ※プログラム型の場合は、全ての削減活動実施者が上記に該当するか否かで判断し、運営・管理者の属性は問いません。		
②支援条件	支援回数 ※いずれも年度単位でカウント	- 通常型：1事業者当たり同一年度内に2回まで - プログラム型：1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで ※ただし、いずれの場合でも同じ方法論で同一年度内に2回受けることはできません。 ※審査機関が選定された段階でカウントします（審査機関選定後、辞退しても支援回数としてカウントします）。	
	クレジット量	- CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上※のプロジェクトであること（複数の方法論を使用している場合は方法論ごとに計算して、それぞれが全て100t-CO2/年以上であること）。 ※CO2削減・吸収見込量を認証対象期間（年単位）で除した値が、100t-CO2/年以上であること。	
	プログラム型の条件	プログラム型で審査費用支援を受ける場合、プロジェクト参加者と運営・管理者において事前に売却益の使途について合意しなければならぬ（使途の内容は問わない）。また、合意に用いる予定の規約等について毎審査費用支援申請時に制度事務局まで提出しなければならぬ。（合意に用いる予定の規約等は、審査費用支援申請時に、登録簿システムで「別途資料」として登録すること。）	
③必要書類	- 申請書類一式に記載の提出書類に併せて、審査費用支援に係る同意事項 への同意（※）が必要です。 ※次期登録簿システムにおける申請時に実施いたします。 - プログラム型プロジェクトの場合、申請書類一式に記載されている資料の他に、プロジェクト参加者と運営・管理者において売却益の使途の合意に用いる予定の書類（入会書や規約等）も合わせてご提出ください。		
④申請期限	2023年度審査費用支援の申請受付は終了しました。 第56回認証委員会への申請：6月16日（休） ※申請期限までにお申し込みいただいても、ご希望の認証委員会への申請がかなわない場合がございます。予めご了承ください。		
⑤提出方法	J-クレジット登録簿システムを利用した電子申請 ▶ J-クレジット登録簿システムでの操作説明はこちら 申請手続にあたっては、J-クレジット登録簿システムにて口座（申請代行者を含む）を開設する必要があります。口座開設手続について以下のページをご覧ください。 ▶ J-クレジット登録簿システム口座開設手続はこちら		
⑥問合せ先	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局 ☎ 050-3173-8916 （受付時間：平日10:00～12:00、13:30～17:00） ✉ jcre-info_at_mizuho-rt.co.jp SPAM対策のため、メールアドレスの表記を加工しております。お手数ですが、_at_の部分を@に置き換えてください。		

2-2. 検証の費用支援（審査費用支援）

J-クレジット制度事務局にて審査（検証）に係る費用を90%支援いたします。なお、審査費用支援の内容は毎年度見直ししており、2024年度は1件当たりの審査費用支援の上限額を200万円（税抜）とするといった検討も行っていく予定です。また、以降も、1件当たりの審査費用支援の上限額の段階的な引き下げを実施する予定です。

※審査機関が選定された場合、登録簿システムからメールが配信されますので、その内容をご参照ください（事務局からの個別連絡はありません）。なお、審査機関から見送りも提出されず、審査機関が選定されない場合もございますので、予めご了承ください（選定されなかった場合は登録簿システムからの通知はありません。また、事務局からの個別連絡もありません）。

費用支援額	J-クレジット制度事務局にて審査（検証）に係る費用を90%支援いたします。 なお、審査費用支援のうち、J-クレジット制度事務局の支払い分は、審査完了後、J-クレジット制度事務局から審査機関に直接支払います。残りのプロジェクト実施者（プログラム型の場合は運営・管理者）の支払い分は、プロジェクト実施者から審査機関に直接お支払いいただきます。 ※検証時の計画変更に伴う再妥当性確認は支援対象となりますが、検証を伴わない継続の再妥当性確認は支援対象外となりますのでご注意ください。		
手続方法の概要	「①対象事業者」及び「②支援条件」をご確認いただき、「③必要書類」をご作成ください。 必要書類が作成できたら、「④申請期限」に間に合うように、「⑤提出方法」の要領でご提出ください。 審査費用支援の手続方法の詳細は、 審査費用支援の申請手順  をご確認ください。		
①対象事業者	- 中小企業基本法の対象事業者（みなし大企業であっても、法人単体で満たしていれば支援対象となります） - 自治体 - 公益法人（一般公益社団法人、一般公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等） - その他、大企業以外（大企業とは、中小企業基本法対象事業者よりも大規模な企業とする） ※プログラム型の場合は、全ての削減活動実施者が上記に該当するか否かで判断し、運営・管理者の属性は問いません。		
②支援条件	支援回数 ※いずれも年度単位でカウント	- 通常型：1プロジェクト当たり2年度内に1回まで - プログラム型：1プロジェクト当たり同一年度内に1回まで ※審査機関が選定された段階でカウントします（審査機関選定後、辞退しても支援回数としてカウントします）。	
	クレジット量	認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。	
	プログラム型の条件	プログラム型で審査費用支援を受ける場合、プロジェクト参加者と運営・管理者において事前に売却益の使途について合意しなければならぬ（使途の内容は問わない）。また、合意に用いた規約等については毎審査費用支援申請時に制度事務局まで提出しなければならぬ（合意に用いた規約等は、審査費用支援申請時に、登録簿システム上で「別添資料」として登録すること。）	
③必要書類	- 申請書類一式に記載の提出書類に併せて、 審査費用支援に係る同意事項  への同意（※）が必要です。 ※次期登録簿システムにおける申請時に実施いたします。 - プログラム型プロジェクトの場合、申請書類一式に記載されている資料の他に、プロジェクト参加者と運営・管理者において売却益の使途の合意に用いた書類（入会書や規約等）も合わせてご提出ください。		
④申請期限	2023年度審査費用支援の申請受付は終了しました。 第56回認証委員会への申請：6月16日（休） ※申請期限までにお申し込みいただいても、ご希望の認証委員会への申請がかなわない場合がございます。予めご了承ください。		
⑤提出方法	J-クレジット登録簿システムを利用した電子申請 ▶ J-クレジット登録簿システムでの操作説明はこちら 申請手続にあたっては、J-クレジット登録簿システムにて口座（申請代行者を含む）を開設する必要があります。口座開設手続について以下のページをご覧ください。 ▶ J-クレジット登録簿システム口座開設手続はこちら		
⑥問合せ先	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局  050-3173-8916 （受付時間：平日10:00～12:00、13:30～17:00） ✉ jcre-info_at_mizuho-rt.co.jp SPAM対策のため、メールアドレスの表記を加工しております。お手数ですが、_at_の部分を@に置き換えてください。		

今年度の審査費用支援実績を表 4-2 に示す。

表 4-2 2023 年度審査費用支援実績

分野	件数	総額(税込)	支援額(税込)	prj実施者負担額 (税込)	平均額 (税込)
妥当性確認費用申請(通常型・削減系)	3件	1,155,620円	808,934円	346,686円	385,207円
妥当性確認費用申請(通常型・吸収系)	32件	32,615,540円	22,830,878円	9,784,662円	1,019,236円
妥当性確認費用支援(プログラム型)	15件	13,465,700円	9,425,990円	4,039,710円	897,713円
検証費用支援(通常型・削減系)	26件	11,043,260円	9,938,934円	1,104,326円	424,741円
検証費用支援(通常型・吸収系)	12件	13,436,460円	12,092,814円	1,343,646円	1,119,705円
検証費用支援(プログラム型)	21件	17,438,920円	15,695,028円	1,743,892円	830,425円
合計	109件	89,155,500円	70,792,578円	18,362,922円	817,940円

審査種別ごとの月別データ、方法論別データは以下に示す通りである。

(1) 妥当性確認費用支援申請の月別申請状況

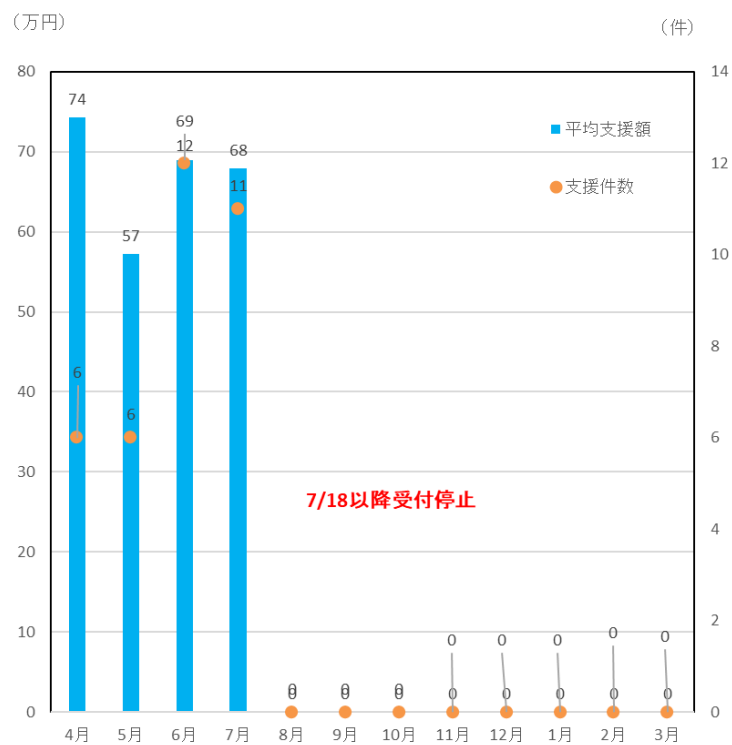


図 4-1 妥当性確認費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

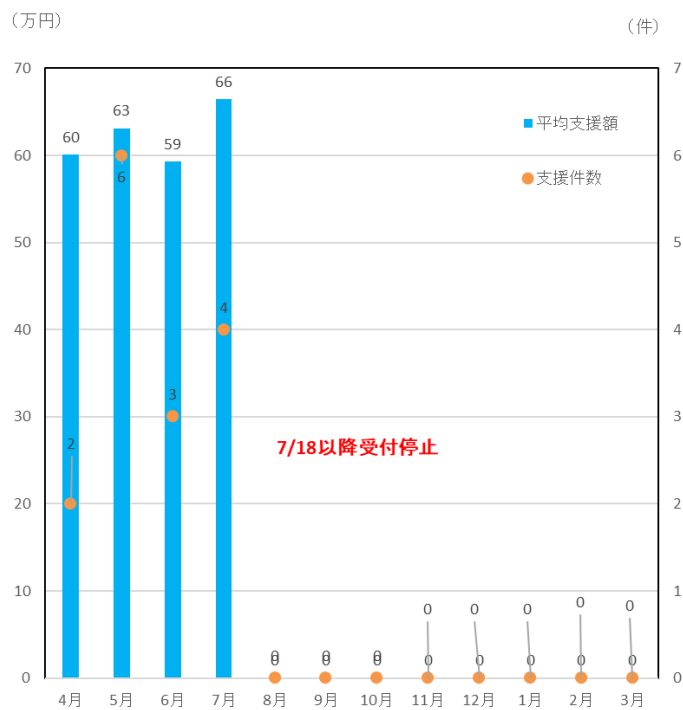


図 4-2 妥当性確認費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（プログラム型）

(2) 方法論別の妥当性確認費用支援額

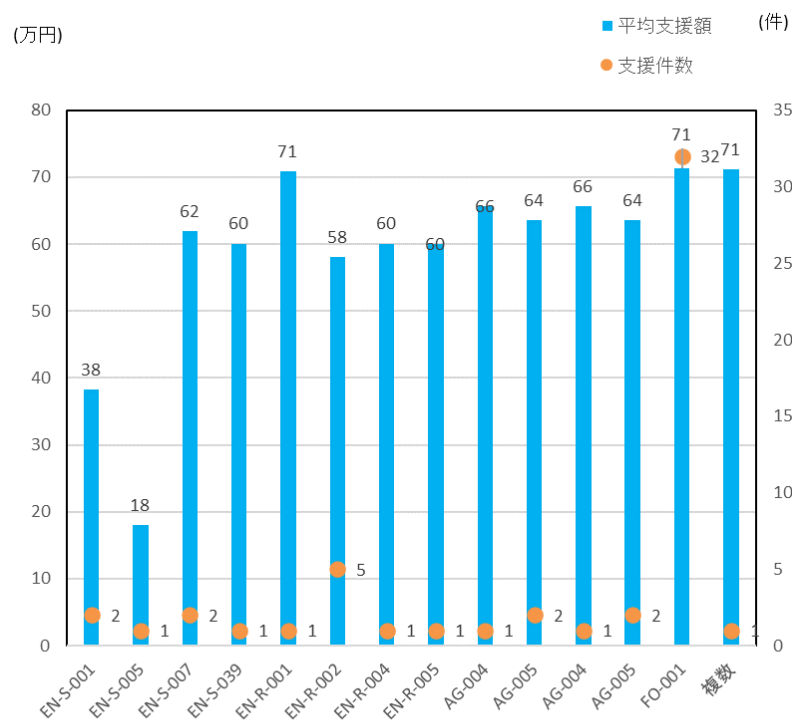


図 4-3 妥当性確認費用支援の方法論別申請回数、方法論別平均支援額

表 4-3 方法論の説明

方法論No.	方法論
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-005	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
EN-S-007	コージェネレーションの導入
EN-S-039	省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修
EN-R-001	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
EN-R-004	バイオ液体燃料(BDF・バイオエタノール・バイオオイル)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-005	バイオマス固形燃料(廃棄物由来バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
AG-004	バイオ炭の農地施用
AG-005	水稻栽培における中干し期間の延長
AG-004	バイオ炭の農地施用
AG-005	水稻栽培における中干し期間の延長
FO-001	森林経営活動

(3) 検証費用支援申請の月別申請状況

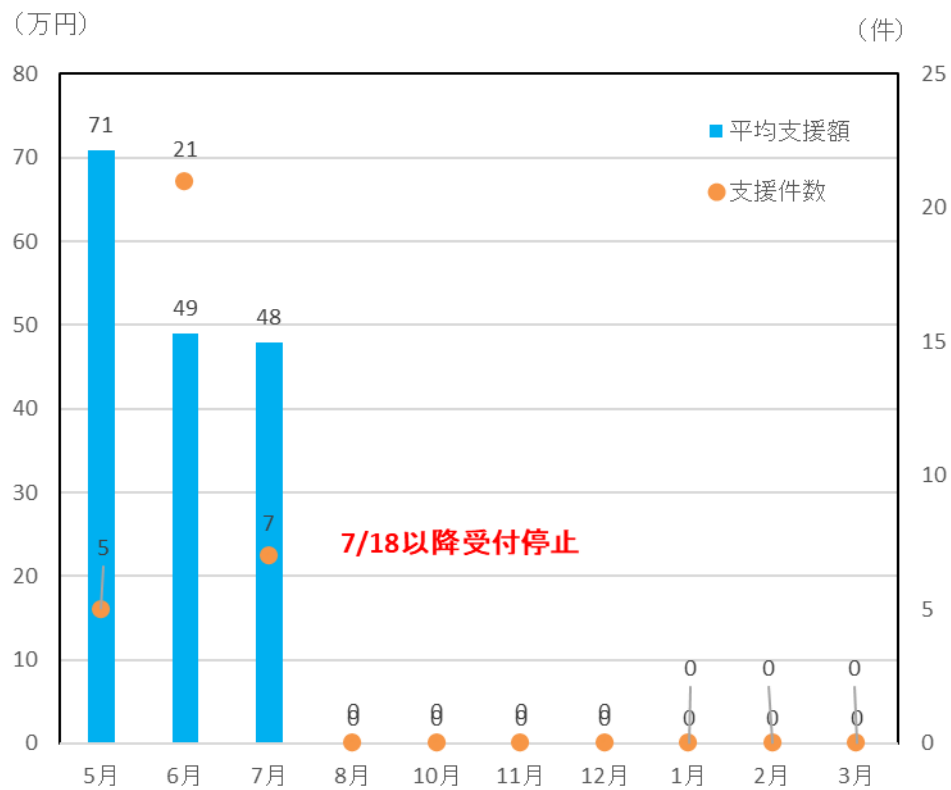


図 4-4 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

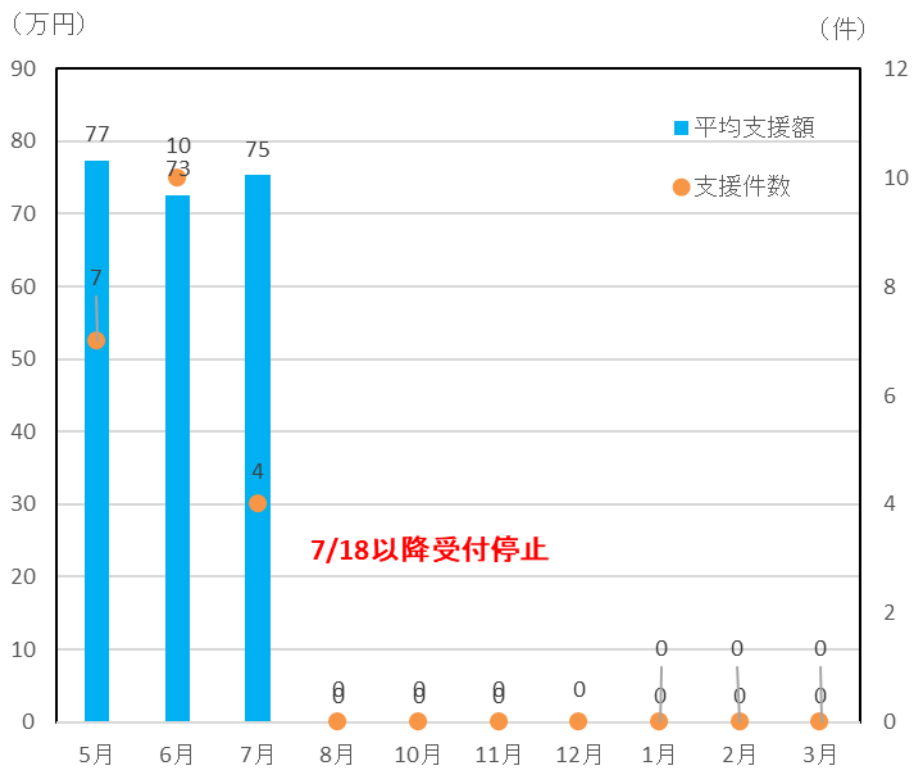


図 4-5 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（プログラム型）

(4) 方法論別の検証費用支援額

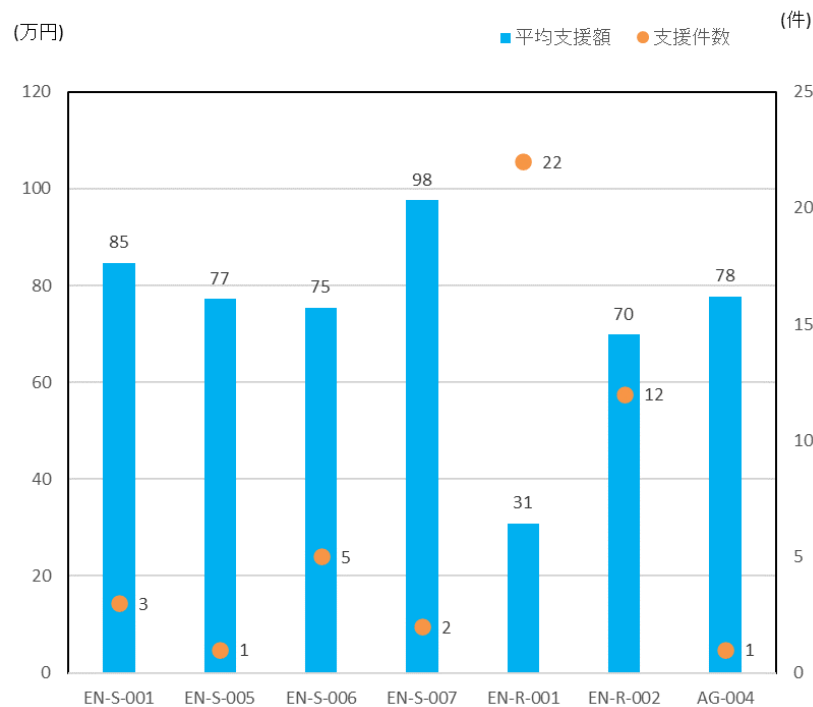


図 4-6 検証費用支援の月別申請回数、月別平均支援額（通常型）

表 4-4 方法論の説明

方法論No.	方法論
EN-S-001	ボイラーの導入
EN-S-005	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
EN-S-006	照明設備の導入
EN-S-007	コージェネレーションの導入
EN-R-001	バイオマス固形燃料(木質バイオマス)による化石燃料又は系統電力の代替
EN-R-002	太陽光発電設備の導入
AG-004	バイオ炭の農地施用
IN-001	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
AG-004	バイオ炭の農地施用
FO-001	森林経営活動
FO-003	再造林活動

4.2 課題と対応策

今年度より、申請者および審査機関に送付する書類の電子化を行った。運用の変更に伴い、審査機関及び申請事業者にとって混乱が発生する可能性があったため、対応策を講じた。

審査機関に対しては、事前に変更点について通達・調整を行った。運用する中で、登録簿システムから自動送付されるメールだけでは採択した事業者の管理が難しいとの意見を審査機関からあがったため、採択案件一覧を各審査機関に共有することで、対応した。

申請事業者に対しては、申請者向けの審査費用支援の申請手続手順マニュアルを新規作成し、申請から審査機関採択後までの流れを網羅的に確認できるようにした。また、登録簿システムから自動送信されるメールの記載内容の見直しを行い、記載情報について拡充した。

今年度は審査費用支援開始当初から申請数が多かったため、審査費用支援の予算執行状況の進捗が非常に速かった。そのため、執行率が50%を越えた段階で執行率をホームページ上で公開し、こまめに数値更新を実施することで事業者への周知を行った。

対応策を実施したことにより、今年度の審査費用支援においてトラブル等の発生に対応することができた。

5. 方法論策定支援

5.1 窓口の設営

Jークレジット制度ホームページにおいて、新規方法論策定支援の支援条件を掲載し、新規方法論に関する問い合わせ窓口をみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社サステナビリティコンサルティング第1部内に設置した。

3. 新規方法論策定支援

手続方法の概要	②の支援条件をご確認いただき、「⑥提出先・問合せ先」までご連絡ください。
①対象事業者	制限なし
②支援条件	以下の項目等を総合的に考慮して判断いたします。 ・プロジェクトの登録申請が予定されていること ・追加性が見込まれること ・事業の実現可能性が高く、2024年2月末までに、支援が完了する蓋然性が高いものの。 ・温室効果ガス排出削減量又は吸収量が大きいもの。 ・中小企業や農林業において、雇用効果が見込まれるもの。 ・事業の実施方法や創出されたJークレジット等の活用方法が先進的なもの。 ・他者による事業展開の可能性が見込まれるなど、事業の波及効果が高いもの。 ・生物多様性保全や3Rの推進等、温室効果ガスの排出削減・吸収以外の、副次的な環境保全効果が見込まれるもの。
③必要書類	なし ※支援に際して必要書類はありませんが、方法論を運営委員会に付議する時点で「方法論承認申請書」をご提出いただきます。
④申請期限	なし
⑤申請方法	電子メールもしくは電話
⑥提出先・問合せ先	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 Jークレジット制度事務局  050-3173-8916 （受付時間：平日10:00～12:00、13:30～17:00）  jcre-info_at_mizuho-rt.co.jp SPAM対策のため、メールアドレスの表記を加工しております。お手数ですが、_at_の部分を@に置き換えてください。

図 5-1 新規方法論策支援 ホームページデザイン

5.2 新規方法論策定支援

今年度、1 件の新規方法論策定を行った（方法論改定の詳細は 2.1 参照）。その内、以下の 1 件は事業者からの提案に基づき策定された。

- ① AG-006 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌

5.3 既存方法論の改定支援

今年度実施、検討した既存方法論の改定に係る案件のうち、新たな排出削減・吸収事業を J-クレジット制度の対象とすることに資するものを以下に整理する（方法論改定の詳細は 2.1 参照）。

- ① EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
- ② EN-S-034 エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
- ③ EN-S-040 ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用
- ④ EN-S-041 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
- ⑤ EN-S-043 非再生可能エネルギー由来水素・アンモニア燃料による化石燃料等又は系統電力の代替
- ⑥ EN-R-005 バイオマス固形燃料（廃棄物由来バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
- ⑦ EN-R-007 バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替
- ⑧ AG-001 牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
- ⑨ FO-001 森林経営活動
- ⑩ FO-003 再造林活動

6. Jークレジット登録簿システムの運用・管理支援

6.1 窓口の設置

(1) 問い合わせへの対応

Jークレジット登録簿システムに関する各種申請方法の問い合わせ窓口として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社サステナビリティコンサルティング第1部内に窓口（電話、メール）を設置した。

(2) 各種申請の受付実績

今年度Jークレジット登録簿システムで処理された各種申請を下記に示す。

各種申請件数（2023年4月1日～2024年2月29日）

項目	件
口座開設	329
口座情報変更（社名変更）	15
口座情報変更（申請代行から口座保有者へ）	5
無効化手続き	2,533
保有口座廃止	3
ユーザーID及びパスワード再発行	17

(3) クレジット無効化状況

Jークレジット登録簿システムにおいて、今年度の無効化手続きは2,533件であり、合計394,315トンが無効化口座に移転された。無効化状況は下表のとおりである。無効化手続きの件数は昨年度と比較して減少し、昨年度の無効化量合計457,108t-CO₂比で今年度の無効化処理量は約86%となっている。

国内クレジット、J-VERを含めてこれまでの無効化総量は、656万トンとなった。

2023年度クレジット無効化状況（2023年4月1日～2024年2月29日）

種別	件数	無効化総量
Jークレジット	1,331	298,706
国内クレジット	475	59,394
J-VER	727	36,215
合計	2,533 件	394,315 t-CO ₂

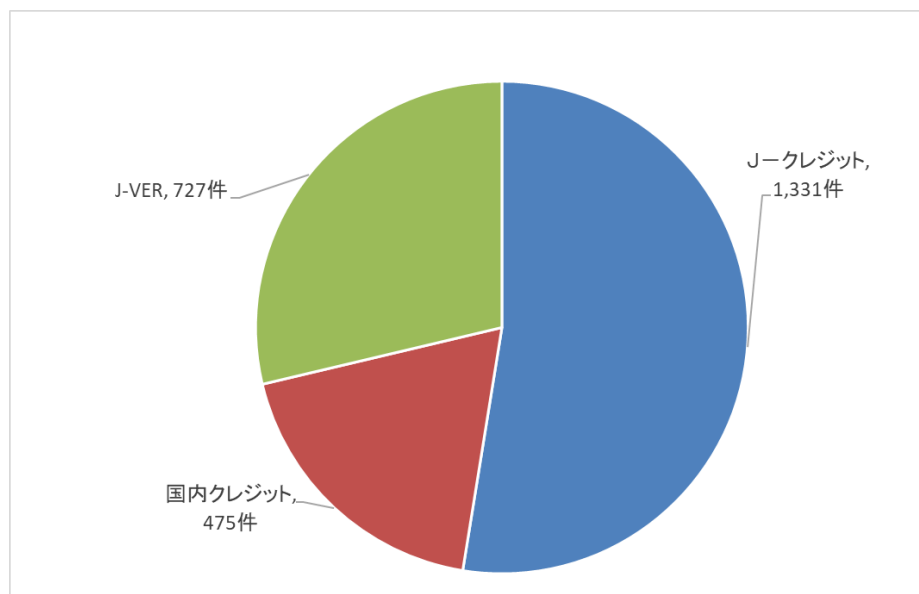


図 6-1 2023 年度 無効化の制度種別分類（件数）

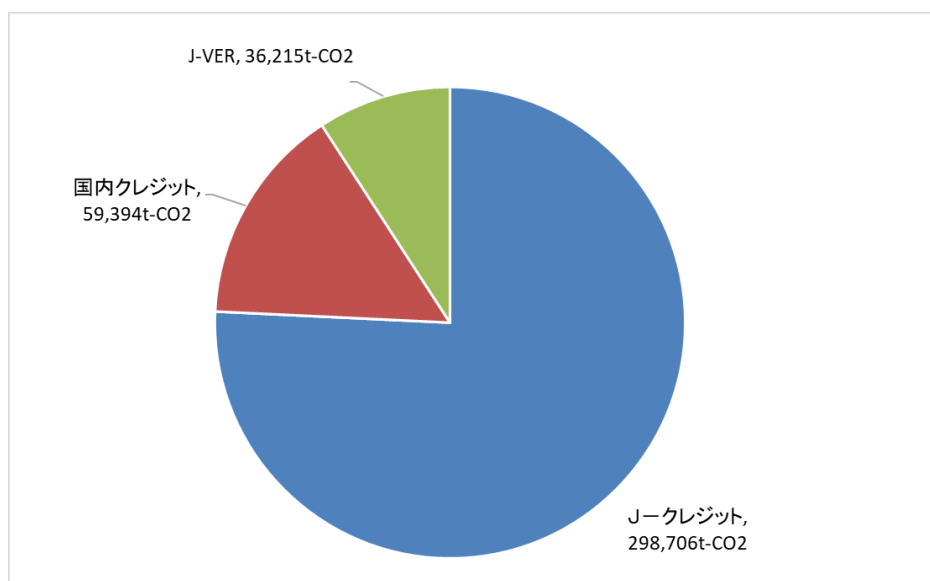


図 6-2 2023 年度 無効化の制度種別分類（トン数）

(4) 無効化申請の経年変化

無効化・償却量の推移を「クレジット種別」でみると、2019年度から2021年度にかけてJークレジットの占める量及び割合が増加した一方、2021年度を境に2023年度にかけて減少傾向にあり、2023年度の無効化量は昨年度の86%と減少した。

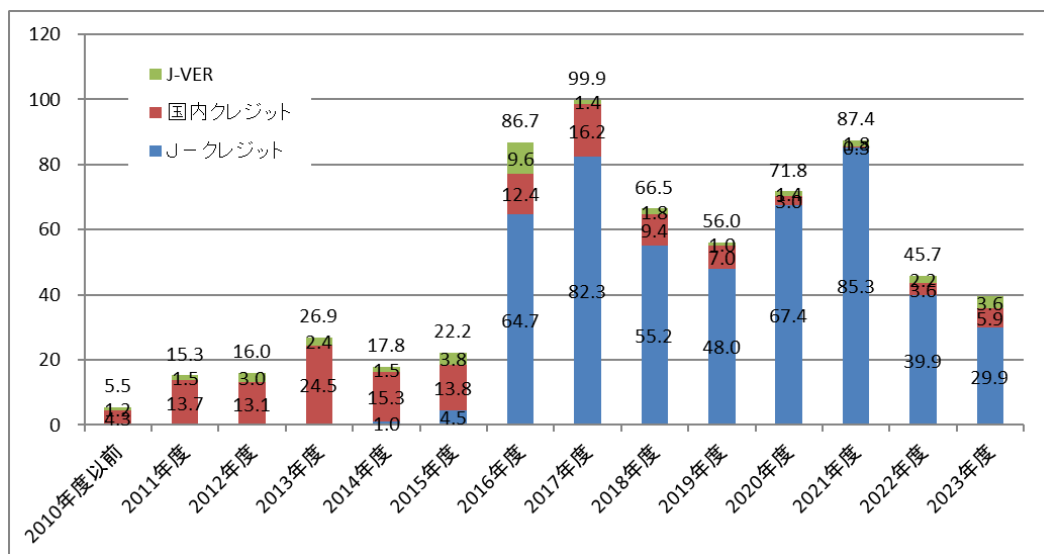


図 6-3 無効化・償却量の推移（クレジット種別）（2024年2月29日現在）

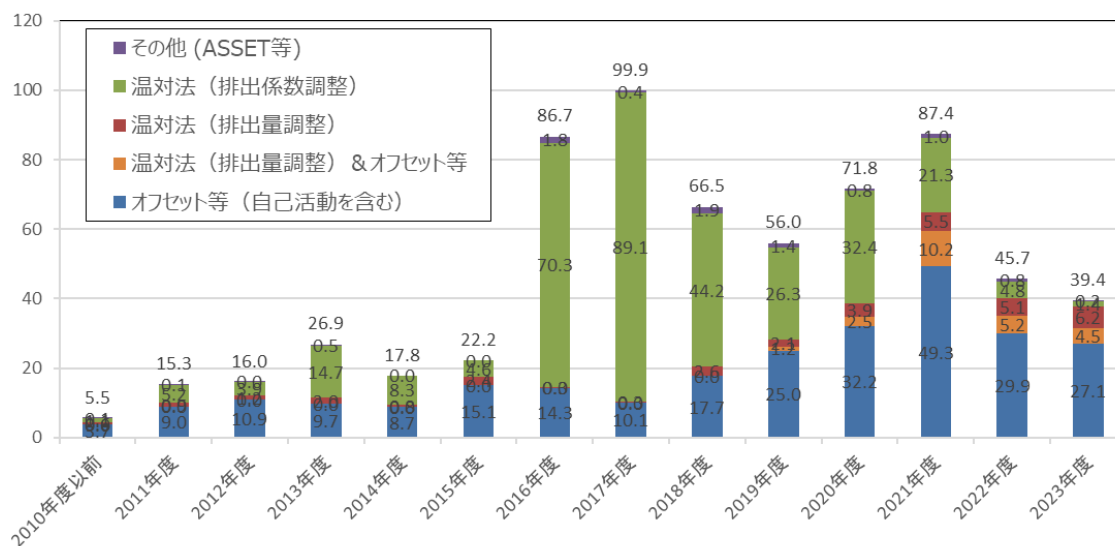


図 6-4 無効化・償却量の推移（目的別）（2024年2月29日現在）

7. Jークレジット制度ウェブサイトの管理・運営

7.1 ウェブサイトの運用

ホームページ製作事業者と連携し、関係省庁と相談のうえホームページの運営、更新、保守管理を行った。具体的には、制度に関する最新情報、今年度の支援内容、委員会関連情報の掲載、プロジェクト登録、クレジット認証一覧の更新、Jークレジット創出・活用事例の掲載等を行った。また、脆弱性診断を実施した。

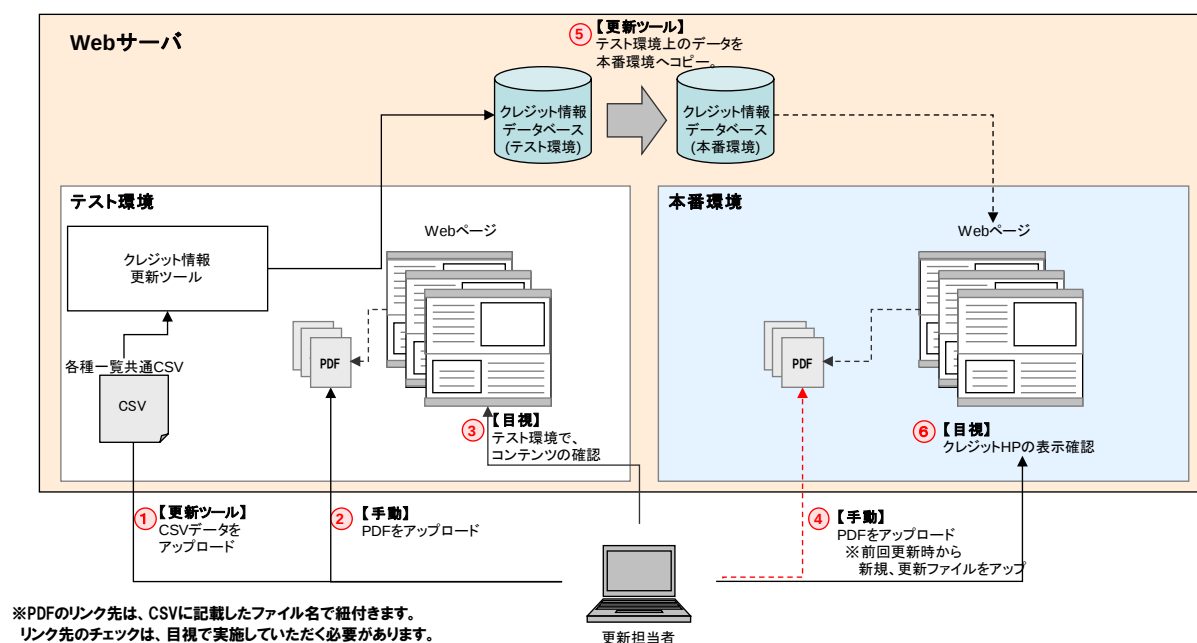
7.2 認証委員会・運営委員会の開催に関する制度ホームページの運用

(1) 委員会開催情報の更新

各委員会の開催前には、開催の日時が決まった段階で 委員会開催情報を更新し、委員会の日時と関連する申請等の締め切りなどの周知を行った。また、運営委員会開催後には関連資料と議事概要の掲載を行い、認証委員会開催後には結果概要と議事概要を掲載した。

(2) 登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の更新

認証委員会での審議を経てプロジェクト登録、排出削減・吸収量の認証が行われたことを受けて、制度ホームページの登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の内容を更新した。登録プロジェクト一覧・クレジット一覧の更新にあたっては、認証委員会資料に基づく登録プロジェクト及び認証クレジットの データベース (csv ファイル) を作成するとともに、その更新に係るプロジェクト計画書、妥当性確認報告書やモニタリング報告書、検証報告書等の資料は、プロジェクト実施者に著作権を有するが、制度文書では、それらの書類等を公表する必要があるため、 個人情報や企業秘密に係る情報を削除したそれらの書類等 (PDF ファイル) の掲載を行った。



登録プロジェクト一覧・認証クレジット一覧の更新フロー

制度ホームページで公開するプロジェクト情報（プロジェクト計画書、妥当性確認報告書）については、下表の通り、個人情報や企業秘密情報を除外した資料を掲載した。なお、クレジット情報（モニタリング報告書、検証報告書）もプロジェクト情報に準じて公表用資料を作成した。

表 7-1 公表用のプロジェクト情報について

申請資料	目次	非公表部分
プロジェクト計画書	1. プロジェクト実施者の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト概要	
	3. データ管理	
	4. 特記事項	
	5. 対象設備の詳細情報	非公表（設備詳細情報）
	6. 追加性に関する情報	非公表（投資回収年）
	7. 排出削減量の算定方法	
	8. モニタリング計画	非公表（投資回収年）
	9. モニタリング方法および係数の実測方法に関する説明	
妥当性確認報告書	1. 妥当性確認機関の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト実施者の情報	
	3. 妥当性確認結果（総括）	
	4. 妥当性確認結果（詳細）	非公表

表 7-2 公表用のクレジット情報について

申請資料	目次	非公表部分
モニタリング報告書	1. プロジェクト計画の変更	
	2. 認証を申請する期間	
	3. 排出削減量	
	4. 1 プロジェクト実施後の設備	非公表（設備詳細情報）
	4. 2 モニタリング実績	
	4. 3 排出削減量の算定方法	
	4. 4 省エネルギー量の算定	
	4. 5 再生可能エネルギー量の算定	
検証報告書	1. 検証機関の情報	非公表（担当者連絡先等）
	2. プロジェクト実施者の情報	
	3. 検証確認結果（総括）	
	4. 検証確認結果（詳細）	非公表

（３）制度文書の更新

運営委員会開催後には、制度文書の新規策定・改定を制度ホームページに掲載した。

8. クレジット売買支援

8.1 マッチング促進

クレジットマッチングを促進するため、2016 年度より制度ホームページに「売り出しクレジット一覧」を開設し、活用先が見つからないクレジット情報を集約化した。また、制度 HP 利用者の利便性向上のため、2022 年 11 月に「売り出しクレジット一覧」の更新を行い、再エネ量および省エネ量を 1t-CO2 単位の表記への変更し、対象期間および希望売却価格欄を新たに設けた。

売り出しクレジット一覧

このページは、すでに認証されたクレジットや、認証予定のクレジットのうち、創出者より掲載希望の連絡をいただいたものをまとめています。
こちらに掲載されているクレジットの購入や相談は、直接「クレジット保有者連絡先」にお問い合わせください。
(J-クレジット制度事務局では、単価や購入方法のご案内や売買の仲介は実施しておりません。)

認証済みのクレジット

認証予定のクレジット

選択してください

選択してください

方法統一覧を見る

適用方法論

※省エネ基準(省エネ率)は、再生可能エネルギー(省エネ率)、工業プロセス(省エネ率)、建築物(省エネ率)、森林(省エネ率)または上記のいずれかで検索可能です。

実施地域

都道府県から選択 | 選択してください

企業・団体から選択 | 選択してください

希望購入量

10000

t-CO2

希望購入価格

10000

円/t-CO2以下

クレジット発行
対象期間の開始日

西暦

月

日

以降

フリーワード検索

フリーワード

※プロジェクト名称、実施地域、プロジェクト概要、クレジット保有者の各項目を検索します。

上記条件で検索する

リセット

※検索結果をリセットする場合は、リセットボタンをクリックして各項目を空にしてから、再度検索ボタンをクリックしてください。

検索結果

制度名	プロジェクト 番号	プロジェクト 名称 ・法人番号	実施地域	プロジェクト 概要	プロジェクト 方法論	省エネ 量 (MWh/CO2)	省エネ 率 (%)	省エネ 率 (t-CO2)	環境 貢献 カーボン ニュートラル 行動計画 への貢献	売却 可能 量 (t-CO2)	売却 可能 価格 (円/t-CO2)	対象期間 開始日	対象期間 終了日	希望売却価格 (円/t-CO2)	備考欄	クレジット保有者 連絡先
J-クレジット	10	中電連 900002016926	北海道釧路市	発電所における森林経営活動	FC-01 Ver 2.0	-	-	-	可	1	2,082	2014/04/01	2020/10/31	11,000		中電連 札幌支店 011-779-3111 お問い合わせ
J-クレジット	85	東アリス市 8000020192082	山形県東阿部市	公共施設における省エネルギー設備の導入	EN-R-006 ver 1.0	1,81818	-	-	可	1	65	2013/04/01	2015/03/31	12,000	・購入希望150円/項目ありいただきます。	東アリス市 環境課 023-621-6097 お問い合わせ
J-クレジット	85	東アリス市 8000020192082	山形県東阿部市	公共施設における省エネルギー設備の導入	EN-R-006 ver 1.0	1,89108	-	-	可	1	161	2015/04/01	2016/10/31	12,000	・購入希望150円/項目ありいただきます。	東アリス市 環境課 023-621-6097 お問い合わせ
J-クレジット	85	東アリス市 8000020192082	山形県東阿部市	公共施設における省エネルギー設備の導入	EN-R-006 ver 1.0	2,18286	-	-	可	1	147	2016/11/01	2021/03/31	12,000	・購入希望150円/項目ありいただきます。	東アリス市 環境課 023-621-6097 お問い合わせ

図 8-1 「売り出しクレジット一覧」 ホームページデザイン

掲載クレジット量は、「売り出しクレジット一覧」開始時から徐々に増加し、2024 年 3 月 14 日時点までに累積で 434,507t-CO2 となった。また、実際にクレジット販売先が見つかる事業者もあり、2024 年 3 月 14 日までに累積で 237,057t-CO2 の売買成約が確認された。

8.2 政府保有クレジット等の販売

昨年に引き続き、第 14 回の入札販売を令和 5 年 5 月 10 日（水）から令和 5 年 5 月 17 日（水）までの期間で行った。
第 14 回の入札結果を表 8-1 に示す。第 14 回入札販売では、再エネ、省エネクレジット共に第 13 回と同程度の平均販売価格となった。

表 8-1 第 14 回入札結果

	再エネ発電 (P1,P43)	再エネ発電 (18)	省エネ他 (P2,P3,P44,P61)
落札価格の平均値※ ¹ (税抜)	3,246円/t-CO ₂	-円/t-CO ₂	1,551円/t-CO ₂
落札価格の中央値※ ² (税抜)	3,210円/t-CO ₂	-円/t-CO ₂	1,515円/t-CO ₂
購入者数※ ³	10者	0者	8者
入札者数※ ³	12者	2者	8者
総販売量	256,204t-CO ₂	0t-CO ₂	41,410t-CO ₂
総入札量	330,500t-CO ₂	6,000t-CO ₂	49,700t-CO ₂

※1：平均値は、落札価格に当該落札トン数を乗じた合計を総販売量で除したもの。

※2：中央値は、落札した入札書を価格順に並べた時に、枚数で中央の入札書に記載されている落札価格。入札書が偶数の場合は、中央の2枚の平均値とする。

※3：購入者数及び入札者数は、入札の札数ではなく事業者数。

8.3 Jークレジット・プロバイダー等の紹介

昨年度に引き続き、Jークレジット制度の一層の普及促進を目的に、Jークレジット・プロバイダーの登録認定業務を実施した。Jークレジット・プロバイダーとは、Jークレジット制度に基づき認証されるクレジットの創出及び活用を支援できる事業者である。

Jークレジット・プロバイダーに登録されるには、Jークレジット・制度管理者が定める「Jークレジット・プロバイダー基準」を満たす必要があり、その審査に合格した事業者がJークレジット・プロバイダーを名乗ることができる。その申請方法を図 8-2 に示す。今後、Jークレジット・プロバイダーの一層の増加と個々のプロバイダーのさらなる取り組みの活発化を通じて、Jークレジット制度がより盛り上がりを見せることが期待される。

なお、今年度のJークレジット・プロバイダーは、新規認定が1社あり、2024年3月現在でのJークレジット・プロバイダーは8事業者（図 8-3、図 8-4、図 8-5、図 8-6）となっている。

J-クレジット・プロバイダーに関する申請

J-クレジット・プロバイダーとは、J-クレジット制度に基づき認証される温室効果ガス排出削減・吸収量（以下「クレジット」という。）の創出や活用の促進を目的として、クレジットの創出及び活用を支援できる事業者のことです。

J-クレジット・プロバイダーの登録区分は以下の3種類から選ぶことができ、登録されたJ-クレジット・プロバイダーは、[こちら](#)に一覧を掲載します。

創出・活用支援 : クレジットの創出及び活用を支援
創出支援 : クレジットの創出を支援
活用支援 : クレジットの活用を支援

J-クレジット・プロバイダーとして登録を希望される場合は、J-クレジット・プロバイダー基準を遵守の上、押印した「登録認定申請書」及び必要書類を下記「提出先・問合せ先」宛てに提出してください。登録後は定められた期間において「定期確認申請書」及び「更新申請書」をご提出ください。登録区分は、変更申請書を提出いただくことで変更することができます。

注）対象となるクレジットは、J-クレジット、J-VER及び国内クレジットです。

J-クレジット・プロバイダーの条件

J-クレジット・プロバイダーは、J-クレジット・プロバイダー基準  を遵守することを条件とします。

登録認定・定期確認・更新申請の方法

J-クレジット・プロバイダーの登録認定・定期確認・更新に関する申請は、J-クレジット・プロバイダー基準に同意の上、押印した「J-クレジット・プロバイダー登録認定・定期確認・更新申請書」に必要書類を添えて提出ください。

必要書類	J-クレジット・プロバイダー登録認定・定期確認・更新申請書  ※添付いただく必要書類があります
提出方法	申請書類一式の電子データを下記のメールアドレスまでご提出下さい。 ※メールのタイトルは「J-クレジット・プロバイダー申請（申請企業名）」として下さい。
提出先・問合せ先	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局  050-3173-8916 （受付時間：平日10:00～12:00、13:30～17:00）  jcre-info_at_mizuho-rt.co.jp SPAM対策のため、メールアドレスの表記を加工しております。お手数ですが、_at_の部分を@に置き換えてください。

図 8-2 J-クレジット・プロバイダーに関する申請案内

株式会社イトーキ



〒103-6113

東京都中央区日本橋2-5-1 日本橋高島屋三井ビルディング

担当:NextValue営業部

 cos@itoki.jp

売りたい方

全国の販売網を通じてカーボン・オフセットサービスを展開しており、全国各地のクレジットを取り扱っております。CSRの観点からカーボン・オフセットに取り組まれるお客さまも多く、クレジットの詳細についてもPRさせていただいていることで、創出事業者さまのご紹介もしております。

買いたい方

オフセットの企画や算定、効果的なPRなど、トータルサポートをしています。各拠点と連携し、全国のお客様にオフセット支援を行っています。排出権は案件ごとに適した銘柄を選定させていただきます。また、排出係数のご調整、ASSET事業に関してもお気軽にご相談ください。

株式会社ウェイトボックス



○本社

〒461-0005

愛知県名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル16階

担当:環境ソリューション事業部

○東京事務所

〒103-0027

東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階

 info@wastebox.net

売りたい方

弊社は、CO2排出量調査を専門に行っています。これまで、ソフト支援事業として数多くの企業様・自治体様のクレジット化の支援を行ってきました。事業活動における省エネ活動や再エネ活動をクレジット化したい、またプログラム型として登録したい場合は、是非一度お問い合わせください。最近は自然由来のNbS(Nature-based Solutions)系のクレジット創出にも力を入れております。クレジットを活用するカーボン・オフセットの手続き実績も多いため、創出からクレジットの販売まで全体を支援することが可能です。

買いたい方

弊社はCDPの気候変動コンサルティング&SBT支援パートナーです。(2023年9月現在)これまで、自主的なカーボン・オフセット、カーボンニュートラルの支援を行って参りましたが、ここ数年はGHGプロトコルに基づくScope3排出量の把握、SBT設定、CDP質問書への回答とクレジットとの関連性などについてのご相談が多くなっています。クレジット活用を選択肢のひとつとして捉えた、事業活動全体のカーボン・マネジメントをトータルサポートすることが可能です。

図 8-3 J-クレジット・プロバイダー一覧

カーボンフリーコンサルティング株式会社



〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町6-113 オーク桜木町ビル6階

担当:総務部

 045-222-3400

 info@carbonfree.co.jp

売りたい方

弊社は、クレジットの利用目的の一つであるカーボン・オフセットにおいて、年間約300件の取り扱いがあります。カーボン・オフセットは、広報活動で使われることが多いため、クレジット創出者様の企業イメージ向上にも役立ちます。弊社は、多くのクレジット活用者を抱え、多種多様なクレジットのニーズを開拓していますので、売りたい方はぜひお問い合わせください。

買いたい方

弊社は年間約300件のカーボン・オフセットの取り扱い実績があります。弊社の保有クレジットは多種多様であり、ご活用者のニーズやご希望に合ったクレジットをご提供可能です。更に、弊社は、経済産業省や環境省等官公庁のJ-クレジット関連委託事業を5年以上継続して受託しており、J-クレジットの制度にも精通していますので、最適かつ安心なクレジットをご提供できます。クレジットを用いたカーボン・オフセットについても、お気軽にお問い合わせください。

クレアトゥラ株式会社



〒102-0083

東京都千代田区麹町4-3-5 Kioicho435 7階

担当: J-クレジット担当

 03-6777-7880

 info@creatura.com

売りたい方

弊社顧客のグローバル企業を中心にJ-クレジットを供給しておりますので、大規模クレジットの一括購入や中長期的な収益化のご支援を得意としております。また、新規にクレジットを創出されたい場合でも新規プロジェクト登録から認証申請までご支援いたします。

買いたい方

10万トン規模の大型ニーズにも対応できる国内有数の供給体制を整えています。エネルギー証書としての再エネ由来J-クレジットや森林、農業などのネイチャーベースのJ-クレジット、海外ボランタリークレジットなど様々なニーズにお応えします。また、カーボンフリー商品の開発支援やISOに準拠したカーボンフットプリントの算定もご支援します。

図 8-4 J-クレジット・プロバイダー一覧 (続き)

株式会社バイウィル



〒103-0027

東京都中央区日本橋2-3-21 群馬ビル6階

担当: J-クレジット担当

 03-6262-3584

 gx@bywill.co.jp

売りたい方

弊社は今までのクレジット化支援の知見を活かして、クレジット創出から販売までトータルにサポートいたします。また、昨今はSDGsの文脈に沿った買い手、売り手の双方にとってP.R面、経済面でシナジー効果を生み出すようなオフセットニーズも高まっており、プロジェクトの企画立案においてもご相談いただければ、クレジットの価値を最大化させるためのご支援をさせていただきます。

買いたい方

弊社は、脱炭素経営・カーボンニュートラル化に向けた戦略立案のコンサルティングや実際の削減目標を実現するための実行支援サービスを提供しています。オフセット領域では、J-クレジットに留まらず、海外のグリーン電力証書やカーボンクレジットについても、ニーズに合わせて調達いたします。また、中長期視点での脱炭素化に向けて海外も含めて再エネ導入などのご支援もしておりますので、再エネ導入についてもお気軽にご相談ください。

Permanent Planet株式会社



〒249-0006

神奈川県逗子市逗子一丁目6-27-402

担当: 環境価値取引担当

 info@permanent-planet.com

売りたい方

当社は、追加性のある再生可能エネルギー設備の導入や生物多様性に配慮した森林保全活動など、より本質的なクレジット活用スキームの構築や需要家との取引仲介まで幅広い支援を展開しております。カーボン・オフセットや各種国内外の脱炭素制度への対応など様々なクレジットの活用需要を支援する実績を生かし、創出後のクレジットの価値向上を目指した買取やマッチング支援をいたします。

買いたい方

当社では、イベントの環境活動など1t-CO2単位のクレジット需要から、GXリーグ、CDP、SBTなど国内外の脱炭素制度・イニシアティブに準拠したクレジット無効化手続きまで、多様なお客様のご要望へ柔軟に対応しております。法人や団体のほか、旅行や商品、結婚式のゼロカーボンプランなど、市民主体の環境活動についてもCO2排出量算定や低炭素アクションの提案、出張（オンライン）セミナー、クレジットの活用まで支援しておりますので、お気軽にご相談ください。

図 8-5 J-クレジット・プロバイダー一覧（続き）

ブルードットグリーン株式会社

〒101-0021

東京都千代田区外神田1-18-13 秋葉原ダイビル

担当:環境価値創造グループ

 03-6853-9418

 carbonoffset@bluedotgreen.co.jp



売りたい方

弊社には、これまでにクレジットを創出する多数の自治体様・企業様と協業し、販売にご協力してきた実績があります。クレジットの購入を希望するお客様とのマッチングにとどまらず、クレジット創出者様のオフセットクレジットの活用に向けた具体的な企画も支援しておりますので、過去に取組経験のない事業者様にも、安心してご相談いただけます。

買いたい方

弊社（旧マイクライメイトジャパン）は2011年11月11日の設立以来、国内・海外に独自のネットワーク構築し、日本を含めた世界各国のクレジット・証書を提供しております。欧米の先進的な事例を活用し、地球温暖化防止に加え、SDGs等社会貢献の切り口も取り込み、特にRE100やCDP、SBTへの効果的な対応に向けて支援等を行っております。戦略立案からクレジット調達、無効化まで一貫してご支援いたします。

一般社団法人more trees

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-9-11 フレンシア外苑西103

担当:岸、宮崎

 03-5770-3969

 info@more-trees.org



買いたい方

「もっと木を」というコンセプトのもと、音楽家 坂本龍一の呼びかけにより設立された森林保全団体です。全国各地で展開している「more treesの森」が吸収したクレジットに特化してご紹介しています。いつ・どこで・どうやって生まれたクレジットかが分かる、顔の見えるカーボン・オフセットが可能です。実際に「more treesの森」へご訪問いただき森を知っていただくことも可能です。お気軽にお問合せください。

図 8-6 J ークレジット・プロバイダー一覧（続き）

9. 地域版クレジット制度支援

地域版Ｊークレジット制度は、新潟県と高知県が制度運営者となっている２制度が存在する。

制度管理者は、地域版Ｊークレジット制度の承認後、地域版制度運営主体により適切にプロジェクト登録及び認証が行われているかどうかを確認するため、年に１回以上実地確認等を行うこととなっており（実施要綱 3.5.4②）、下表の通り実施した。なお、実地確認はオンラインでの聞き取り調査の形式で実施した。

地域版制度運営主体が地域版制度の延長をし、再度承認を希望する場合、有効期限内に、地域版Ｊークレジット制度更新申請書を制度管理者に提出し（実施要綱 3.5.8①）、制度管理者は、更新申請書の内容及び実地確認等の結果についての運営委員会での審議を踏まえ、承認基準を満たした実施要綱を作成していること及び当該実施要綱に従って地域版制度の運営が行われていると認められる場合、再承認することとなっている（実施要綱 3.5.8②）。両県からは下表の通り再承認の申請があったので、両県制度とも文書確認（承認基準を満たした実施要綱か否か）及び実地確認（当該実施要綱に沿って運営が行われているか）を踏まえ再承認にあたり特に問題がないことを確認した。

表 9-1 2023 年度における地域版Ｊークレジット制度の状況

地方公共 団体名	制度名	更新 申請日	プロジェクト登録数（累計） クレジット認証量（累計）	実地 確認日
新潟県	新潟県版Ｊークレジット制度（新潟県における地球 温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）	2024/ 3/7	8件〔2023年度新規0件〕 27,946tCO ₂ 〔同310tCO ₂ 〕	2024/ 3/7
高知県	高知県版Ｊークレジット制度（高知県における地球 温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）	2024/ 1/22	12件〔2023年度新規0件〕 1,238tCO ₂ 〔同0tCO ₂ 〕	2024/ 2/22

10. Jークレジット制度に関する窓口の設営

10.1 問い合わせ・申請窓口

以下の事項に関する窓口として、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社サステナビリティコンサルティング第1部内に窓口（電話・メール）を設置した。

窓口を通じた問い合わせ対応実績は以下のとおり。なお、その他として分類されているものの多くは、クレジットの活用やPR方法、また、Jークレジット制度オンライン説明会に関する問い合わせであった。

今年度までの問い合わせ件数を図 10-1 各種問い合わせ図 10-1 に示す。2020年度から2022年度まで、事務局への問い合わせ件数は大幅に増加していたが、今年度は2022年度の問い合わせ件数と比較して微増となった。

近年の問い合わせ件数増加を受けて実施した、制度ホームページの改修やオンライン説明会開催等が、問い合わせ件数の削減に繋がったものと思われるが、潜在的な問い合わせ件数は依然として高い水準にあると考えられる。

表 10-1 プロジェクト登録・クレジット認証に関する問い合わせ内容

年度	支援措置	申請手続	その他	移行手続	登録簿	方法論	活用支援	マッチング支援	ソフト・審査費用支援	入札	制度全般(概要等)	pri登録の相談(要件の確認等)	クレジット活用・売買
2013	14	36	22	50	2	0	0	0	0	0	0	0	0
2014	19	58	62	9	4	28	0	0	0	0	0	0	0
2015	28	42	81	18	17	72	0	0	0	0	0	0	0
2016	6	28	121	8	12	63	6	3	15	0	0	0	0
2017	0	86	49	6	47	60	59	54	46	0	0	0	0
2018	0	0	6	0	0	0	0	0	0	36	235	86	97
2019	0	0	4	0	0	0	0	0	0	27	216	71	119
2020	0	0	11	0	0	0	0	0	0	51	477	163	183
2021	0	0	11	0	0	0	0	0	0	60	752	428	613
2022	0	0	57	0	0	0	0	0	0	25	1,137	1,026	575
2023	0	0	29	0	0	0	0	0	0	21	1,042	1,129	718

年度	新規方法論	書類作成支援	登録簿・無効化	審査費用支援	申請手続(事務的な内容)	審査関連(審査機関等からの質問)	次期登録簿システム	無効化	口座開設について(個人)	次期登録簿システム(無効化)	口座廃止	書類作成支援審査費用支援	総計
2013	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124
2014	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180
2015	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	258
2016	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	282
2017	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	407
2018	22	10	83	19	154	6	0	0	0	0	0	0	754
2019	29	13	98	30	185	0	0	0	0	0	0	0	792
2020	47	13	58	63	122	3	0	0	0	0	0	0	1,191
2021	114	27	141	49	176	10	7	2	1	2	0	0	2,393
2022	197	89	583	141	462	14	0	0	0	0	1	1	4,308
2023	220	90	355	208	593	9	0	0	0	0	0	0	4,414

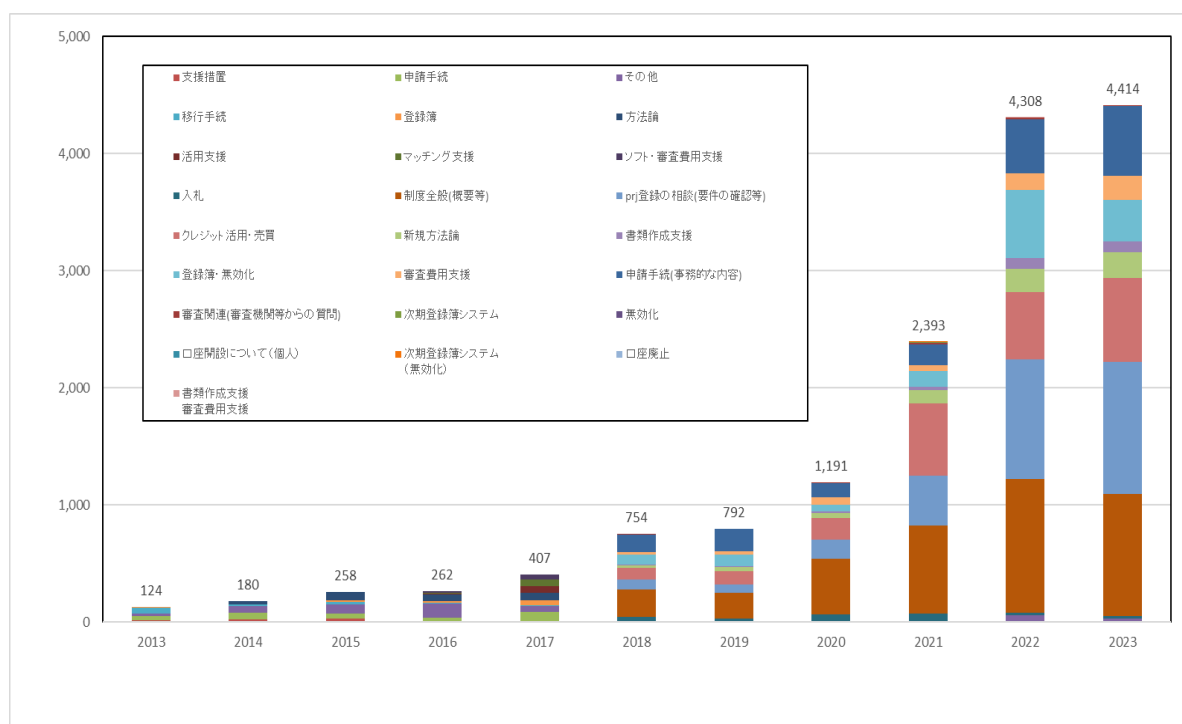


図 10-1 各種問い合わせ

10.2 申請受付実績

プロジェクト登録、クレジット認証、審査費用支援について、申請を受け付けた。申請書類は電子メールを通じた電子媒体形式での受領とし、電子媒体の型式で管理・保管を行った。

「プロジェクト登録」、「クレジット認証」、「審査費用支援」、「Ｊークレジット制度事務局で保有する書類の提供」について、申請を受け付けた。申請書類は電子メールを通じた電子媒体形式での受領とし、電子媒体の型式で管理・保管を行った。

なお、プロジェクト登録、クレジット認証に関する申請受付は、2.2 認証委員会の項目において記載しているため、以下にこれまでに整理していない「Ｊークレジット制度事務局が保有する書類の提供」の申請状況を整理する。

● Ｊークレジット制度事務局が保有する書類の提供申請状況

2023 年度はプロジェクト実施者からの書類提供申請は 3 件であった。なお、申請者はＪークレジット制度排出削減事業者が 3 件であり、申請理由は認証手続き時に書類の紛失が発覚したためである。

10.3 二重登録・認証の防止措置

プログラム型プロジェクトにおいて、クレジットの二重発行防止のために、登録／認証申請時に削減活動リストの二重登録／二重認証の確認を実施した。2018年度までは登録／認証申請後に実施していたが、二重登録／認証が発覚した場合、審査機関確認後にクレジット量の修正が発生してしまうことになるため、2018年度より登録／認証申請前に、二重登録／認証の確認期間を設定し、事務局による確認を実施している。

確認作業は、会員 40 万件レベルの大規模プログラム型プロジェクトにも対応できるよう高速化の改修を 2018 年度に行ったプロジェクト管理システムを使用し、下記の流れで実施した。

1. 審査機関への削減活動リスト送付依頼
2. 削減活動リストの受領
3. プロジェクト管理システムに格納するための資料の作成
4. プロジェクト管理システムへの削減活動リストの登録＝二重登録／認証チェック
5. 二重登録／認証チェック結果の確認
6. 二重登録／認証チェック結果の送付

上記 4 の作業におけるプロジェクト管理システムの画面イメージは、以下の通り。

The screenshot shows a web application interface for J-Credit registration. On the left is a navigation menu with links like 'ホーム', 'プロジェクト一覧', and 'プロジェクト計画'. The main area has two tabs: 'プロジェクト計画' and 'クレジット認証申請'. The 'クレジット認証申請' tab is selected, showing a form for project registration and credit certification. The form includes fields for 'プロジェクト登録番号' (P00001), 'クレジット認証番号' (P00001-06), 'ステータス' (P1), and various dates and confirmation details. A warning message at the top states: 'クレジット認証申請を新たに追加します。保存していない編集内容は破棄されます。よろしいですか?' with 'OK' and 'キャンセル' buttons.

図 10-2 クレジット認証申請された削減活動リストの登録

ダブルカウントチェック

プロジェクトの情報

プロジェクト登録番号	P00001	クレジット認証識別番号	P00001-06	削減活動機数	299436	認証委員会認証回	32
認証申請期間(1) 開始日	2017/11/01	認証申請期間(1) 終了日	2018/09/30				
方法論番号	EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入						

チェック条件の設定

<チェック期間が相手の認証申請期間と重なる>かつ<方法論番号が一致>かつ<認証委員会が指定の条件>かつ<住所マッチ度が指定の条件>または<機器番号が一致>でチェックを行います。

チェック開始日※

2007/11/01

チェック終了日※

YYYY/MM/DD (日付)

方法論番号※

AG-001 ver.2.0 豚・ブロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
AG-001 ver.2.1 豚・ブロイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
AG-001 ver.2.2 豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料
AG-002 ver.1.0 畜舎排せつ物管理方法の変更
AG-003 ver.2.0 茶葉土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰
EN-R-001 ver.1.0 バイオマス固形燃料(木質バイオマス) によ
EN-R-001 ver.1.1 バイオマス固形燃料(木質バイオマス) によ
EN-R-001 ver.1.2 バイオマス固形燃料(木質バイオマス) によ
EN-R-001 ver.1.3 バイオマス固形燃料(木質バイオマス) によ
EN-R-001 ver.1.4 バイオマス固形燃料(木質バイオマス) によ
EN-R-001 ver.1.5 バイオマス固形燃料(木質バイオマス) によ
EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入

選択状態を表示

追加>

< 除去

EN-R-002 ver.1.0 太陽光発電設備の導入
EN-R-002 ver.1.1 太陽光発電設備の導入
EN-R-002 ver.1.2 太陽光発電設備の導入

認証委員会※

過去に認証済/同一認証委員会

住所マッチ度※

70 pt 以上

ダブルカウントチェック

チェック結果

【ダブルカウントチェック】 ボタンをクリックするとチェック結果が表示されます。

閉じる

図 10-3 二重登録／認証（ダブルカウント）チェック

上記 5 の「二重登録／認証チェック結果の確認」では、プロジェクト管理システムが二重登録／認証の疑いありとして出力された内容（下記イメージ）について、次の優先順位で確認を行い、二重登録／認証の疑いがさらに濃いものを選別した。

- ① 住所マッチ度が 50%以上であるか
- ② 機器番号が一致するか
- ③ 氏名が一致するか
- ④ 型番が一致するか

ダブルカウントの可能性のある削減活動が485個見つかりました。 チェック時間: 437秒 チェック時刻: 2019/01/10 14:44:18									
チェック条件 チェック期間: 2007/11/01 ~ 2018/12/20									
チェック条件 方法論番号: EN-S-007 ver.1.0 コージェネレーションの導入									
チェック条件 方法論番号: EN-S-007 ver.1.1 コージェネレーションの導入									
チェック条件 認証委員会: 過去に認証済/同一認証委員会、 認証回: 32、 住所マッチ度: 70 pt 以上									
削減状態	削減活動番号	管理番号	削減活動実施場所	削減活動対象機器番号	認証委員会認証回	住所マッチ度	機器番号マッチ度	備考1	備考2
-	P00002-06-00	275			32	-	-		
-	P00044-01-00	14713			20	90	不一致		
-	P00044-01-00	15587			20	90	不一致		
-	P00044-02-00	14713			26	90	不一致		
-	P00044-02-00	15587			26	90	不一致		
-	P00044-03-00	14713			31	90	不一致		
-	P00044-03-00	15587			31	90	不一致		

図 10-4 二重登録／認証（ダブルカウント）チェック結果のイメージ

94

10.4 森林管理プロジェクトにおける永続性担保の確認

2023 年度初において登録されていた森林管理プロジェクト全 178 件（内訳：J-クレジットプロジェクト 76 件、J-VER 移行プロジェクト 48 件、J-VER プロジェクト 85 件）について、2022 年度における吸収量の永続性が担保されているか確認を実施した。

具体的には、実施規程（プロジェクト実施者向け）第 8 章「森林管理プロジェクトに係る特別措置」の 8.1.2「プロジェクト登録後の義務」に基づき、プロジェクト計画の登録をした範囲についてプロジェクト実施者が提出した森林経営計画又は森林施業計画、同計画認定書、伐採届及び造林届の記載内容と、プロジェクト計画書におけるプロジェクト実施地に係る記載内容とを照合し、施業の計画・履歴が整合しているか、また計画外の主伐などが行われていないかを確認した。

結果として、「森林経営計画の空白期間」35 件、「森林経営計画移行時の除外地」5 件、プロジェクト対象地の譲渡」0 件、「プロジェクト対象地の所有者変更」0 件、FSC（Forest Stewardship Council）認証案件 2 件は引き続き FSC 認証に即した森林管理を継続していることを確認した。

「森林経営計画の空白期間」、「森林経営計画移行時の除外地」が発生しているプロジェクトについては、2022 年度以前に発生し空白未解消であるプロジェクトも含め、2 件を除きやむを得ない事情であることを確認、空白期間中の永続性担保を誓約いただいた。また、残る 2 件に対してはヒアリングを実施する。

また、Jークレジット制度実施要綱「3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置」およびオフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」別紙の規定（※）に基づき、自然撓乱や、収用などの避けがたい土地転用への対処として、上記のとおり、Jークレジット制度については 102t-CO₂、J-VER 制度については 198t-CO₂ を、それぞれのバッファ管理口座から無効化口座に移転して無効化することとした。

＜森林被害に係る統計＞	面積 (ha)	蓄積 (千m ³)	割合	年次
総森林面積・蓄積 (民有林+国有林)	25,025,000	5,560,201	100.000%	2021年度末
林野火災による焼損	789		0.003%	2021年度
ほ乳動物による森林被害	4,900		0.020%	2021年度
森林病虫害等による被害 (松くい虫、カシノガキキムシ)		412	0.007%	2021年度
民有林面積	17,368,000		100.000%	2021年度末
気象災害	1,370		0.008%	2021年度
(合計)被害面積・蓄積割合 <A>			0.038%	

(出典) 林野庁『森林・林業統計要覧2023』

＜森林管理プロジェクトの累計クレジット発行情量(バッファ量を除く)＞	クレジット量 (t-CO ₂)	年次
Jークレジット制度 (J-VER制度からの移行プロジェクトを含む) 	127,659	2021年度まで
J-VER制度 <C>	519,630	2021年度まで

＜Jークレジット制度バッファ管理口座からの無効化量＞	クレジット量 (t-CO ₂)	年次
森林被害統計に基づく無効化 (自然撓乱等) <B×A>	48.6	2021年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化 (自然撓乱等)	7.8	2022年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化 (不可避の土地転用)	45.6	2022年度分
(合計)無効化量	102	
バッファ管理口座残高	無効化前 無効化後 減少率	18,142 18,040 0.6%

＜J-VER制度バッファ管理口座からの無効化量＞	クレジット量 (t-CO ₂)	年次
森林被害統計に基づく無効化 (自然撓乱等) <C×A>	197.6	2021年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化 (自然撓乱等)	0.0	2022年度分
プロジェクト実施者からの報告に基づく無効化 (不可避の土地転用)	0.0	2022年度分
(合計)無効化量	198	
バッファ管理口座残高	無効化前 無効化後 減少率	9,483 9,285 2.1%

また、J-VER 制度から Jークレジット制度への移行を行っていないプロジェクトについては、全プロジェクトがオフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」で定めるクレジット発行対象期間終了（2012 年度）後 10 年間を経過したため、J-VER 制度バッファ口座内の全クレジット（今年度無効化分を含め 9,483t-CO₂）を無効化口座に移転して無効化する（無効化時期：2024 年 3 月）。

- Jークレジット制度実施要綱「3.3 森林管理プロジェクトに係る特別措置」は、制度管理者が、森林管理プロジェクトから発行される Jークレジットのうち 3%をバッファ管理口座に確保し、自然撓乱や収用などの避けがたい土地転用が生じた場合、それまでに発行した量と同量のクレジットをバッファ管理口座から無効化口座に移転することを定めている。
- オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則「⑧-2 吸収プロジェクトに係る特別措置」別紙は、制度事務局がバッファ管理口座を保有して、森林管理プロジェクトにより発行されるクレジットから補填用クレジットの確保し、プロジェクト対象地において自然撓乱や避けがたい土地転用が発生した場合、CO₂ 吸収効果消失量分をバッファ管理口座から無効化口座に移転することを定めている。

10.5 打合せの開催

事業の円滑な運営のため、関係者間（経済産業省、環境省、農林水産省、林野庁、みずほリサーチ&テクノロジーズ）での打ち合わせを実施した。打ち合わせでは、時宜に応じた議事とともに問い合わせへの対応状況等を共有した。開催状況は以下のとおり。

表 10-2 定例打合せの日時と主な議題

日時	主な議題
2023 年 5 月 18 日	・ 第 31 回運営委員会
2023 年 6 月 15 日	・ 第 55 回認証委員会
2023 年 6 月 19 日	・ 第 31 回運営委員会
2023 年 8 月 21 日	・ 第 56 回認証委員会
2023 年 9 月 29 日	・ 第 32 回運営委員会
2023 年 10 月 31 日	・ 第 57 回認証委員会
2023 年 11 月 30 日	・ 第 33 回運営委員会
2023 年 12 月 4 日	・ 第 33 回運営委員会
2024 年 1 月 12 日	・ 第 58 回認証委員会
2024 年 2 月 5 日	・ 第 34 回運営委員会
2024 年 2 月 19 日	・ 第 34 回運営委員会
2024 年 2 月 27 日	・ 第 34 回運営委員会
2024 年 3 月 1 日	・ 第 59 回認証委員会

11. 関係者との連絡体制の構築と情報共有の実施

制度文書の改定情報や委員会開催スケジュール、書類作成支援・審査費用支援のスケジュールや、クレジット入札販売の案内等について、以下の通り制度参加事業者へ周知を行った。

表 11-1 制度参加事業者への情報共有

日時	主な周知内容
2023 年 4 月 5 日	・ 初めてカーボン・オフセットに取り組む事業者向け案内ページ新設 ・ カーボン・オフセット実施マニュアルの新規作成 ・ 2023 年度 第 14 回入札販売（4-5 月頃）のお知らせ
2023 年 4 月 20 日	・ 第 14 回入札販売のご案内 ・ 認証委員会開催情報 ・ 2023 年度の各種支援について
2023 年 7 月 7 日	・ 持続可能性要件に関する様式の追加について ・ 第 30 回、第 31 回運営委員会の開催について ・ 第 14 回入札販売の結果について ・ 2023 年度の審査費用支援予算の執行状況について ・ 制度事務局の問い合わせ受付時間の変更について
2023 年 7 月 10 日	・ 東証からのお知らせ：カーボン・クレジット市場の参加者登録申込みの受付開始について
2023 年 10 月 18 日	・ 今後の委員会開催予定 ・ カーボン・オフセットロゴを新たに公開 ・ オフセット・クレジット（J-VER）の新規発行申請の受付終了
2023 年 12 月 4 日	・ 第 32 回運営委員会の結果について ・ 今後の委員会開催予定 ・ J-クレジット オンライン説明会について
2024 年 1 月 24 日	・ 第 33 回運営委員会の結果について ・ 今後の委員会開催予定 ・ J-クレジット オンライン説明会について ・ 問い合わせ窓口のメールアドレス変更のお知らせ

12. Jークレジット制度の普及促進

12.1 Jークレジット制度の説明会

Jークレジット制度事務局主催で「Jークレジット制度オンライン説明会」を計10回開催した。Jークレジット制度概要をはじめ、吸収系、削減系、農業系プロジェクトの概要、クレジット創出方法、販売及び購入方法等の情報提供や、活用方法、活用事例について説明を行った。説明会開催後でも多くの方が閲覧できるよう、オンラインの配信動画及び説明資料を制度ホームページに掲載した。各回のテーマ及び公開日時を下記に示す。

オンライン説明会各回のテーマ

開催日	内容	説明動画の視聴時間目安
2023/11/20	制度概要およびクレジット創出概要	制度概要
		登録からクレジット発行までの流れ
		プロジェクト登録要件
		プログラム型プロジェクトについて
		登録、認証、活用実績
		売買の方法
2023/11/27	吸収系プロジェクト概要	森林管理プロジェクト 概要（方法論、対象となる森林について）
		吸収量・排出量の算定 I 吸収量・算定量の算定対象
		吸収量・排出量の算定 II 生木の吸収量・算定量の算定方法
		吸収量・排出量の算定 III 伐採木材に係る吸収量・算定量の算定方法
		再造林方法論
2023/12/4	削減系プロジェクト概要	EN-S-007：コージェネレーションの導入（方法論の概要）
		EN-S-007：コージェネレーションの導入（作成例紹介）
		EN-R-001：バイオマス（方法論の概要）
		EN-R-001：バイオマス（作成例紹介）
		EN-R-002：太陽光（方法論の概要）
		EN-R-002：太陽光（作成例紹介）
2023/12/11	農業系プロジェクト概要（バイオ炭、水田中干）	AG-004：バイオ炭（プロジェクト概要）
		AG-004：バイオ炭（組成・運用に係るポイント）
		AG-005：水田中干（プロジェクト概要）

		AG-005：水田中干（組成・運用に係るポイント）	10 分
2023/12/18	新規方法論策定概要	策定までの流れ、スケジュール、支援制度	8 分
		策定の前提条件	8 分
		排出削減プロジェクト・森林管理プロジェクト	13 分
2023/12/25	クレジット活用	Jークレジットの使い方	11 分
		初めてカーボンオフセットに取り組む方へ	10 分
		Jークレジットに関連するロゴマークのご案内	3 分
2024/1/15	プロバイダー概要	クレジットの売買・仲介について Jークレジット・プロバイダー	7 分
		プロバイダー紹介 株式会社イトーキ様	6 分
		プロバイダー紹介 株式会社ウェイトボックス様	4 分
		プロバイダー紹介 クレアトゥラ株式会社様	6 分
		プロバイダー紹介 株式会社バイウィル様	10 分
		プロバイダー紹介 ブルードットグリーン株式会社様	5 分
		Jークレジット・プロバイダー登録申請の手続き	5 分
2024/1/22	審査機関による審査概要	一般社団法人 日本能率協会 ・企業紹介 ・審査の流れ ・審査のポイント	2 分
		ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社 ・企業紹介 ・審査の流れ（妥当性確認と検証）	13 分
		ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社 審査のポイントと準備資料 （森林経営活動）	10 分
		ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社 審査のポイントと準備資料 （削減系プロジェクト）	8 分
		ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社 審査のポイントと準備資料 （バイオ炭の農地施用）	9 分
2024/3/5	審査機関登録について（ISO14065 認定） ※動画は公開準備中		35 分

2024/3/7	クレジット活用事例の紹介 ※動画は公開準備中	★3/7 公開後に追記します ＜活用事例①＞ 株式会社シンテン様	25 分
		＜活用事例②＞ トヨタユニテッド静岡株式会社様	20 分

また、講演依頼のあった以下のセミナーやシンポジウムにおいて、Ｊークレジット制度概要、クレジット創出・活用事例に関して紹介を行った。

開催日	主催者、名称	内容
2023 年 9 月 5 日	ふくい農林水産支援センター 「ふくい農林水産支援センター主催研修会」	Ｊークレジット制度の森林管理プロジェクトについて
2023 年 10 月 3 日	岩手県「Ｊークレジット普及促進セミナー」	Ｊークレジット制度の森林管理プロジェクトについて
2023 年 11 月 17 日	新潟市「Ｊークレジットを活用した田園型循環都市の実現に向けた勉強会」	全国のＪークレジット創出・活用事例について
2023 年 12 月 24 日	一般社団法人全国農業改良普及支援協会 「グリーンな栽培体系の取組報告会」	Ｊークレジット制度概要及び農業分野方法論について

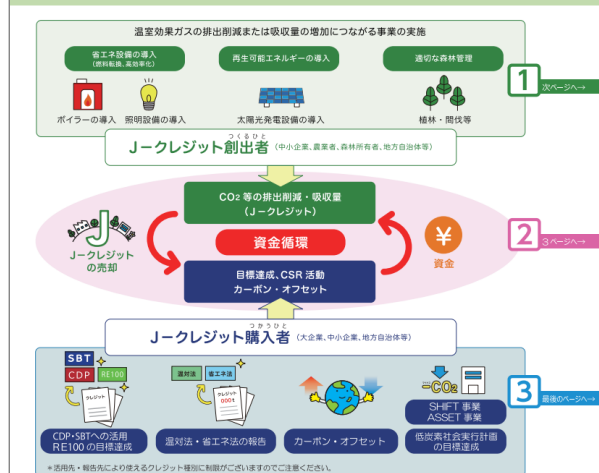
12.2 パンフレットの作成とホームページへの掲載

制度パンフレットの基本デザインは昨年度までの内容を基本とし、問い合わせ先を更新した。昨年度まではパンフレットの印刷を主目的として表紙・裏表紙と中面見開きの２ページ構成としていたところ、ホームページ上での閲覧と印刷の双方に対応可能な片面１ページの合計４ページに再編成した。

昨年度実開催の説明会がほとんど発生しなかったことを受け、昨年度に引き続き今年度もパンフレットの印刷は行わず、Ｊークレジット制度ホームページへパンフレットの PDF ファイルを掲載することで周知を図り、パンフレットの利用を促進した。

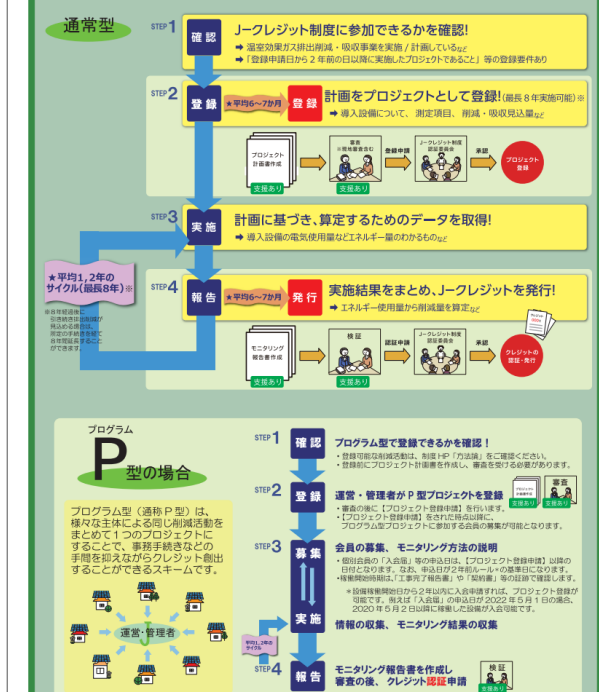
今年度のパンフレットを次に示す。

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。



認証されたクレジットは、購入することができ、温対法報告における排出係数の調整やカーボン・オフセット等、さまざまな用途に活用できます。また、クレジット購入代金は、クレジット創出者に還元され、さらなるCO₂等の排出削減・吸収の取組や、地域活性化等に活かすことができます。

1 クレジットを創る



2 クレジットを売る／買う

J-クレジットは、「相対取引」と「入札販売」の2つの方法で売買できます。
「J-クレジット制度HP」に、売り出しクレジット一覧、今後の入札予定、過去の入札結果等を掲載しています。



相対取引

売りたい方と買いたい方との相対取引で、クレジットの売買価格と売買量を決めます。

J-クレジット制度HPを利用する場合



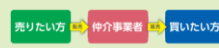
売り出しクレジット一覧で
需出事業者（希望者のみ）による
希望売出価格をご買いただけます！
<https://japancredit.go.jp/sale/>



クレジット保有者と直接取引する場合

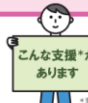


仲介事業者を利用する場合



・仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）で
クレジットの売買価格と売買量を決めます。
*J-クレジット・2024年1月～

注：制度管理者・制度事務局は、相対取引には関わっていません。



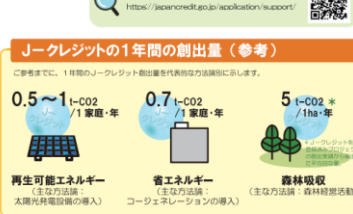
- 書類作成支援
- 審査費用支援

プロジェクト計画書の作成支援や、審査機関にプロジェクト計画書・モニタリング報告書を作成してもらう際の費用の支援が受けられます。支援条件がありますので、各種支援の詳細は「J-クレジット制度HP」を参照いただくか、事務局にお問い合わせください。

クレジットの考え方



J-クレジットの1年間の創出量（参考）



3 クレジットを使う

活用方法や活用事例は、
「活用方法」「取組の法」「マーク」「事業
報告」で確認できます。ご参照ください。
J-クレジット制度HP：活用事例一覧
https://japancredit.go.jp/case_search/

再エネ発電・再エネ熱由来のJ-クレジットはCDP質問書・SBTでの報告、再エネ発電由来のJ-クレジットはRE100達成のための再エネ削減量として活用できます

CDPとは 投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的なNGO。気候変動等に関する事業リスクについて、企業がどのように対応しているか、質問書形式で調査し、回答したうえで公表するもの。
SBTとは パリ協定の気候目標と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。
RE100とは 事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的なイニシアティブ。

温対法の排出量調整、電気事業者の排出係数調整に活用できます

温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）における排出量報告の調整に活用できます。
また、電気事業者が、温対法の算定・報告・公表制度で公表される電気事業者別排出係数や、メニュー別の排出係数の調整に活用できます。

カーボン・オフセットに活用できます

環境への貢献PR、企業や製品の差別化、ブランディングに利用可能です。
CO₂を削減しない活動（オンライン含む）の実施のため、CO₂排出量の測定ツールをホームページでご紹介しています。

カーボン・オフセットスキーム（how to）は、こちらをご確認ください。
<https://japancredit.go.jp/case/scheme/>

お問合せ先

制度全般に関するお問合せ

国内クレジット、J-VER もこちらへ！
みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社
サステナビリティ・コンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局
TEL: 050-3173-8916 / E-mail: jcre-info@mizuho-rt.co.jp
【受付時間】 平日（月～金）10:00～12:00 / 13:30～17:00

関係省庁

- 環境省 大臣官庁環境経済課 市場メカニズム室 TEL: 03-5521-8324
- 経済産業省 環境政策課 GX推進企画室 TEL: 03-3501-1679
- 農林水産省 環境・バイオマス政策課 地球環境対策室 TEL: 03-6744-2473
- 林野庁 森林利用課 森林吸収源推進班 TEL: 03-3502-8240

J-クレジット制度ホームページ <https://japancredit.go.jp/> J-クレ 検索

2024年1月時点 (C) 2024 J-クレジット制度事務局

制度パンフレット

13. J-クレジット制度の活性化及び運営効率化に資する調査研究

13.1 制度簡素化に関する調査

13.1.1 ポジティブリストに関する調査

① 既存ポジティブリストの確認

方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）及び方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）において、追加性（経済的障壁及び一般慣行障壁）の評価を省略することができる方法論がポジティブリスト化されており、2023年度においては18の方法論が対象となっている。

- EN-S-001 ボイラーの導入（家庭部門における新設プロジェクトに限る）
- EN-S-006 照明設備の導入（家庭部門における電球型LEDランプの新設プロジェクトに限る）
- EN-S-007 コージェネレーションの導入（家庭部門に限る）
- EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入（家庭部門に限る、リース契約を含む）
- EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入（家庭部門における新設プロジェクトに限る）
- EN-S-024 テレビジョン受信機の更新（家庭部門における、かつベースライン設備効率としてトップランナー基準を適用するプロジェクトに限る）
- EN-S-040 省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修（省エネルギー住宅を新設する場合に限る）
- EN-S-044 水素燃料電池車の導入（非再生可能エネルギー由来水素利用）（家庭部門に限る、リース契約を含む）
- EN-R-002 太陽光発電設備の導入（家庭部門に限る）
- EN-R-002「太陽光発電設備の導入」において追加的に導入される設備（家庭部門に限る、出力制御対応機能付きパワーコンディショナーを除く）
- EN-R-011 水素燃料電池車の導入（再生可能エネルギー由来水素利用）（家庭部門に限る、リース契約を含む）
- IN-002 麻酔用N₂Oガス回収・分解システムの導入
- AG-001 アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- AG-004 バイオ炭の農地施用
- AG-005 水稻栽培における中干し期間の延長
- AG-006 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌

- FO-001 森林経営活動（主伐が計画されていない、又は全ての主伐が計画されているプロジェクト実施地で再造林が計画されている場合に限る）
- FO-002 植林活動
- FO-003 再造林活動

ポジティブリストについては、原則として1年ごとに確認し、必要に応じて見直すこととされており、前回確認から1年が経過したため確認を実施した。なお、方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）及び方法論策定規程（森林管理プロジェクト用）において、追加性を有する蓋然性が高いか否かは、「原則として、方法論の対象となるプロジェクトが追加性を有する信頼度が95%以上かどうかで判断する。」と規定されている。

ポジティブリスト化されている18の方法論について、追加性を有する蓋然性を確認した結果は以下の通りであり、現行のポジティブリストを次年度も継続しても問題ないと考えられる。

表 13-1 ポジティブリスト見直しの結果

方法論	見直し結果
EN-S-001 「ボイラーの導入」 (家庭部門における新設プロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報からボイラーの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
EN-S-006 「照明設備の導入」 (家庭部門におけるLEDランプの新設プロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から電球型LEDランプの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
EN-S-007 「コージェネレーションの導入」 (家庭部門に限る)	補助金情報から投資回収年数の実績を確認した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
EN-S-012 「電気自動車の又はプラグインハイブリッド自動車の導入」 (家庭部門に限る、リース契約含む)	プログラム型プロジェクトにおける投資回収年数の実績を確認した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
EN-S-016 「冷凍・冷蔵設備の導入」	公知の価格情報、設備情報から各容量帯における電気冷蔵庫、電気冷凍庫の投資回収年数を推定した結果、95%以上

(家庭部門における新設プロジェクトに限る)	の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-024 「テレビジョン受信機の更新」 (家庭部門における、かつベースライン設備効率としてトップランナー基準を適用するプロジェクトに限る)	公知の価格情報、設備情報から液晶テレビの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-S-040 「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」 (省エネルギー住宅を新設する場合に限る)	公知の価格情報、補助金情報から省エネルギー住宅を新設する場合の投資回収年数を推定した結果、追加性(経済的障壁)を有する蓋然性は十分に高いことが確認された。	
EN-S-044 「水素燃料電池車の導入(非再生可能エネルギー由来水素利用)」 (家庭部門に限る、リース契約を含む)	公知の価格情報、設備情報から水素燃料電池車の投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」 (家庭部門に限る)	「調達価格等算定委員会：第91回配布資料に掲載のシステム費用(万円 / kW)に基づき投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。	
EN-R-002 「太陽光発電設備の導入」において追加的に導入される設備 (家庭部門に限る、出力制御対応機能付きパワーコンディショナーを除く)	蓄電池	公知の価格情報、設備情報からパワコンの投資回収年数を推定した結果、95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	電気自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む)	公知の価格情報、設備情報からEV(PHEV含む)の投資回収年数を推定した結果、設備導入に伴う排出削減効果及び再エネ電力の自家消費に伴う排出削減効果、それぞれについて95%以上の信頼度で追加性を有することが確認された。
	貯湯槽付きヒートポンプ(エ	公知の価格情報、設備情報からエコキュートの投資回収年数を推定した結果、再

	コキュート)	エネ電力の自家消費に伴う排出削減効果については、 95%以上の信頼度 で追加性を有することが確認された。但し、エコキュートの導入自体の排出削減効果(≡省エネ効果)を対象とする場合には、当該排出削減活動について個別に追加性評価を実施する必要がある。
EN-R-011 「水素燃料電池車の導入(再生可能エネルギー由来水素利用)」 (家庭部門に限る、リース契約を含む)	公知の価格情報、設備情報から水素燃料電池車の投資回収年数を推定した結果、 95%以上の信頼度 で追加性を有することが確認された。	
IN-002 「麻酔用 N2O ガス回収・分解システムの導入」	本方法論を適用するプロジェクトは、プロジェクト実施に際してイニシャルコストが必要であり、かつ、プロジェクト実施前後でランニングコストの上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。	
AG-001 「アミノ酸バランス改善飼料の給餌」	飼料を購入する際、畜産農家は「粗タンパク含有率(CP値)」を重要な判断指標としており、栄養価・付加価値がこの値に比例するとみなす傾向にある。アミノ酸バランス改善飼料の場合、CP値が慣用飼料と比して低くなるため畜産農家が低品質品と懸念し、購入を控える傾向が高いという障壁(一般慣行障壁)が引き続き存在する。そのため、本方法論を適用するプロジェクトは、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。	
AG-004 「バイオ炭の農地施用」	バイオ炭の農地への施用と収穫量の増加については、未だ明確な関係性が報告されていない。そのため、本方法論を適用するプロジェクトは活動量あたりのランニングコスト上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。	
AG-005 「水稻栽培における中干し期間の延長」	中干し期間の延長により過剰乾燥による根の障害や冷害が起こり、収量減を招くリスクがあり、本来の営農上の目的以上に中干し期間を延長することはないため、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。	
AG-006 「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」	慣行飼料に比べ追加コストが発生する。また、肥育期間の短縮は、肉用牛への市場価値に影響があると考えられており、肥育期間短縮や増体効果によりBMSナンバーへの影響も確認されていることから、追加性を有する蓋然性が高いと判断される。	

FO-001 「森林経営活動」 (主伐が計画されていない、又は全ての主伐が計画されているプロジェクト実施地で再造林が計画されている場合に限る)	公知の価格情報、補助金情報から主伐を行わない場合及び主伐後再造林を行う場合の、林業経営収支を推定した結果、追加性（経済的障壁）を有する蓋然性は十分に高いことが確認された。
FO-002 「植林活動」	本方法論を適用するプロジェクトは、プロジェクト実施に際してイニシャルコストが必要であり、かつ、プロジェクト実施前後でランニングコストの上昇が確実であることから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。
FO-003 「再造林活動」	植栽から林齢 16 年生までは収入が見込まれないことから、追加性を有する蓋然性は高いと判断される。

なお、設備の導入が「経済的障壁を有する蓋然性が高いため追加性の評価は不要」とされている方法論に係る追加性評価の省略可否の判断は、“新品”を取り扱う価格情報サイト、国の統計資料、補助金受給者のデータ等によって確認されており、“中古品”を導入する場合も含めて追加性評価の要否を判断することは適切でないため、上記に該当する追加性評価の省略は、中古品を導入する場合は対象外とした。

- EN-S-001 ボイラーの導入
- EN-S-006 照明設備の導入
- EN-S-007 コージェネレーションの導入
- EN-S-012 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
- EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入
- EN-S-024 テレビジョン受信機の更新
- EN-S-044 水素燃料電池車の導入
- EN-R-002 太陽光発電設備の導入
- EN-R-011 水素燃料電池車の導入

I. EN-S-001 ボイラーの導入における投資回収年数分布

家庭部門にボイラーを新設する場合について、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、投資回収年数は 5.4 年と推定された。つまり、ボイラーにおいては、95%以上の設備について、投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

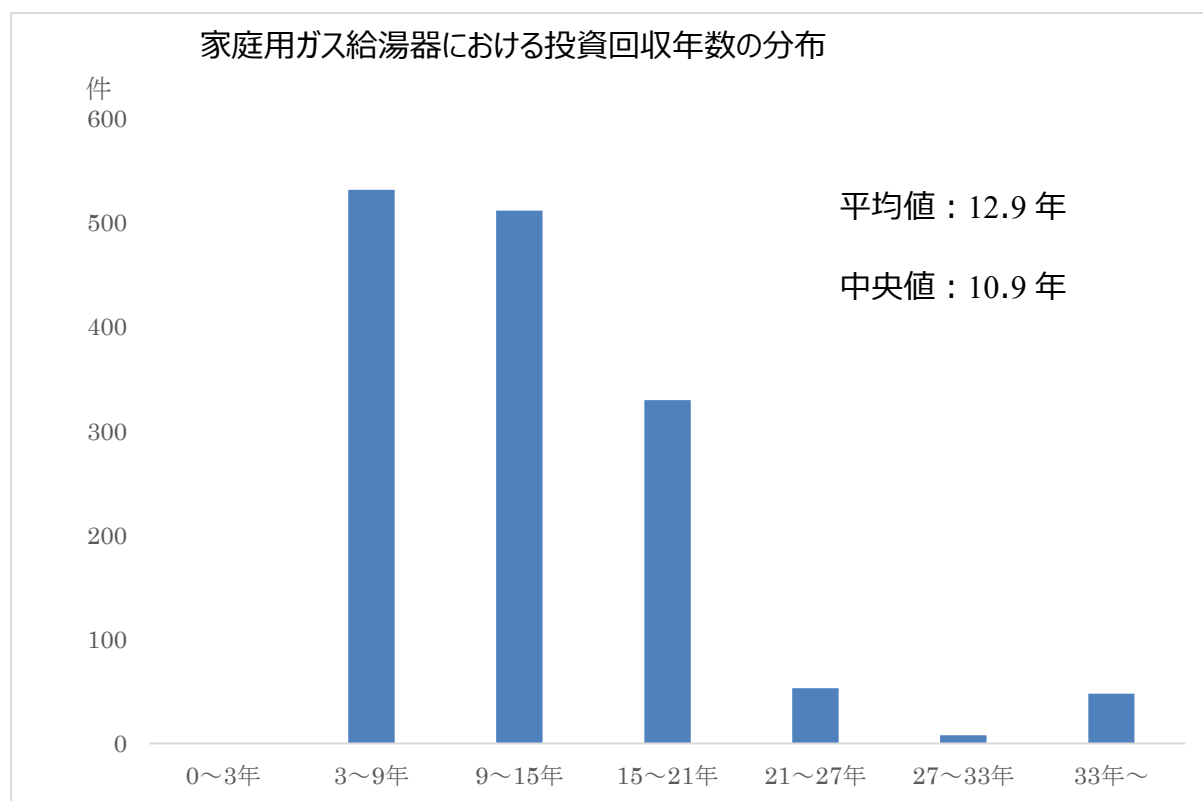


図 13-1 ボイラーにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-2 ボイラーの投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	設備価格：省エネ性能カタログ 2023 年版に掲載の省エネ基準達成率が 101% 以上の製品について、価格.com より最安値 3 価格又はメーカーの希望小売価格（サンプル数 1483）
設備利用率	80.4% （トップランナー基準（ガス給湯器）より）
ガス料金	都市ガス 156 円/m ³ 、LP ガス 706 円/m ³ （省エネ性能カタログ 2023 年版想定値）

II. EN-S-006 照明設備の導入における投資回収年数分布

家庭部門に電球型 LED ランプを新設する場合について、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、投資回収年数は 7.3 年と推定された。つまり、電球型 LED ランプにおいては、95%以上の設備について、投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

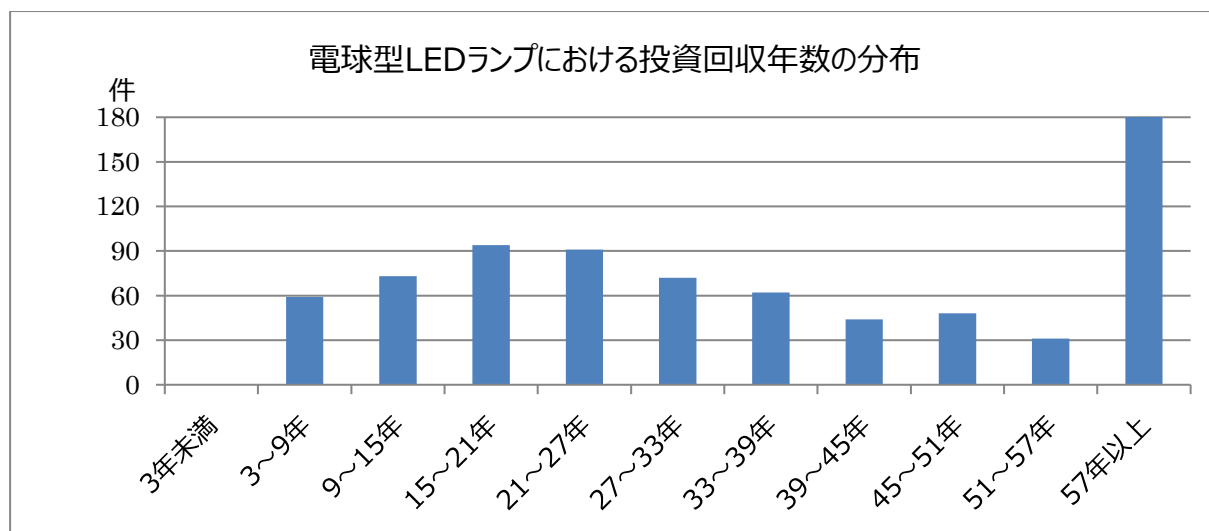


図 13-2 電球型 LED ランプにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-3 電球型 LED ランプの投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電球型 LED ランプ
設備価格	省エネ性能カタログ 2023 年版に掲載の省エネ基準達成率が 101%以上の製品について、価格.com より最安値 3 価格 (サンプル数 914)
ベースライン 効率	昼光色・昼白色・白色 : 110 lm / W 温白色・電球色 : 98.6 lm / W (トップランナー基準 (電球型 LED ランプ) より)
電力単価	27.31 円 / kWh (資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照)
点灯時間	2,000 時間 / 年 ((一社) 日本照明工業会 : 技術資料 114「照明経済計算方法」より)

III. EN-S-007 コージェネレーションの導入における投資回収年数分布

住宅用燃料電池について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 11.5 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

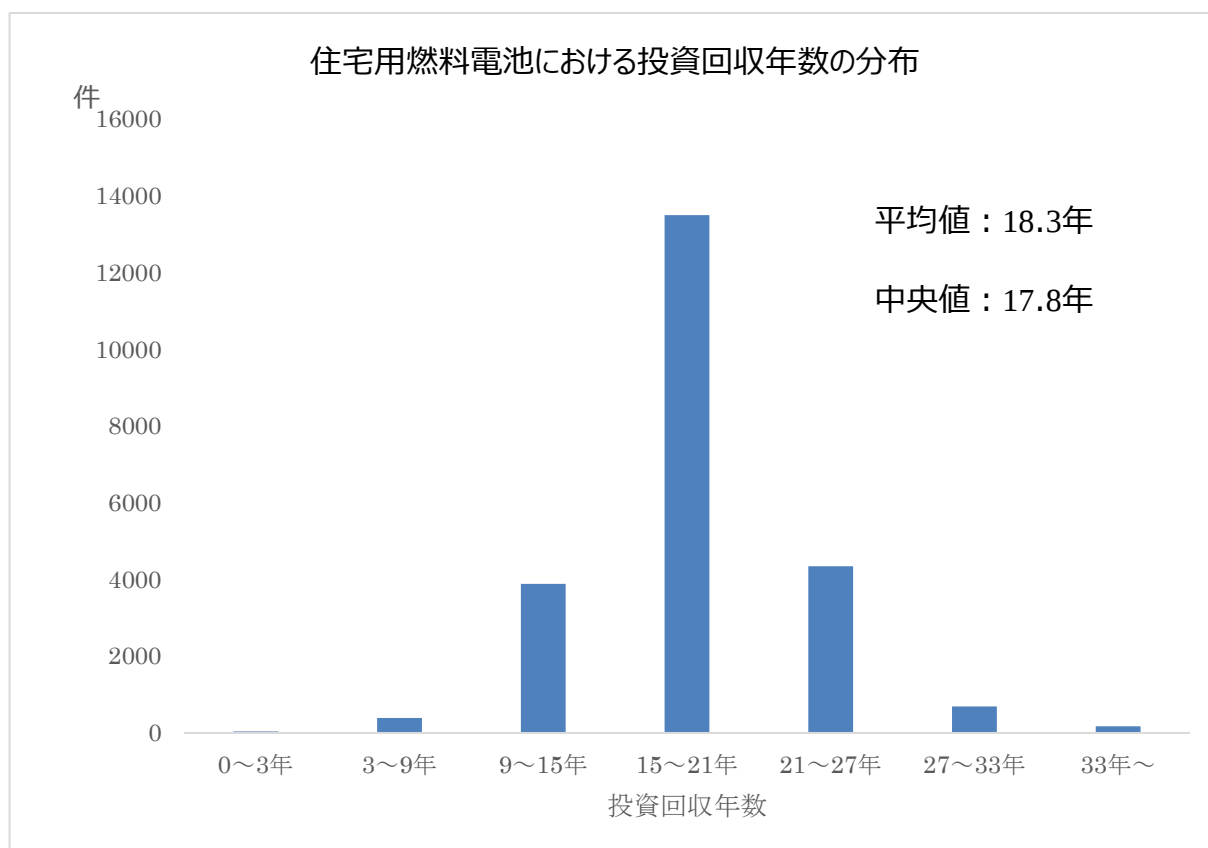


図 13-3 住宅用燃料電池における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-4 住宅用燃料電池の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	2022 年新規導入者 (令和 4 年度補正「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」受給者)
設備利用率	72.4% (発電コスト検証ワーキンググループ想定値)
ガス料金	基本料金：5,188.0 円 /GJ (2022 年小売物価統計調査より、「都市ガス代」の全国単純平均値)
電力単価	27.31 円 / kWh (資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照)

IV. EN-S-012 電気自動車の導入における投資回収年数分布

家庭で導入される電気自動車について、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する車両の場合、投資回収年数は 5.1 年と推定された。つまり、95%以上の車両について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。リース契約の場合についても別途計算を行い、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する車両の場合、投資回収年数は 7.6 年と推定された。

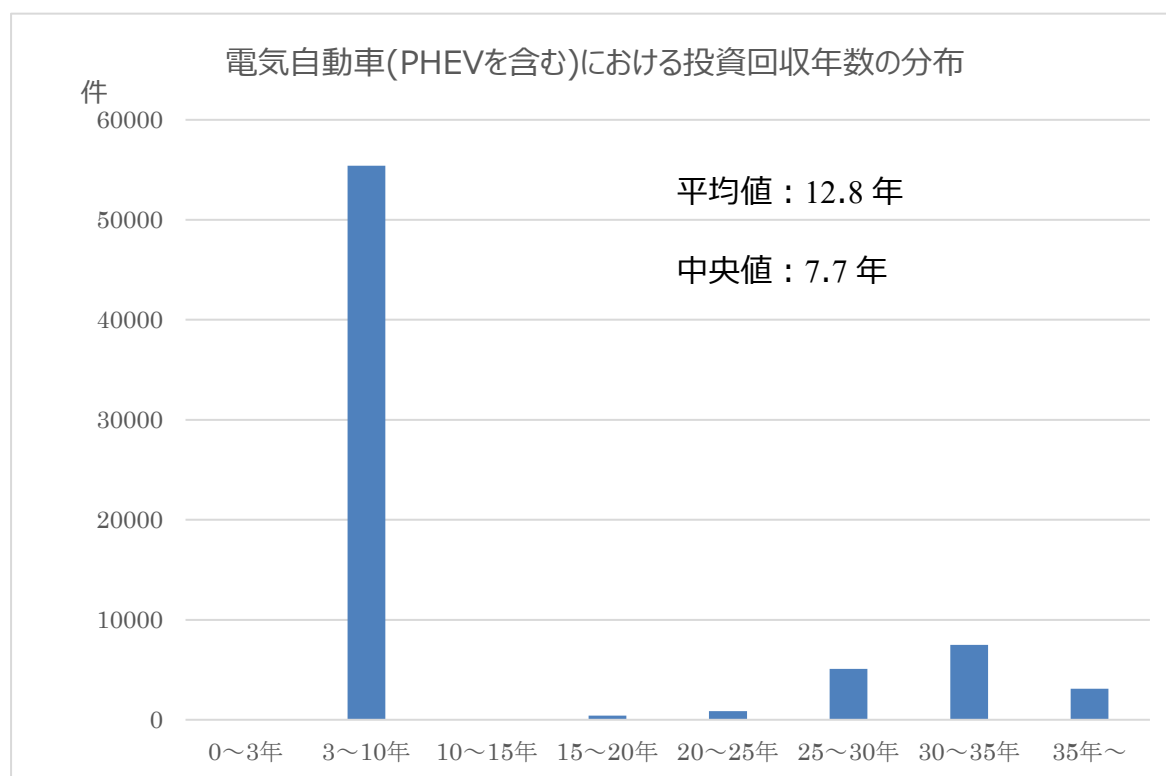


図 13-4 電気自動車における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-5 電気自動車の投資回収年数算定に係る前提条件

調査対象	調査対象 : 2022/09~2023/08 新規導入者 (クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金受給者)
年間走行距離	7,912km (2022 年度 J-グリーンリンクエージ倶楽部実績値)
ガソリン価格	平均 172.9 円 / ℓ (資源エネルギー庁 2023 年石油製品価格調査より、全国平均の「ガソリン」単価)
電力単価	27.31 円 / kWh (資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照)

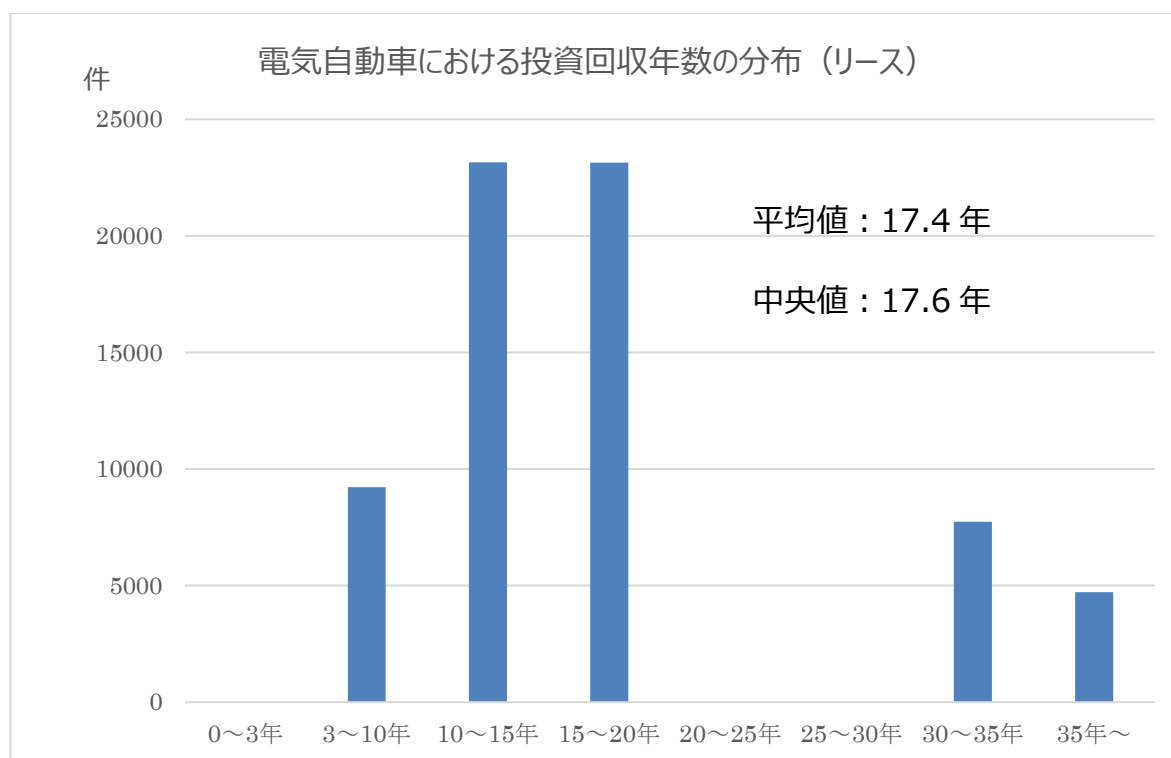


図 13-5 電気自動車（リース契約）における投資回収年数の分布

表 13-6 電気自動車（リース契約）における投資回収年数に係る前提条件

調査対象	調査対象：2022/09～2023/08 新規導入者の内、国内外 12 メーカー車両導入者（クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金受給者）
年間走行距離	7,912km （2022 年度 J-グリーンリンクエージ倶楽部実績値）
ガソリン価格	平均 172.9 円 / ℓ （資源エネルギー庁 2023 年石油製品価格調査より、全国平均の「ガソリン」単価）
電力単価	27.31 円 / kWh（資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照）

V. EN-S-016 冷凍・冷蔵設備の導入における投資回収年数分布

家庭用電気冷蔵庫、家庭用電気冷凍庫について、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、投資回収年数はそれぞれ 13.1 年、6.3 年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

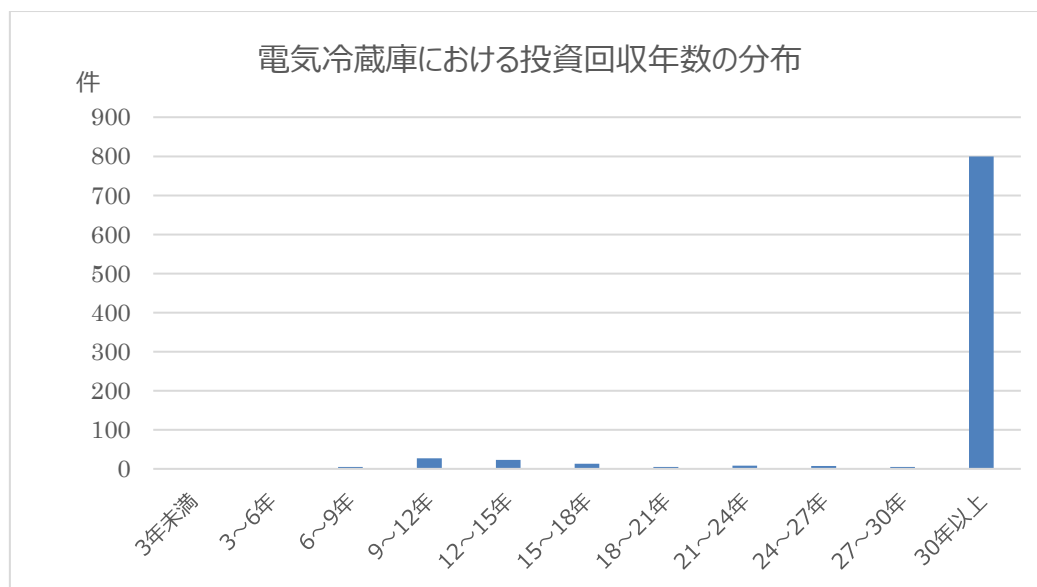


図 13-6 電気冷蔵庫における投資回収年数の分布

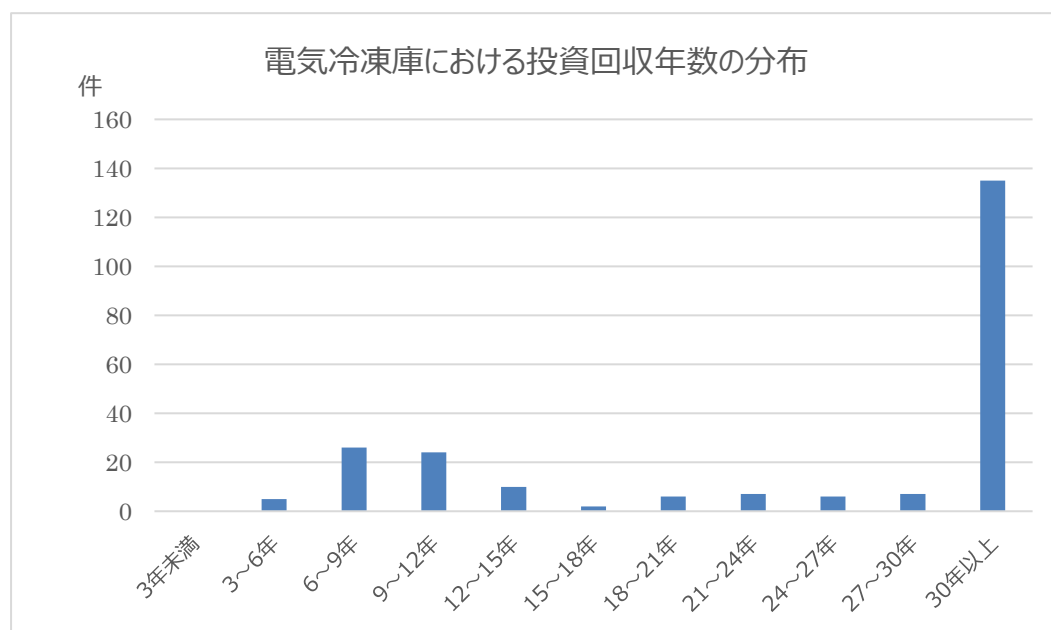


図 13-7 電気冷凍庫における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-7 電気冷蔵庫・電気冷凍庫の投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電気冷蔵庫	電気冷凍庫
設備価格	省エネ性能カタログ 2023 年版に掲載の省エネ基準達成率が 101%以上の製品について、価格.com より最安値 3 価格(サンプル数 893)	省エネ性能カタログ 2023 年版に掲載の省エネ基準達成率が 101%以上の製品について、価格.com より最安値 3 価格(サンプル数 228)
ベースライン効率	対象設備(電気冷蔵庫)の年間消費電力量に係るトップランナー基準	対象設備(電気冷凍庫)の年間消費電力量に係るトップランナー基準
電力単価	27.31 円 / kWh (資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照)	

VI. EN-S-024 テレビジョン受信機の更新における投資回収年数分布

液晶テレビについて、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、投資回収年数は 53.2 年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

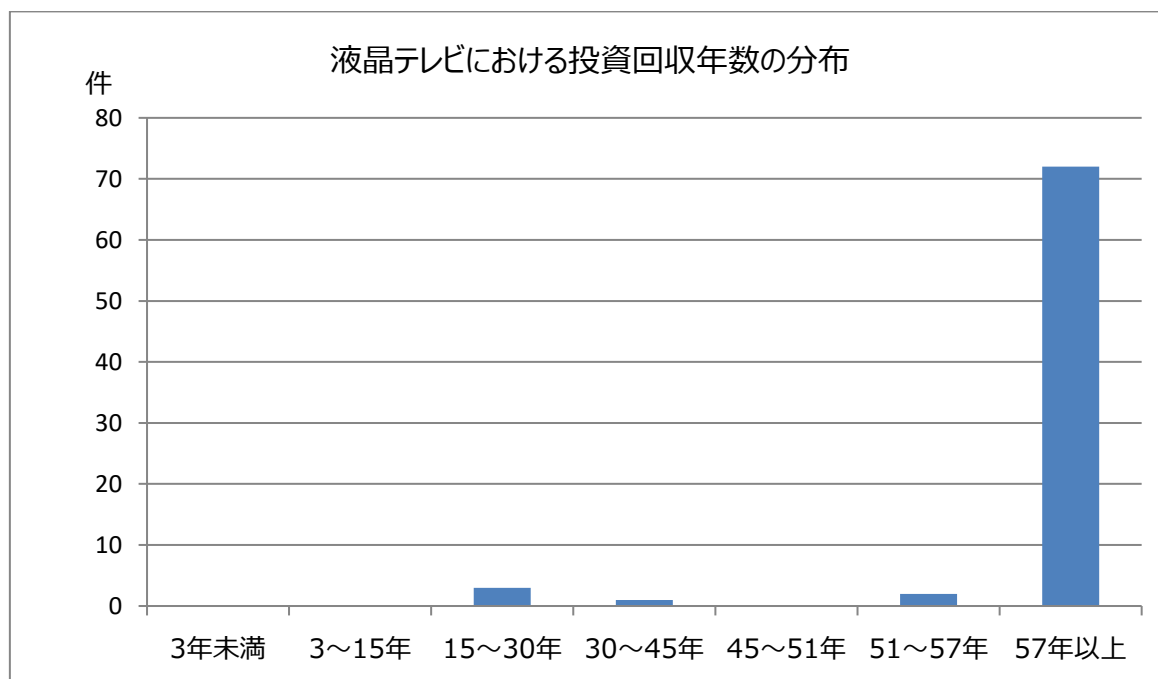


図 13-8 液晶テレビにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-8 液晶テレビの投資回収年数算定に係る前提条件

項目	電気冷蔵庫
設備価格	省エネ性能カタログ 2023 年版に掲載の省エネ基準達成率が 101%以上の製品について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 72）
ベースライン効率	対象設備の年間消費電力量に係るトップランナー基準（テレビジョン受信機）
電力単価	27.31 円 /kWh（資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照）

VII. EN-S-040 省エネルギー住宅の新築における投資回収年数

省エネ住宅を新築するプロジェクトでは、下記の保守的な仮定をおいても投資回収年数が 8.6 年と 3 年よりも十分長く、投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

表 13-9 省エネルギー住宅の新築における投資回収年数

項目	想定値	備考
1平米あたり新築工事費	10 万円	建築着工統計（2023年）に因れば新築住宅（一戸建、長屋建、集合住宅）の1平米あたり工事費予定額は平均23万円 主な構造別（木造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）で最も安価なのは木造で、19万円 →10万円に切り下げ想定値に採用
新築1戸あたり床面積	60 平米	建築着工統計（2023年）に因れば新築住宅（一戸建、長屋建、集合住宅）の1戸あたりの床面積は平均78平米 都道府県別で1戸あたりの床面積が最小なのは東京都で、65平米 →60平米に切り下げて想定値に採用
投資総額	600 万円	一般に省エネ住宅は通常より工事費が高いと考えられるので、その点でも左記金額は保守的（少なめ）
ZEH補助金	100 万円	ZEH基準を満たす上に更なる省エネ仕様となっている場合に受給可（ZEH：55万円/戸、ZEH+：100万円/戸） ZEH+の補助金額を採用し保守的に算定
追加補助額	157 万円	蓄電システム、V2H、燃料電池、太陽熱利用温水システム【空気式】を導入した際の追加補助額 条件をすべて満たした場合である受給額の最大値を採用し、保守的に算定
補助金総額	257 万円	極めて高度な省エネ使用の住宅を新築する場合の最大限の需給を想定しており、左記金額は保守的（多め）
投資総額	343 万円	投資額、補助金額ともに保守的に想定しており、左記金額も保守的（少なめ）
ベースライン住宅の光熱費	40 万円/年	家計調査（2023年度）によれば2人以上の世帯の光熱・水道（電気代、他の光熱など）は平均286262円/年 収入階級別で光熱費が最も多いのは年収1500万円超の世帯で、平均348931円/年 →40万円/年に切り上げて想定値に採用
ランニングコスト削減額	40 万円/年	プロジェクト実施後の光熱費が0円になったと、保守的に想定
投資回収年数	8.6 年	経済的障壁を有する判断基準は3年以上

VIII. EN-S-044 水素燃料電池車の導入（非再生可能エネルギー由来水素利用）及び EN-R-011 水素燃料電池車の導入（再生可能エネルギー由来水素利用）における投資回収年数分布

家庭部門における水素燃料電池車（リースを含む）について、販売されている全ての製品で投資回収年数が 20 年以上と 3 年よりも十分長く、投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

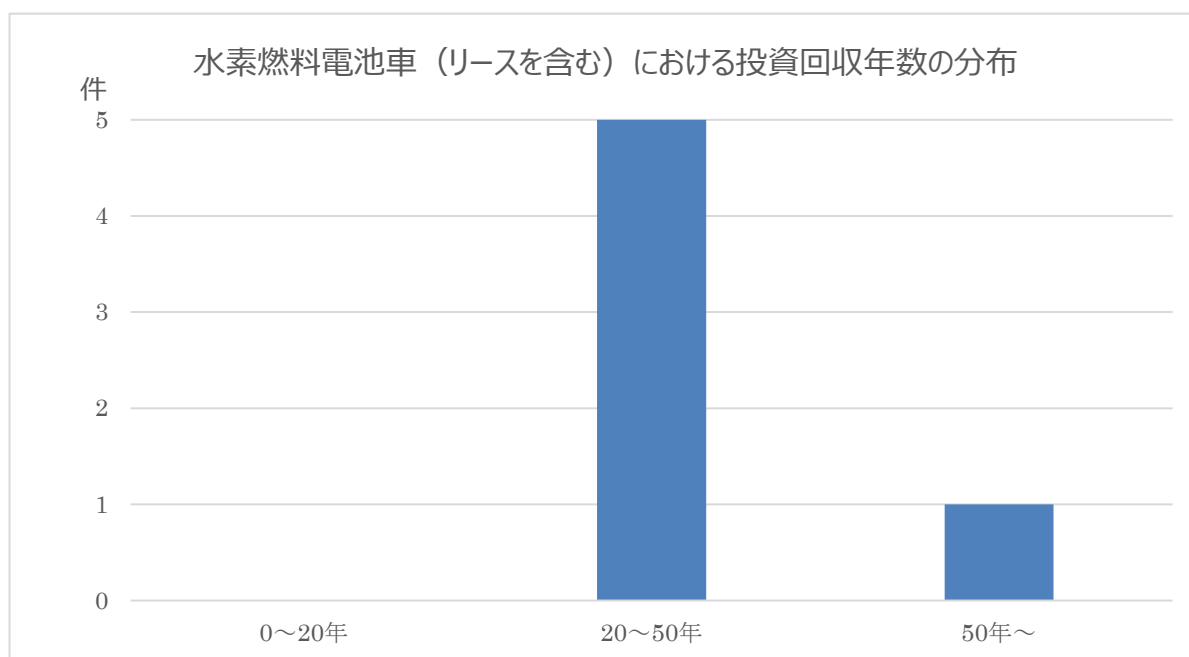


図 13-9 水素燃料電池車における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-10 水素燃料電池車の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内外 2 メーカー製品について、メーカーHP を参照（サンプル数 3） （クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金対象製品）
年間走行距離	7,912km （2022 年度 J-グリーンリンケージ倶楽部実績値）
ガソリン単価	平均 172.9 円 / ℓ （資源エネルギー庁 2023 年石油製品価格調査より、全国平均の「ガソリン」単価）
ガソリン自動車 燃費	10.6km/l （トップランナー基準値のうち、最も燃費が悪い値を保守的に採用）
水素燃料電池車 燃費	152km / kg （調査対象車種のうち、最も燃費が良い値を保守的に採用）

水素単価	30 円 / Nm ³ (資源エネルギー庁 第 2 回 水素・燃料電池戦略ロードマップ評価ワーキンググループ 2030 年目標値)
------	---

IX. EN-R-002 太陽光発電設備の導入における投資回収年数分布

住宅用 PV システムについて、最安値から 5% 点に位置するシステム価格：14.91 万円 / kW の場合の投資回収年数は 8.2 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。なお、家庭部門における第三者保有モデルについても、全体としての投資額及びランニングコストは変わらないことから、ポジティブリストに追加し、プロジェクト実施に係る手続きの緩和を図ることとする。

	住宅用 システム費用		
%	2023年設置 (全体)	2022年設置 (全体)	2021年設置 (全体)
5%	14.91	13.86	13.64
10%	17.08	15.69	15.50
15%	18.94	17.92	17.09
20%	20.77	19.52	18.80
25%	22.36	20.99	20.07
30%	23.93	22.29	21.55

図 13-10 住宅用 PV システムにおける投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-11 住宅用 PV システムの投資回収年数算定に係る前提条件

設備利用率	13.7% (調達価格等算定委員会の 2025 年度の想定値)
余剰売電比率	70% (調達価格等算定委員会の 2025 年度の想定値)
売電価格	10.0 円 / kWh (調達価格等算定委員会の 2025 年度の想定値)
電力単価	27.31 円 / kWh (資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照)

X. EN-R-002 太陽光発電設備の蓄電池の追加的な導入における投資回収年数分布

蓄電池について、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 8.2 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

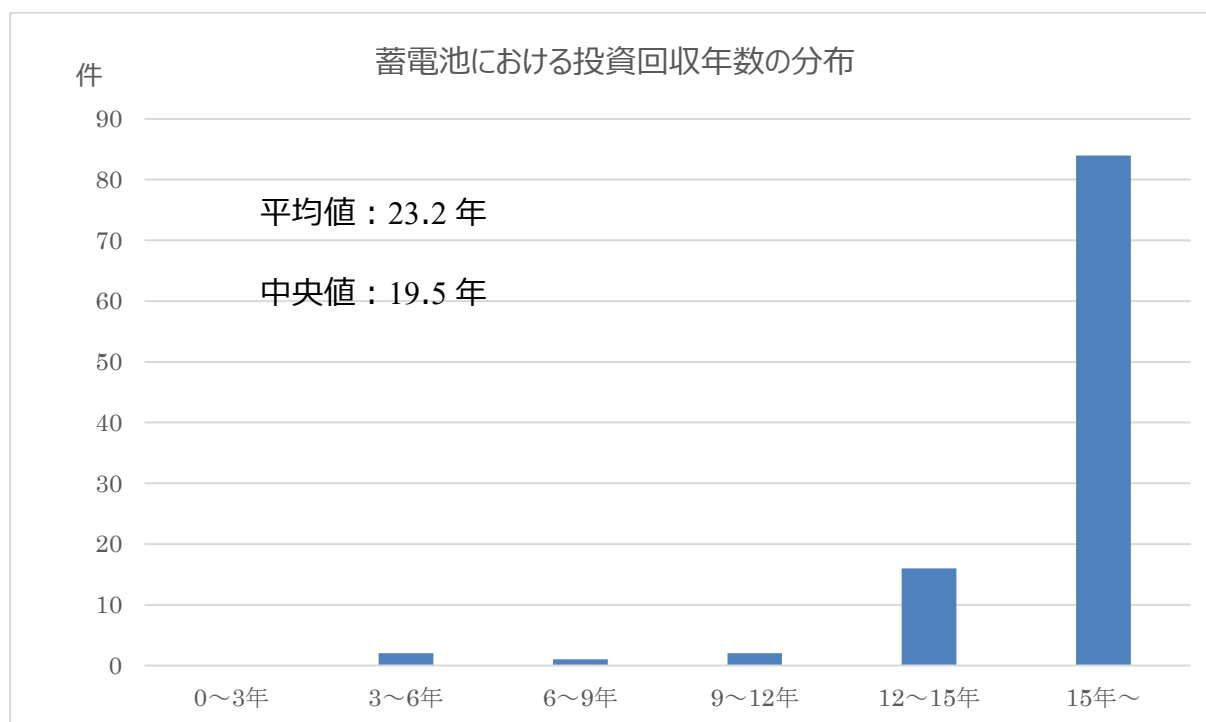


図 13-11 蓄電池における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-12 蓄電池の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	国内外メーカー製品について、価格情報サイトやメーカーHP等を参照（サンプル数 105）
設備条件	13.7% （調達価格等算定委員会の 2025 年度の想定値）
自家消費率	60% （J-クレジット制度事務局におけるシミュレーション結果）
PV 設備容量	4kW （J-クレジット制度参加家庭平均値）
電力単価	27.31 円 / kWh（資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照）

XI. EN-R-002 太陽光発電設備の電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）の追加的な導入における投資回収年数分布

電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を含む）について、既設の太陽光発電設備に追加的に導入する場合において、投資回収年数が短い方から 5% 点に位置する設備の場合、投資回収年数は 3.5 年と推定された。つまり、95% 以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

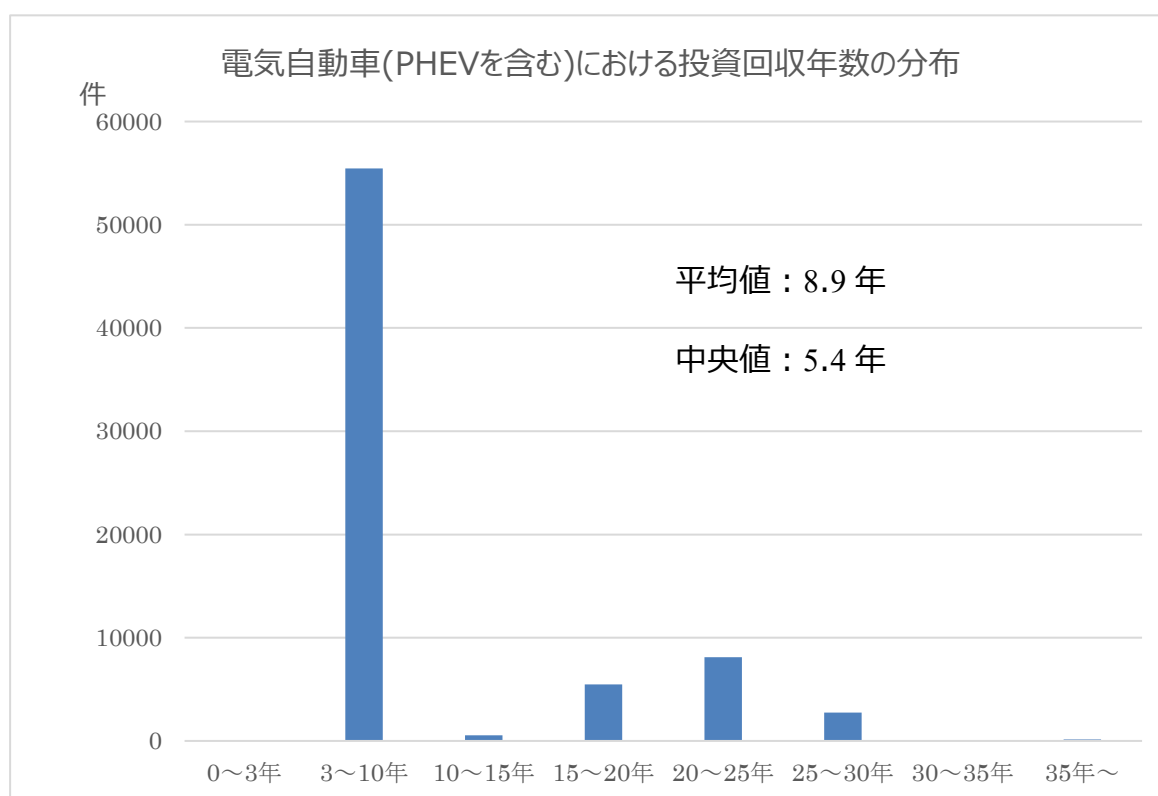


図 13-12 EV（PHEV 含む）における投資回収年数の分布

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-13 EV（PHEV 含む）の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	設備価格：Jークレジット制度参加家庭情報及び国内外メーカー製品に関する価格情報（サンプル数：72,503）
年間走行距離	7,912km （2022 年度 Jーグリーンリンケージ倶楽部実績値）
ガソリン単価	平均 172.9 円 / ℓ （資源エネルギー庁 2023 年石油製品価格調査より、全国平均の「ガソリン」単価）
ガソリン自動車 燃費	10.6km/l （トップランナー基準値のうち、最も燃費が悪い値を保守的に採用）

EV 電費	12.7km / kWh (PHEV : 9.3) (調査対象車種のうち、最も電費が良い値を保守的に採用)
電力単価	27.31 円 / kWh (資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照)

XII. EN-R-002 太陽光発電設備の貯湯槽付きヒートポンプ（エコキュート）の追加的な導入における投資回収年数分布

エコキュートについて、投資回収年数が短い方から 5%点に位置する設備の場合、再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分の投資回収年数は 4.5 年と推定された。つまり、95%以上の設備について投資回収年数が 3 年以上である蓋然性が高いことが確認された。

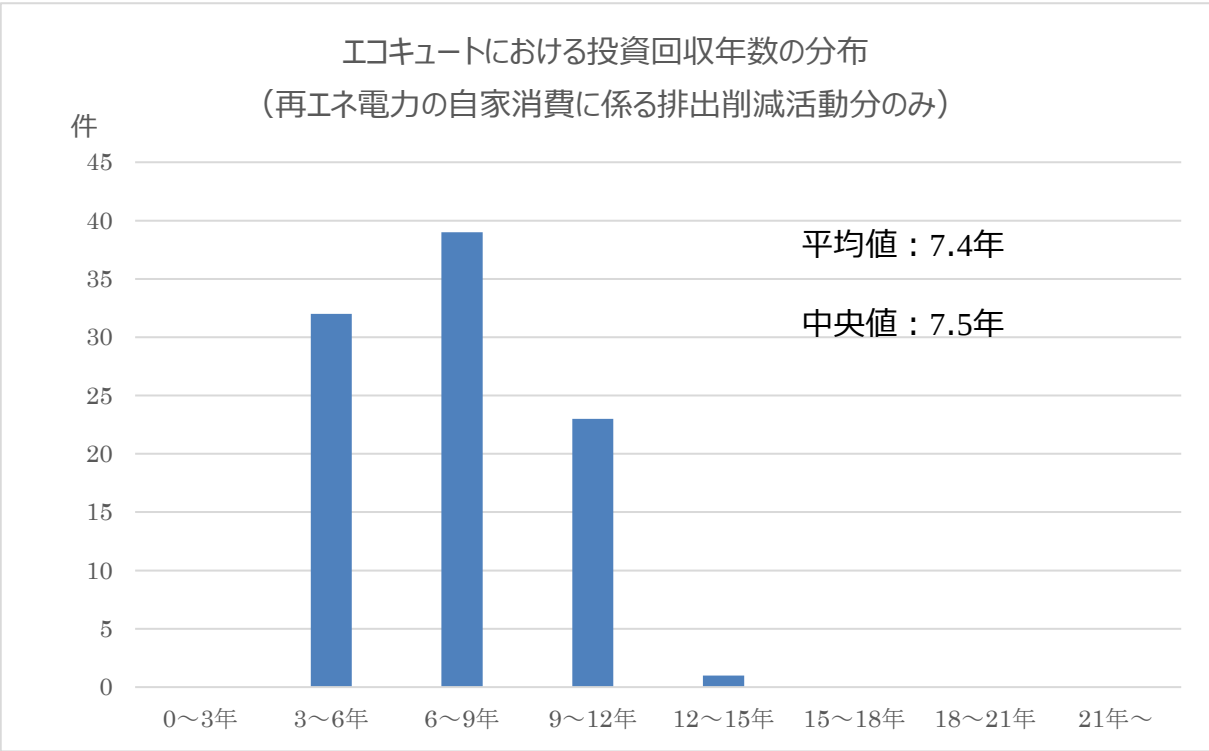


図 13-13 エコキュートにおける投資回収年数の分布（再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分のみ）

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-14 エコキュートにおける投資回収年数の分布
(再エネ電力の自家消費に係る排出削減活動分のみ) の投資回収年数算定に係る前提条件

設備価格	省エネ性能カタログ 2023 年版に掲載の省エネ基準達成率が 101%以上の製品について、価格.com より最安値 3 価格（サンプル数 95）
------	--

年間熱需要	17,581MJ/年（2022 年小売物価統計調査の想定値）
都市ガス単価	5.2 円/MJ（2022 年小売物価統計調査より、「都市ガス代」の全国単純平均値）
エコキュート COP	2.8～4.2（各製品仕様書の記載値）
電力単価	27.31 円 / kWh（資源エネルギー庁 第 91 回 調達価格等算定委員会「太陽光発電について」より、2025 年度の家庭用電気料金単価の想定値を参照）

XIII. FO-001 森林経営活動における投資回収年数

主伐を行わない場合及び主伐後再造林を行う場合の、林業経営収支の算定結果から、追加性（経済的障壁）を有する蓋然性は十分に高いことが確認された。

表 13-15 主伐後再造林を行う場合

	経費		収入		補助金	計	累計
1年目 主伐		287		369	0	82	82
	林業機械減価償却費	22	製材用材の販売収入	304			
	林業機械維持修理費	16	合板の販売収入	54			
	燃料費	22	チップ又は燃料の販売収入	10			
	労務費	56					
	間接費・事務員経費・消費税	72					
	丸太販売経費	100					
3年目 植栽		179			114	-65	17
	地帯え労務費・燃料費・機材費等	26					
	苗木代	33					
	植付労務費	20					
	苗木運搬労務費	3					
	獣害防護柵設置	42					
	間接費・事務員経費・消費税	56					
～12年目 下刈り（5回）		97			61	-36	-19
	下刈り労務費・諸雑費	55					
	間接費・事務員経費・消費税	42					
～22年目 除伐（2回）		40			22	-18	-37
	除伐労務費・燃料費・機材費等	23					
	間接費・事務員経費・消費税	17					
～32年目 保育間伐		15			9	-6	-43
	保育間伐労務費・機械経費等	9					
	間接費・事務員経費・消費税	6					
計		618		369	206	-43	

表 13-17 主伐を行わない（造林・間伐のみ行う）場合

表 13-16 主伐を行わない（造林・間伐のみ行う）場合

	経費	収入	補助金	計	累計
1年目 植栽	179		114	-65	-65
	地筋え労務費・燃料費・機材費等 26 苗木代 33 植付労務費 20 苗木運搬労務費 3 獣害防護柵設置 42 間接費・事務員経費・消費税 56				
～10年目 下刈り（5回）	97		61	-36	-101
	下刈り労務費・諸雑費 55 間接費・事務員経費・消費税 42				
～20年目 除伐（2回）	40		22	-18	-119
	除伐労務費・燃料費・機材費等 23 間接費・事務員経費・消費税 17				
～30年目 保育間伐	15		9	-6	-125
	保育間伐労務費・機械経費等 9 間接費・事務員経費・消費税 6				
～40年目 搬出間伐	98	53	45	0	-125
	林業機械減価償却費 8 林業機械維持修理費 6 燃料費 8 労務費 21 間接費・事務員経費・消費税 27 丸太販売経費 28	製材用材の販売収入 18 合板の販売収入 5 チップ又は燃料の販売収入 30			
計	429	53	251	-125	
～50年目 主伐	287	459	0	172	47
	林業機械減価償却費 22 林業機械維持修理費 16 燃料費 22 労務費 56 間接費・事務員経費・消費税 72 丸太販売経費 100	製材用材の販売収入 379 合板の販売収入 67 チップ又は燃料の販売収入 13			
計	716	512	251	47	

投資回収年数の算定に用いた各種前提条件は以下の通り。

表 13-17 森林経営活動における算定に係る前提条件

植栽の本数	3,000 本 / ha
伐期	50 年
樹種	スギ（普通苗）
主伐生産量	315 m ³
作業員賃金	16,000 円 / 日

XIV.FO-003 再造林活動における投資回収年数

植栽から林齢 16 年生までは収入が見込まれないことから、再造林活動方法論に基づくプロジェクトについては、経済的障壁を有する蓋然性が高い。

表 13-18 再造林活動における投資回収年数

	経費		収入		補助金	計	累計
1年目 植栽		179			114	-65	-65
	地帯え労務費・燃料費・機材費等	26					
	苗木代	33					
	植付労務費	20					
	苗木運搬労務費	3					
	獣害防護柵設置	42					
	間接費・事務員経費・消費税	56					
～10年目 下刈り（5回）		97			61	-36	-101
	下刈り労務費・諸雑費	55					
	間接費・事務員経費・消費税	42					
～16年目 除伐（1回）		20			22	2	-99
	除伐労務費・燃料費・機材費等	11					
	間接費・事務員経費・消費税	8					
計		296		0	197	-99	

表 13-19 再造林活動における算定に係る前提条件

植栽の本数	3,000 本 / ha
伐期	50 年
樹種	スギ（普通苗）
主伐生産量	315 m ³
作業員賃金	16,000 円 / 日

13.1.2 登録簿システムの電子化に関する調査

2022 年度から現行の登録簿システムの運用が開始され、プロジェクト登録、クレジット認証、クレジット移転、無効化等の各種申請を包括的にシステムで申請可能となった。また、無効化したクレジットの再エネ電力量・再エネ熱量も無効化時に発行される「無効化通知書」に附記されるようになった。一方で、実際のシステムを運用する中で改善点も見つかっており、継続的にシステム改修が実施されている。制度事務局では、登録簿運営事業者と定期的な打ち合わせを行い、登録簿システムのシステム改修に関する以下の点について要望、助言、情報提供等を行った。

- ① 複数口座開設に係るシステム要件の整理、事務局側での運用検討
- ② アップロードファイルに対する日時データ付与に係る情報の整理（本改定は、認証委員会の運営に当たり、修正作業等が発生した際の過誤防止のために実施）
- ③ 登録証、認証証の出力機能追加に当たっての情報整理、仕様決定に係る助言

13.1.3 パワーコンディショナーの校正に関する調査

「EN-R-002 太陽光発電設備の導入」によるプログラム型プロジェクトの運営・管理者は、モニタリングに使用するパワーコンディショナーがモニタリング・算定規程に定める分類 B に該当することを確認するため、型式毎にメーカーへのヒアリング等を通じて出荷時の精度保証に関する確認を行う必要がある。しかし、個々の運営・管理者から各メーカーへ確認を行う場合、問い合わせがパワーコンディショナー製造事業者宛に集中することが懸念される。そこで、分類 B の要件である出荷時の精度保証については、事務局よりパワーコンディショナー製造事業者へのヒアリングを基に機器リストを整理し、プログラム型プロジェクトの運営・管理者と審査機関に共有を行うよう、各製造事業者からの情報収集を 2020 年度に実施し、2021 年度に制度 HP 上で公開を行った。

また、電力会社が設置する逆潮流計に加えて、パワーコンディショナーと連携する特定計量器ではない電力計が設置されるケースがある。こういったケースの場合、逆潮流量のモニタリングにあたっては、連携する特定計量器ではない電力計の計測値を用いることとなるため、プロジェクト運営・管理者は電力計が分類 B に該当することを確認する必要が生じる。こうした状況を踏まえ、電力計に関しても制度 HP 上で分類 B に該当する型番の一覧の公表を 2021 年度に行った。

今年度は既に掲載しているパワーコンディショナー製造事業者に対して、型番の更新を依頼し、制度 HP 上で更新版の一覧を公表した。また、3 社のパワーコンディショナー製造事業者に対して、制度 HP 上で分類 B に該当する型番の一覧の公表を依頼したが、既に製造していない（他社のパワーコンディショナーを OEM 製品として販売しているため自らで校正を行っておらず分類 B と明言できない）等の理由により掲載を断念した。

13.1.4 CORSIA への申請・登録に関する調査

J-クレジット制度は、2022 年に CORSIA（国際民間航空のためのカーボン・オフセット及び削減スキーム）適格プログラムとしての認定を申請したが「再申請を要す」（Invited to re-apply）と判定され、2023 年 3 月に再申請を行った。CORSIA 技術助言機関（TAB）から「改善が必要」とされた分野のうち、再申請書で説明をブラッシュアップすることで対応した以外の下記分野に

については、第30回運営委員会（2023年4月）および第31回運営委員会（2023年6月）にて制度文書を改定して対応すべく、情報収集を踏まえ改定案を検討した。

- 制度のガバナンス Program governance
- セーフガードの仕組み Safeguards system
- 持続可能な開発に係る基準 Sustainable development criteria
- 正味での無害性 Do no net harm
- 二重認証・発行・主張の回避 Avoidance of double counting, issuance and claiming
- 緩和義務に対し1回のみ計数されること Are only counted once towards a mitigation obligation

2.1 節「運営委員会の開催」で前述の通り、「セーフガードの仕組み」「持続可能な開発に係る基準」「正味での無害性」についての対応は、「環境社会配慮を行い持続可能性を確保すること」をプロジェクト要件とすることに収めたが、この要件に係る説明の作成にあたっては、国際協力機構（JICA）の環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）等を調査し、その中の下記文言（再掲）を参考にした。

- 「環境社会配慮」とは、人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を配慮することをいう。
- …プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行う。
- …環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く…ステークホルダーとの協議を…行う…。

「二重認証・発行・主張の回避」「緩和義務に対し1回のみ計数されること」への対応となる相当調整の手続きを立案するにあたっては、同様に CORSIA へ適格申請している他制度を参照し、また専門のコンサルタントとの協議を重ねた。

また、最後には相当調整に至る CORSIA オフセットに係る手続きの第一段階となる「制度管理者は、CORSIA におけるオフセットのための使用に係る適格性を日本国政府が予備的に承認した（CORSIA 適格と認められる）J-クレジットを指定」というステップについては、「適格候補」のクレジット一覧を、ダウンロード可能なエクセルファイル（下記抜粋例参照）として公開した。

発行済みJ-クレジット ビンテージ年リスト（CORSIA適格コード付き）【通常型プロジェクト由来クレジット】

Issued J-Credits' Vintage Year List (for CORSIA-eligibility) [Credits from ordinary (stand-alone) projects]

適格コードが1～3となっている認証番号のJ-クレジットは、CORSIAにおけるオフセットに使用できるようになる可能性があります。

J-Credits of Certification Numbers with CORSIA-eligibility Code 1, 2 or 3 will possibly be usable for CORSIA.

*CORSIA適格コード:ビンテージ年2016-20年は「1」、2021-23年は「2」、2024-26年は「3」(EN-S、EN-R、FO方法論プロジェクト由来のみ)

* CORSIA-eligibility Code: "1" is for the J-Credit Units with Vintage Year 2016-20; "2" for Vintage Year 2021-23; and "3" for Vintage Year 2024-26.

(Only from projects on the EN-S, EN-R or FO methodologies)

** 日本国政府予備承認済み:「1」は、CORSIAにおけるオフセットのための使用に係る適格性を日本国政府が予備的に承認していることを意味する。

** Preliminarily authorised by GoJ: "1" means being preliminarily authorised by the Government of Japan for the use under CORSIA.

2024年01月26日時点 As of 26 January 2024

クレジット認証番号 Credit Certification Number	プロジェクト番号 Project Number	方法論番号 Methodology Number	クレジット量 Volume (t-CO2)	ビンテージ年 Vintage Year	CORSIA適格コード CORSIA-eligibility Code*	日本国政府予備承認済み Preliminarily authorised by GoJ**
1003701	37	FO-001	219	2013	0	0
1001001	10	FO-001	589	2013	0	0
1000701	7	EN-S-001	63	2013	0	0
1002401	24	EN-R-002	121	2013	0	0
1003301	33	EN-R-001	191	2014	0	0
1001401	14	FO-001	27	2013	0	0